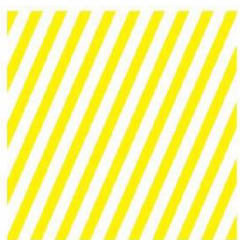




第3次 茨木市環境基本計画 (案)

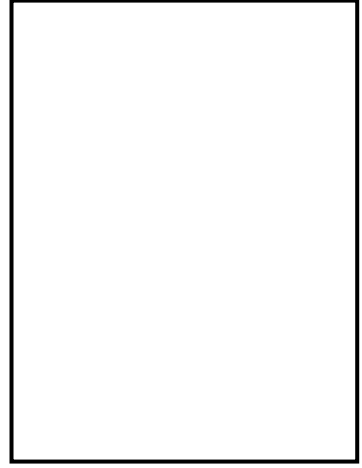
次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

令和7(2025)年3月 茨木市

ごあいさつ



令和7(2025)年3月
茨木市長 福岡 洋一

目 次

第1章 茨木市環境基本計画について	1
1.1 計画策定・改定の趣旨	2
<コラム①> ウェルビーイングってなに？ 環境との関係は？	5
<コラム②> ネイチャーポジティブ実現に向けた自然と共生する豊かな社会へ	6
1.2 計画の位置づけ	7
1.3 対象範囲	8
1.4 対象地域	9
1.5 計画期間	9
1.6 各主体の役割	9
第2章 第2次茨木市環境基本計画の達成状況	10
2.1 第2次茨木市環境基本計画がめざしたもの	11
2.2 環境指標から見た第2次茨木市環境基本計画	11
2.2.1 基本施策1 生活環境（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）	12
2.2.2 基本施策2 自然環境（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）	15
2.2.3 基本施策3 低炭素（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）	18
2.2.4 基本施策4 資源の循環（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）	21
第3章 環境に関連する動向	24
3.1 環境に関連する社会情勢	25
（1）人口減少・少子高齢社会の到来	25
（2）気候変動の深刻化	25
（3）東日本大震災を踏まえた環境政策の見直し	27
（4）2030年におけた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現	27
（5）循環共生型社会の構築	28
<コラム③> 循環経済（サーキュラーエコノミー）って？	29
（6）生物多様性の危機と都市における「水と緑」の役割の多様化	29
（7）環境問題解決に向けた市民や事業者の役割の変化	29
（8）自然を活用した社会課題の解決（NbS）	30
（9）地域資源を活用した自立・分散型社会の実現	30
<コラム④> 生物多様性って？	31
（10）SDGs の概念	32
（11）世界、国、大阪府、茨木市の環境に関する主な動向	33
3.2 茨木市の概要	36
（1）地勢	36
（2）茨木市の魅力	36
（3）将来人口	38
（4）気象	38
（5）産業構造	39
（6）土地利用	40

3.3 市民意識.....	42
(1) 環境に関する満足度	42
(2) 環境に関する関心と取組状況	43
(3) 生物多様性についての認知度	44
(4) 茨木市民の考える暮らしたいまち、幸せを感じることに.....	45
3.4 第3次茨木市環境基本計画策定にあたっての基本的な考え方	46
(1) 市の特性・現状を踏まえた、長期的な視点	46
(2) 現計画の取組状況と課題を踏まえた対応	46
(3) 環境を取り巻く社会情勢を反映	46
(4) 市民参加による環境の共創	46
第4章 第3次茨木市環境基本計画がめざすもの(目標)	47
4.1 環境像と基本施策	48
(1) 4つの基本施策の考え方	49
(2) 施策の体系	56
＜コラム⑤＞太陽光発電設備の導入、再エネ電力の購入による脱炭素.....	57
第5章 環境像の実現に向けた取組	58
5.1 基本施策(1) 脱炭素.....	59
＜コラム⑥＞地球温暖化対策の緩和策と適応策	59
取組方針(1-1) 脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発	61
取組方針(1-2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	63
取組方針(1-3) 気候変動による影響への適応策の推進	65
5.2 基本施策(2) 自然環境.....	67
取組方針(2-1) 自然資源の利用の推進	69
取組方針(2-2) 生物多様性の保全	70
5.3 基本施策(3) 資源循環.....	72
取組方針(3-1) ごみの減量化の推進	73
取組方針(3-2) ごみの再資源化の推進	75
取組方針(3-3) ごみの適正処理の推進	76
5.4 基本施策(4) 生活環境.....	78
取組方針(4-1) 健康に過ごすことができる生活環境の保全	79
取組方針(4-2) 化学物質等による環境リスクの低減	80
取組方針(4-3) 快適環境の保全	81
5.5 環境意識・環境教育・環境行動.....	82
5.6 環境指標一覧.....	83
第6章 計画の着実な推進	87
6.1 計画推進の仕組み.....	87
6.2 計画の進行管理.....	88

資 料 編	89
資料 1 茨木市環境基本条例.....	90
資料 2 茨木市環境審議会規則.....	96
資料 3 茨木市環境審議会委員名簿.....	98
資料 4 茨木市環境審議会の開催状況.....	99
資料 5 茨木市環境審議会の答申.....	100
資料 6 用語解説.....	101

第Ⅰ章

茨木市環境基本計画について



第1章 茨木市環境基本計画について

1.1 計画策定・改定の趣旨

＜茨木市環境基本計画改定の背景～国の動向から～＞

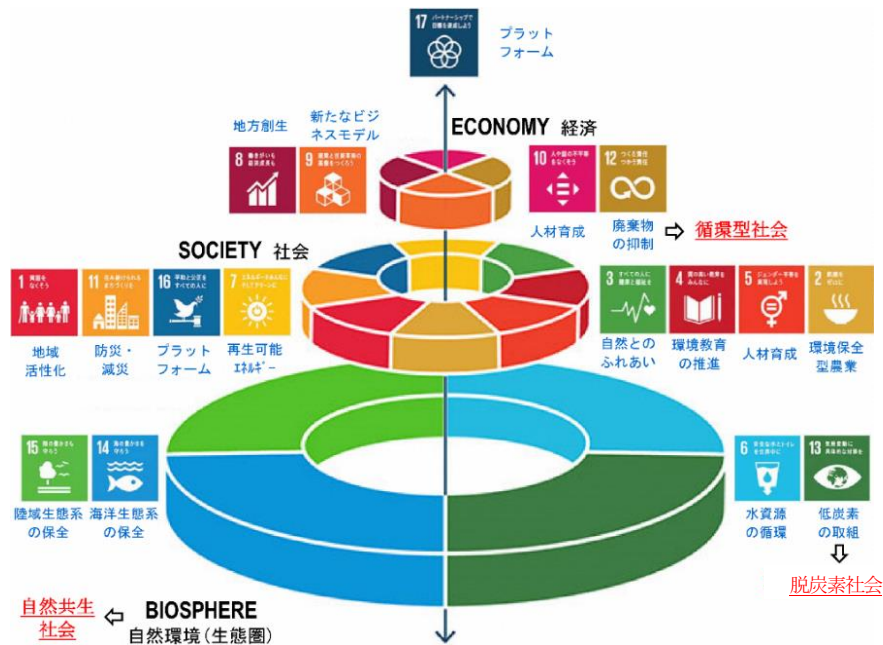
近年、地球温暖化が進行し、地球環境にも多大な影響を及ぼしており、国際社会において大きな問題となっています。令和6(2024)年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」においては、冒頭文に「本計画は強い「危機感」に基づいている。」とあり、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面し、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあると問題提起しています。そして、環境・経済・社会すべてにおいて、特に令和12(2030)年までの10年間を「勝負の10年」とし、この間における選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いという点に言及しています。そこで、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明の実現、持続可能な社会としての「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）をめざし、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング（p.5 コラム参照）、経済厚生の向上」を最上位の目的とする、としています。



令和5(2023)年3月には、「生物多様性国家戦略2023～2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ」が閣議決定され、生物多様性の損失と気候危機の二つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要があるとし、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現（p.6 コラム参照）、ひいては、2050年のビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げています。また、令和6(2024)年8月には第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、循環経済への移行を進め、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる循環共生型の社会を形成することで持続可能な社会を実現し、我々の社会活動の土台となる自然資本への負荷を削減し、気候変動、生物多様性損失、汚染などの環境問題の同時解決につながるとしています。

※ 本文中の下線 _____ がある用語は、巻末の資料6に解説があります。

いずれの取組も、視点は異なりますが、相互に関連していることを認識し、相乗効果を生み出しながら「ウェルビーイング／高い生活の質」実現をめざすことが極めて重要であると考えられます。



左図は、SDGsの17の目標を経済・社会・自然環境の3層に分類して総合的に整理したSDGsのウェディングケーキモデルです。「経済」は「社会」に、「社会」は「自然環境」に支えられて成り立つという考え方が左図では示されています。

図の出典：第六次環境基本計画の概要（環境省）

（Stockholm Resilience Centreの図に環境省が追記）

図1-1 SDGsのウェディングケーキモデル

＜茨木市における環境基本計画策定・改定の趣旨＞

本市では、平成15(2003)年3月に環境の保全及び創造についての基本理念と環境施策の基本的な事項を定めた「茨木市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき平成16(2004)年3月に「第1次茨木市環境基本計画」を、平成27(2015)年3月に「第2次茨木市環境基本計画」を策定しました。

図らずも、本市環境基本条例において、「安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利」とであると当初から宣言したことが、今現在最上位の目的とされているウェルビーイングにつながっていると考えます。また同時に、「かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である」と同条例で明示したことが、今ここからの本市の取組において一層その重要性が実感されるところです。

茨木市都市計画マスタープランにおいては、都市づくり戦略の一つに、「山とまちを活かす・つなぐ」を設定し、それぞれの魅力や強みを生かした都市づくりを進め、「つなぐ」ことで都市全体への波及効果・相乗効果を生み出し、地域資源のネットワーク化を図るとしています。また、

自然環境が有する機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、自然災害への対応など）を社会における様々な課題解決に活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する新たな取組（ネイチャーベース・ソリューション）が、国内でも導入されつつあることも取り上げています。

環境問題は市民生活のあらゆる分野に関わっています。本市においても、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化、都市づくりの方向性を踏まえ、環境に関する諸施策の関連性を認識し、同時解決を図ることを念頭に取り組むことがより重要となります。

このたび、これらの考え方に沿って、持続可能な共創のまちづくりを進め、本市環境基本条例に示す「人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会」を創造し持続させることで、本市に関わる一人ひとりのウェルビーイングを実現することをめざして、令和7（2025）年度からの10年間を計画期間とし、第3次茨木市環境基本計画を策定します。

＜ 茨木市環境基本条例 ＞

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。



<コラム①>ウェルビーイングってなに？ 環境との関係は？



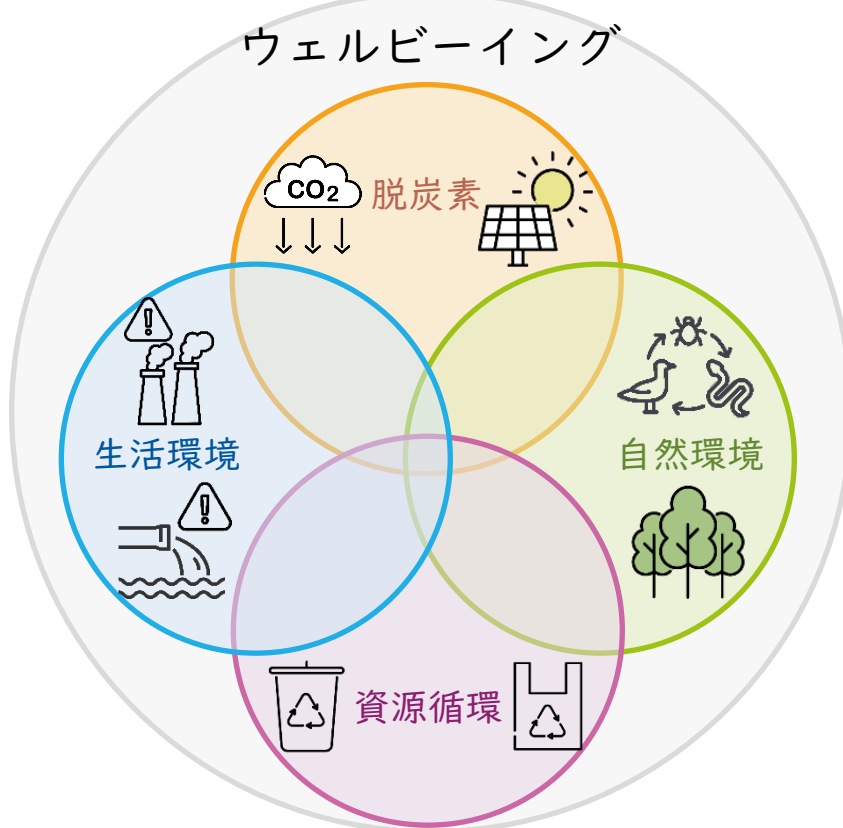
ウェルビーイング（Well-being）は、well（よい）とbeing（状態）からなる言葉です。世界保健機関（WHO）では、ウェルビーイングのことを「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される」と紹介しています。

従来、なじみのある統計のひとつとして、経済の指標であるGDP（Gross Domestic Product/国内総生産）があり、これまで景気判断や経済成長率など経済的な豊かさを測る指標として、国の政策などに広く活用されてきました。ですが昨今、物質的、経済的な豊かさだけでなく、心身の豊かさ、心の幸福度が注目されてくる中で、新たな「ウェルビーイング」という考え方が注目されています。

令和6(2024)年5月に閣議決定された国の環境基本計画においても、環境基本法第1条※の趣旨を踏まえ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が上位目標として示されたことは、先に触れました。

国の環境基本計画において「ウェルビーイング／高い生活の質」は、市場的価値（所得、GDPなど）と非市場的価値（国民の自己肯定感などの主観的幸福感など）によって構成され、相乗的効果を図りながら双方を引き上げていくような「新たな成長」をめざす、とされています。

こうしたウェルビーイングに寄与する環境施策を展開していくことが、今求められています。



※ 環境基本法

（目的）第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。





<コラム②>ネイチャーポジティブ実現に向けた自然と共生する豊かな社会へ



「ネイチャーポジティブ」は日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

今の地球は、過去1,000万年間の平均と比べて10～100倍の速度で生物が絶滅しているネガティブ（マイナス）の状況にあります。この状況から社会、技術、経済などすべての分野で改善を促すことで自然が豊かになっていく、ポジティブ（プラス）な状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。

～世界では～

令和4(2022)年12月 COP15

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」

において、2050年ビジョンを「自然と共生する世界」とし、2030年までにネイチャーポジティブ実現を目標としました。

～国内では～

令和5(2023)年3月閣議決定

「生物多様性国家戦略 2023-2030」

において、2050年ビジョンを「自然と共生する社会」とし、2030年までにネイチャーポジティブ実現をめざしています。

2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ（ネイチャーポジティブ）、2050年ビジョンを達成するためには、「自然保護」「ゼロカーボン」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」などすべての分野で取組が必要なことを、下の図では表しています。

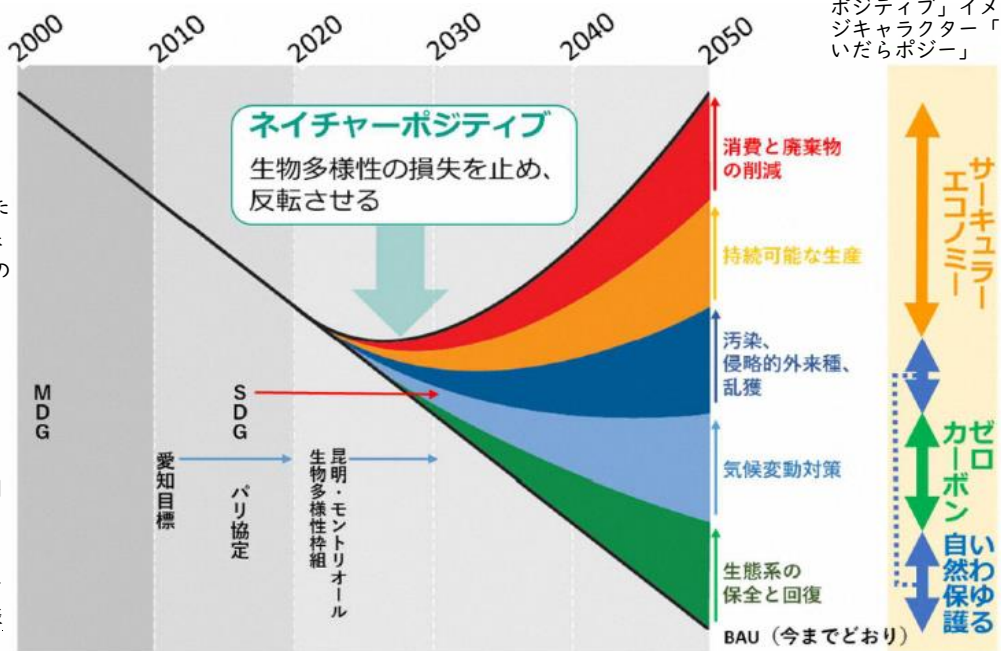


環境省「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター「だいらぼーじ」

MDG：国連で採択された環境の持続可能性確保など8つの国際社会の共通目標。

SDG：MDGを発展させた、気候変動など17の国際社会の共通目標。

愛知目標：名古屋での国連の会議で採択された生物多様性の国策目標。その後、昆明・モントリオール生物多様性枠組に引き継がれた。



図の出典：地域規模生物多様性概況第5版（生物多様性条約事務局）

図1-2 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

茨木市の取組としては…

従来から取り組んできた、環境保全、再生可能エネルギーの導入推進、特定外来生物への対応、ごみの減量化等、すべてがネイチャーポジティブに資する取組と考えます。

第3次茨木市環境基本計画においても、環境資源調査、特定外来生物対策、再生可能エネルギー設備の導入推進、環境負荷の低い電力の調達、ごみの排出量削減・食品ロス削減など、2030年のネイチャーポジティブ実現、2050年ビジョンの自然と共生する社会をめざして、引き続き取組を進めます。

（各施策の取組については第5章に掲載しています）



1.2 計画の位置づけ

本計画は、茨木市環境基本条例の基本理念のもと、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため策定します。本市の上位計画である第6次茨木市総合計画において掲げられた将来像6「環境」と整合を図りつつ、環境に関する施策※を示します。また、関連計画である茨木市一般廃棄物処理基本計画、茨木市地球温暖化対策実行計画や、国の環境基本計画などとの整合も図ります。

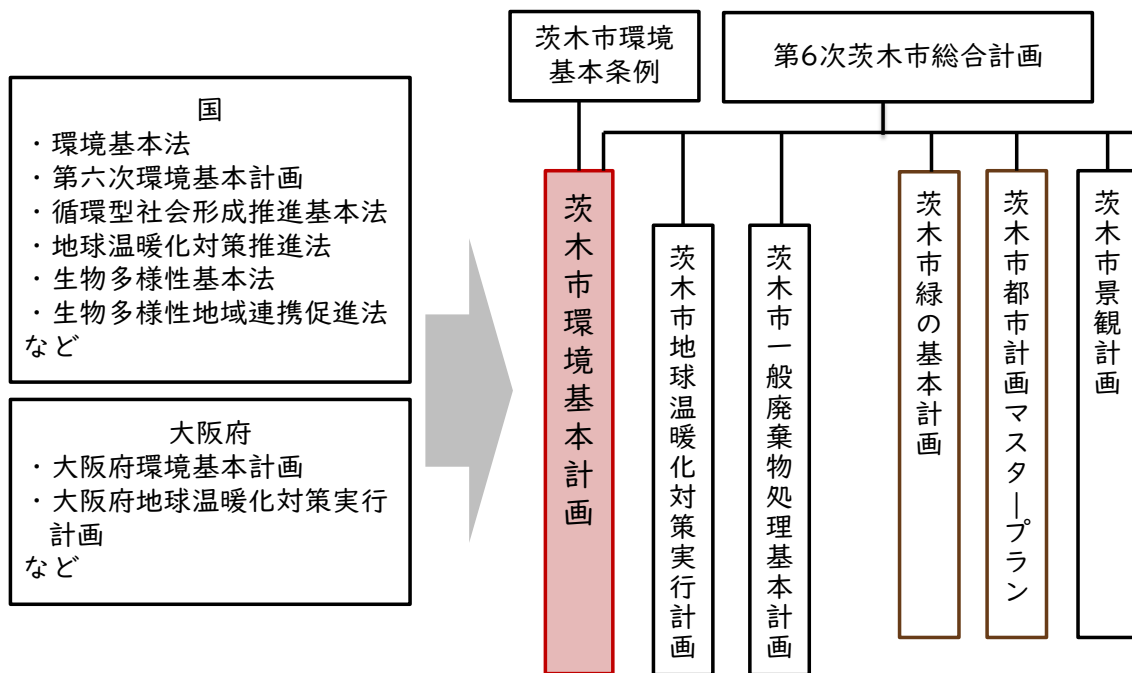


図1-3 本計画の位置づけ

<茨木市環境基本条例 第3条 基本理念>

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

※ 施策とは・・・本書における施策とは、茨木市が良好な環境の保全や創造を実現するための方針です。一般的に、行政上の「施策」は「目標」を達成するための方針であり、施策を達成するための具体的な方法として「事業」が実施されます。

1.3 対象範囲

本計画の対象範囲は、「茨木市環境基本条例」第7条において施策の基本方針として定められた事項です。これらを本市の上位計画である第6次茨木市総合計画において掲げられた将来像6「環境」の施策6-1「脱炭素」、施策6-2「自然環境」、施策6-3「資源循環」、施策6-4「生活環境」に分類し、目標や施策を設定します。

また、これら全ての範囲には、人づくりや仕組みづくりが重要であることから、「環境意識」「環境教育」「環境行動」を横断的要素とします。

～茨木市環境基本条例 第7条～

（施策の基本方針）

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- （1）大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。
- （2）野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- （3）廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- （4）市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- （5）地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

1.4 対象地域

本計画の対象地域は、茨木市全域とします。ただし、市単独では解決が容易でない問題（例えば地球環境問題、公害、自然環境の獣害など）については、周辺自治体や国、府との連携を図ります。

1.5 計画期間

目標年次は令和16(2034)年度とし、令和7(2025)年度からの10年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や科学技術の進展に伴う環境の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行います。

1.6 各主体の役割

近年、環境問題は多様化・複雑化し、その多くは社会経済活動や生活様式に起因しており、市だけでの問題解決は益々困難になってきています。茨木市に関わるみんなが協力して環境を守り創る「共創」の考え方のもと、市、市民、事業者、NPOなど多様な主体が協働して問題解決にあたる必要があります。

(1) 市民の責任と役割

環境意識を高め、学び教え合い、個々の問題に参加・協力します。

(2) 事業者の責任と役割

環境に配慮した持続可能な経営に転換し、地域に貢献する活動を行います。

(3) 市の責任と役割

関係部局が連携しながら率先して環境問題に取り組むほか、環境問題に取り組む市民や事業者への支援、インフラの整備、啓発活動を行います。

第2章

第2次茨木市環境基本計画の達成状況

第2次茨木市環境基本計画（平成27(2015)年3月策定）の達成状況を、基本施策別に本市の現状と課題として示します。



第2章 第2次茨木市環境基本計画の達成状況

2.1 第2次茨木市環境基本計画がめざしたもの

第2次茨木市環境基本計画では、「心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち」を環境像の目標とし、その実現に向けて以下の4つの基本施策を掲げました。

- 基本施策1 いごちの良い生活環境をたもつ
- 基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる
- 基本施策3 ライフスタイルを見直して低炭素なまちをめざす
- 基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

2.2 環境指標から見た第2次茨木市環境基本計画

第2次茨木市環境基本計画では、環境像の実現に向けて実施する施策や取組の動向を検証するため、「環境指標」と「めざす指標の方向性」を設定しました。

めざす指標の方向性は、平成25(2013)年度実績を基準に、「高いまたは大きい数値」、「低いまたは小さい数値」になることで、めざすべきまちのすがたに近づくことを示します。

ここでは、令和5(2023)年度末の実績値と比較することで、めざすべきまちのすがたに近づいたかを確認します※。

- ※ 第2次茨木市環境基本計画の計画期間は令和7(2025)年3月までであり、ここでの確認は最終的な達成状況ではありません。
- ※ 以下、「基準年度」は「平成25(2013)年度」をいいます。
- ※ 第2章では基本施策1～4の名称や並びを第2次茨木市環境基本計画に準じています。

2.2.1 基本施策1 生活環境（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）

基本施策1 生活環境「いごこちの良い生活環境をたもつ」について、生活環境に係る環境指標と最新の実績値（主に令和5（2023）年度）は下表のとおりとなりました。

表 生活環境の環境指標のまとめ

取組方針	環境指標		平成25(2013)年度	令和5(2023)年度	めざす方向性	現況
健康に過ごすことができる生活環境の保全	一般環境における騒音の環境基準達成率（％）		80.5%	91.7%	➡	➡
	道路騒音の環境基準達成率（％）	一般国道171号	81.8%	91.2%	➡	➡
		大阪中央環状線	74.0%	73.9%	➡	➡
		茨木・摂津線	96.4%	99.6%	➡	➡
	公害苦情（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭）の解決率（％）		90.2%	71.4%	➡	➡
	公共下水道の人口普及率（％）		99.2%	99.5%	➡	➡
新たな環境課題への対応	事業所における化学物質排出量（t）		84 t 平成 24(2012)年度	46 t 令和 4(2022)年度	➡	➡
	環境保全協定の締結件数（件）		15件	16 件	➡	➡
快適環境の保全	路上喫煙率（％）		0.402% 平成 26(2014)年 1 月	— (令和 4(2022)年度 0.144%)	➡	➡
	市内一斉清掃参加者数（人） (年末一斉清掃の参加者数)		24,220人	20,590人	➡	➡
	不法投棄処理件数（件）		490件	486 件	➡	➡
	飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数（件）		510件 (犬 224 件、猫 286 件)	287 件 (猫 287 件)	➡	➡

※ 「現況」欄は、めざす方向性に合致しているものを青色、合致していないものをオレンジ色で表しています。

<環境指標から見た生活環境の現状・分析>

- 一般騒音における環境基準達成率は、令和5(2023)年度が91.7%で、基準年度より上昇しました。
- 道路騒音の環境基準達成率は、令和5(2023)年度に国道171号と茨木・摂津線で高水準を維持しており、大阪中央環状線では基準年度比でわずかに低下していますが、令和4(2022)年度からは上昇しました(図2-1)。
- 公害苦情の解決率は、令和5(2023)年度が71.4%で基準年度より低下しました(図2-2)。なお、環境指標ではありませんが、大気、水(河川、地下水)について、光化学オキシダント以外の項目については、環境基準を概ね達成し、健康被害や環境への大きな被害は発生していません(図2-3)。
- 下水道整備を積極的に実施し、令和5(2023)年度末現在で公共下水道の人口普及率は99.5%となっています。
- 事業所における化学物質排出量は、令和4(2022)年度が46tで、基準年度より低下しました。市は事業所に対して、特定化学物質の環境への排出量などの届け出の指導、化学物質の自主的な管理や削減を促進する助言を行っており、化学物質排出量は着実に減少しています。
- 遺伝子組換え施設との環境保全協定の締結件数は、令和5(2023)年度が16件で、基準年度より増加しました。遺伝子組換え施設をこれから設置しようとする事業者と協定の締結に向けて協議を行っているほか、件数は着実に増加しています。また、すでに協定を締結している事業に対しても指導や立入検査を行っています。
- 路上喫煙率は、禁止地区におけるマナー推進員の巡回・指導や啓発看板の設置などによる積極的な啓発に努めた結果、下げ止まりの水準が続いており、最終の数値である令和4(2022)年度は0.144%で、基準年度より低くなりました。

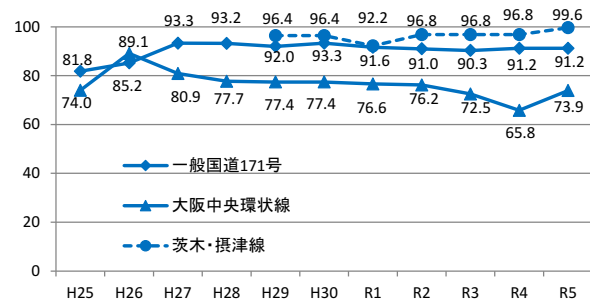


図2-1 道路騒音の環境基準達成率

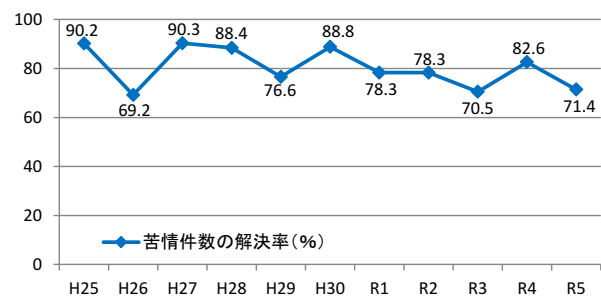


図2-2 公害苦情の解決率

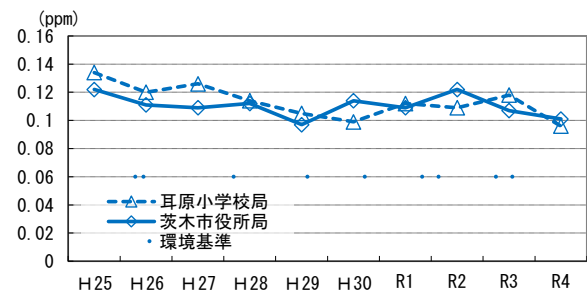


図2-3 光化学オキシダント
(昼間の1時間値の最高値)

- ・ 市内一斉清掃参加者数は、令和5(2023)年度が20,590人で、基準年度から減少しました(図2-4)。コロナ禍による中止が影響していると考えられます。
- ・ 警察と連携した不法投棄防止パトロールにより、不法投棄防止に努め、不法投棄処理件数は、令和5(2023)年度が486件で、基準年度の490件よりわずかに減少しています。

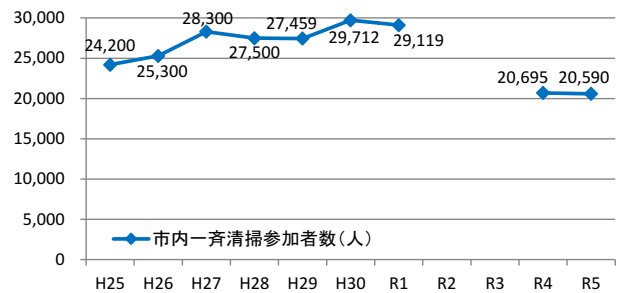


図2-4 市内一斉清掃参加者数

- ・ 飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数は、令和5(2023)年度が287件で、基準年度の510件(犬224件、猫286件)より減少しました。減少要因は、平成27(2015)年6月に飼い犬に対する補助制度を廃止したためであり、猫に対する補助件数は基準年度より微増しています。

<生活環境の課題>

道路騒音の環境基準達成率については、国道171号と茨木・摂津線で高水準を維持していますが、大阪中央環状線が課題です。引き続き環境監視に努め、道路管理者に監視結果を伝え啓発を行う必要があります。

公害苦情の解決率向上が課題であり、発生源事業所に対して適切な改善指導を引き続き行う必要があります。

環境指標ではありませんが、光化学オキシダントの環境基準は、茨木市単独では達成が困難な可能性があります。対策・対応については、国や大阪府による広域的な政策の実施や、これらの広域的政策と連携しつつ事業活動に伴い発生するばい煙、自動車排出ガスの削減を推進する必要があります。

快適環境の保全については、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内一斉清掃参加者数の減少が見られ、その他の各種取組を含め、市民に一層関心を持ってもらう必要があります。

2.2.2 基本施策2 自然環境（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）

基本施策2 自然環境「バランスのとれた自然環境をつくる」について、自然環境に係る環境指標と最新の実績値（令和5（2023）年度）は下表のとおりとなりました。

表 自然環境の環境指標のまとめ

取組方針	環境指標	平成25(2013)年度	令和5(2023)年度	めざす方向性	現況
都市とみどりの共存	市街地の公園・緑地面積(ha)	119.58ha	157.71ha	➡	➡
	身近な緑を育む事業参加者数(花と緑の街角づくり事業参加者数)(人)	1,918人	1,804人	➡	➡
自然資源の利用の推進	エコ農産物栽培面積(ha)	11.7ha	15.5ha	➡	➡
	ふれあい農園区画数(区画)	227区画	168区画	➡	➡
	森林サポーター養成講座参加者数(人)	13人	22人	➡	➡
生物多様性の保全	生きものや自然に関する学習機会の提供回数、参加者数(回数、人)	14回 375人	18回 1,056人	➡	➡

<環境指標から見た自然環境の現状・分析>

- 市街地の公園・緑地面積は、市街地での公園整備が進み、令和5（2023）年度は157.71haと基準年度より増加しました。
- 身近な緑を育む事業参加者数は、令和5（2023）年度が1,804人で、参加者の高齢化により基準年度よりわずかに減少しました（図2-5）。
- 生産者の環境保全への意識向上などにより、エコ農産物栽培面積が基準年度より増加しました。
- 令和元（2019）年度に島ふれあい農園（50区画）が閉園し、令和5（2023）年度は168区画で申し込みがありました（図2-6）。

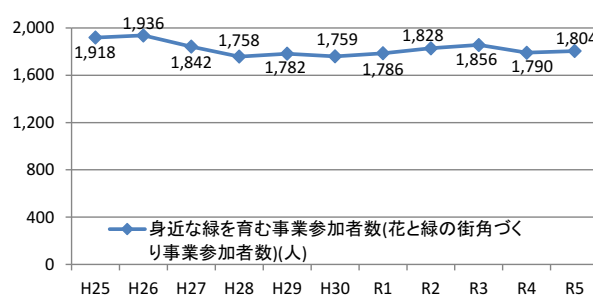


図2-5 身近な緑を育む事業参加者数

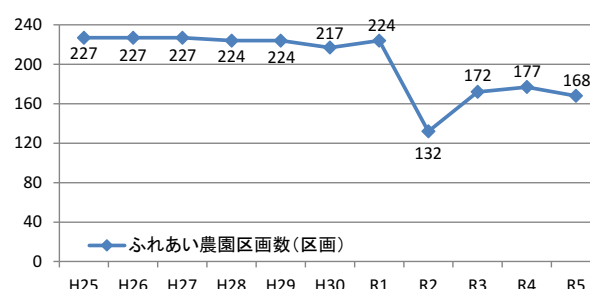


図2-6 ふれあい農園区画数

- ・ 森林サポーター養成講座では、令和5(2023)年度は22人の参加があり、基準年度より増加しました。多発する自然災害などから森林管理の必要性が高まっており、森林の保全管理に関わりたいと考える人が増えていると考えられます。
- ・ 生きものや自然に関する学習会の提供回数、参加者数は、令和5(2023)年度が18回、1,056人で基準年度から増加しました。ただし、平成30(2018)年度以降は、小学校において環境教育の時間の確保が難しい状況があり実施校が減少したほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少しています(図2-7)。

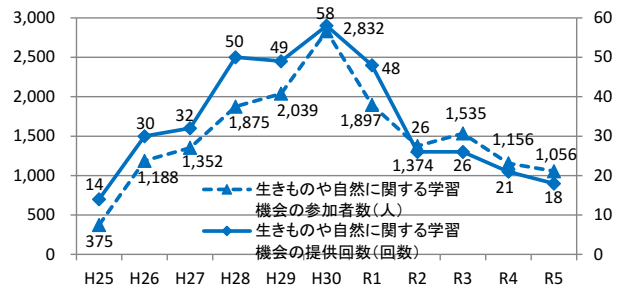


図2-7 生きものや自然に関する学習会の提供回数、参加者数

<自然環境の課題>

自然環境の変化に対応した持続可能な里山づくりに向け、引き続き森林環境サポーター養成講座を開講し、森林保全ボランティア活動を推進する必要があります。その中で環境保全に関する知識を身につけられるような新たな講座内容を検討・実施していく必要があります。

また、引き続きエコ農産物栽培の推進など、地産地消を通じた、安全・安心な農産物の供給を促進するため、環境に配慮した農業を推進する必要があります。

生きものや自然に関する学習会の参加者数は近年減少がみられ、市民の生物多様性に対する関心や理解を高めるため、各種講座などの事業を一過性のものにしない様々な工夫をし、学習の機会を提供することが課題です。また、身近にみどりを感じられる環境や機会を創出する必要があります。

<いばらきの自然>

本市の竜王山周辺・安威川上流部は、国が500か所選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されています。また、大阪府レッドリスト2014において、大阪の生物多様性ホットスポット55か所のうちAランクの16か所のうちの1か所に選定されています。

市内には、環境省のレッドリストなどに掲載されている希少な種も多く確認されています。



写真 竜王山展望台からの眺望

<環境資源調査>

平成27(2015)・28(2016)年度に市内の生物の生息状況を把握するため、茨木市環境資源調査を行いました。調査の結果、現地調査と既存資料調査で、哺乳類20種、鳥類126種、爬虫類13種、両生類16種、魚類42種、昆虫類約1,500種、底生動物約185種、植物約1,190種が確認されました。この調査では、市内では、山間部を中心に希少な生きものが多く生育生息し、大都市近郊でありながら、非常に豊かな自然が残されていることが明らかになりました。

また、平成30(2018)年度からは、追跡調査として、市民団体の協力のもと茨木市環境資源補完調査を実施しています。

生物多様性の保全活動の担い手を養成するため、生きもの調査員養成連続講座を実施し、受講されたかたに調査活動に参加していただいています。

令和5(2023)年度までに市内12か所で48回の調査を行い、調査対象種83種のうち40種を確認しました。



環境資源調査において市内で確認された調査対象種（例）

<特定外来生物>

本市においてもアライグマやウシガエルをはじめとした特定外来生物が生息しており、令和5(2023)年度までに動物11種、植物4種が確認されています。

令和5(2023)年度には、新たに市内で特定外来生物であるアルゼンチンアリが確認され、防除・モニタリングを行っています。また、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが府内複数の市町村で確認されており、令和6(2024)年度には隣接市をはじめ近隣市町に広がっています。



2.2.3 基本施策3 低炭素（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）

基本施策3 低炭素「ライフスタイルの見直して低炭素なまちをめざす」について、低炭素に係る環境指標と最新の実績値（令和5（2023）年度）は下表のとおりとなりました。

表 低炭素の環境指標のまとめ

取組方針	環境指標	平成25(2013)年度	令和5(2023)年度	めざす方向性	現況
省エネルギーの実践及び普及啓発	市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量（t）	6.28 t	4.89 t 令和3(2021)年度	↘	↘
	環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数（人）	3,100人	5,200人	↗	↗
	プラットフォームへの参加者数（人）	38人 (エコプラットフォーム)	18人	↗	↘
再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	再生可能エネルギー導入件数（件）	763件	800件	↗	↗
	木質ペレット等の製造工場への間伐材の搬入量（t）	234 t	—	↗	—
	バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量（t）	50 t	— 平成30(2018)年度から搬入中止	↗	—
低炭素な暮らしや事業活動の推進	低炭素建築物の認定件数（件）	8件	11件	↗	↗
	・鉄道利用者数（人/日）	278,340人/日	280,945人/日 令和4(2022)年度	↗	↗
	・バス利用者数（人/日）	25,343人/日	20,051人/日 令和4(2022)年度	↗	↘

<環境指標から見た低炭素の現状・分析>

- ・市民1人あたりの温室効果ガス排出量は、令和3（2021）年度が4.89 tで、基準年度より減少しました。
- ・環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数は、令和5（2023）年度が5,200人で、基準年度より増加しました。ただし、コロナ禍前と比較すると減少しています。コロナ禍における在宅時間の増加や、環境フェアの開催規模の縮小が原因と考えられます（図2-8）。

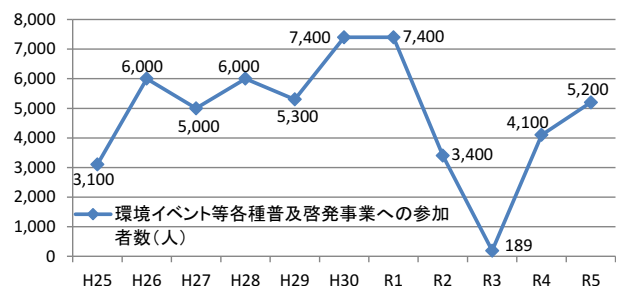


図2-8 環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数

- ・ プラットフォームは、令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり開催ができない状況でしたが、令和5(2023)年度に再開しました。参加者数が基準年度より減少しているのは、開催方法を変更したことによるものです(図2-9)。

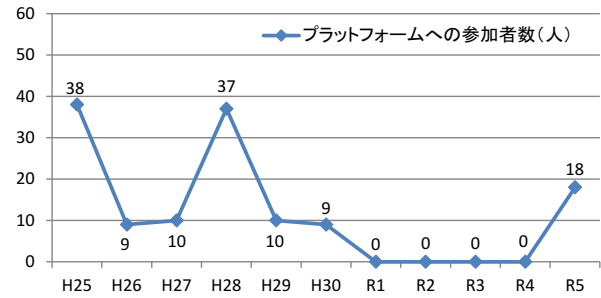


図2-9 プラットフォームへの参加者数

- ・ 再生可能エネルギー導入件数については、令和元(2019)年度まで減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。ただし、再生可能エネルギーの導入件数は、年度によるばらつきが生じているため、導入件数だけでなく設備容量なども含めて、総合的に判断する必要があると考えます(図2-10)。

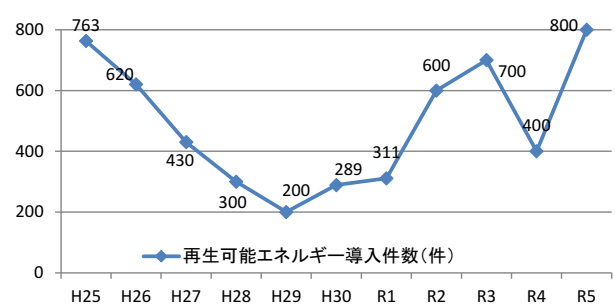


図2-10 再生可能エネルギー導入件数

- ・ 木質ペレット等の製造工場への間伐材の搬入量は、平成29(2017)年度以降、搬入先の辞退申し入れにより把握出来る数値がありません。また、バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量は、平成30(2018)年度からバイオエタノールプラントへの廃木材搬入をしていないため、把握できる数値がありません。なお、搬入されていた廃木材は、ごみ処理の燃料となる石炭コークスとともに燃焼の副資材として活用されています。
- ・ 低炭素建築物の申請件数は、令和5(2023)年度が11件であり、基準年度から増加しました。

- ・ 鉄道利用者数は、令和4(2022)年度が280,945人/日で、基準年度から増加しました(図2-11)。

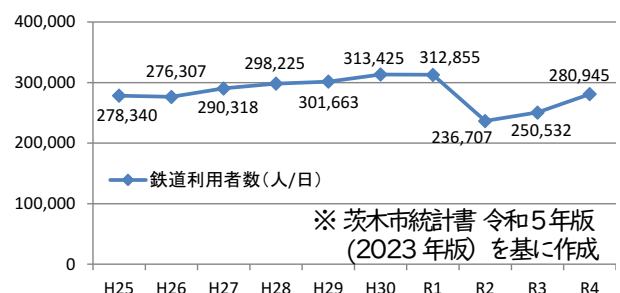


図2-11 鉄道利用者数

- ・ 鉄道利用者は増加傾向、バス利用者数は横ばいで推移していましたが(図2-12)、鉄道・バスともに、コロナ禍により令和2(2020)年度の利用者数が減少し、令和3(2021)・4(2022)年度は回復傾向です。

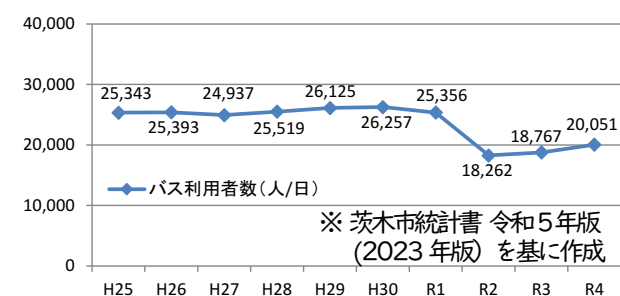


図2-12 バス利用者数

<低炭素の課題>

市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量は、コロナ禍以降の経過を観察しつつ、排出量の削減に努め、低炭素なまちをめざしていく必要があります。

環境イベントの参加者数は、コロナ禍では減少が続いていましたが、令和5(2023)年度においては、開催内容などを充実させることで、参加者数が増加し、市民への環境啓発が進められています。一方プラットフォームは、コロナ禍以降、令和5(2023)年度に再開したところであり、参加者増へ向けた内容の工夫などが課題です。

産業部門の温室効果ガス年間排出量は、工場の転出や閉鎖などにより大きく減少しています。運輸部門の温室効果ガス年間排出量は、わずかに増加しており、引き続き排出量の削減に努める必要があります。

再生可能エネルギー導入件数は、コロナ禍における部品不足などが要因で減少する期間もありましたが、令和5(2023)年度は増加しています。ただし、今後も世界情勢や円安などによる導入費用の高騰など不確実性を注視しながら、対策を検討する必要があります。温室効果ガスのさらなる抑制に向けて、補助制度や普及啓発により市民や事業者への太陽光発電システムなどの設置促進を検討する必要があります。

木質ペレット等の製造工場への間伐材の搬入量、バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量は、把握できる数値がありません。よって、環境指標を見直す必要があります。

鉄道利用者数は基準年度比増ですが、バス利用者数は基準年度比減が課題です。法律に基づく外出自粛は令和5(2023)年5月以降求められなくなったため、利用者数の回復状況を注視しつつ、引き続き低炭素な暮らしのための鉄道・バス利用の啓発に努める必要があります。

2.2.4 基本施策4 資源の循環（第2次茨木市環境基本計画の現況評価）

基本施策4 資源の循環「きちんと分別で資源の循環をすすめる」に向けた取組の結果、資源の循環に係る環境指標と最新の実績値（令和5（2023）年度）は下表のとおりとなりました。

表 資源の循環の環境指標のまとめ

取組方針	環境指標	平成25(2013)年度	令和5(2023)年度	めざす方向性	現況
減量化の推進	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（g）	471.5g 平成26(2014)年度	406.2g	↘	↘
	事業系ごみ年間排出量（t）	50,487 t 平成26(2014)年度	45,003 t	↘	↘
再資源化の推進	資源物回収量（t）	13,790 t 平成26(2014)年度	10,427 t	↗	↗
	集団回収量（t）	10,235 t 平成26(2014)年度	5,819 t	↗	↗
適正処理の推進	市民1人あたりの収集経費（円）	5,241円	5,110円	↘	↘
	市民1人あたりの処分経費（円）	6,755円	8,371円	↗	↗

※ 基準年度を「平成26(2014)年度」とした項目は、関連する計画「茨木市一般廃棄物処理基本計画」における指標の基準年度による。

<環境指標から見た資源の循環の現状・分析>

- 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、令和5（2023）年度が406.2gで基準年度の471.5gから13.8%減少しています。しかし、茨木市一般廃棄物処理基本計画における令和5（2023）年度目標値396.8gを9.4g上回っています。令和2（2020）年度はコロナ禍での外出自粛などの影響により増加していますが、令和3（2021）年度から再び減少しています（図2-13）。

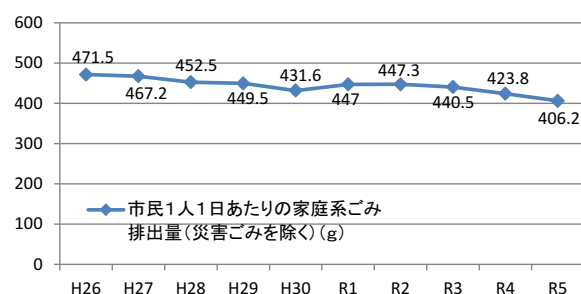


図2-13 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

第2章 第2次茨木市環境基本計画の達成状況

- 事業系ごみ年間排出量は、令和5(2023)年度が45,003 tで基準年度の50,487 tから10.9%減少しています。しかし、茨木市一般廃棄物処理基本計画における令和5(2023)年度目標値の44,631 tを約372 t上回っています。令和2(2020)年度はコロナ禍に伴う外出自粛や飲食店への休業要請などにより、事業系ごみ排出量は大幅に減少しましたが、令和3(2021)年度からはコロナ禍からの景気回復により増加に転じ、令和5(2023)年度に再び減少しています(図2-14)。

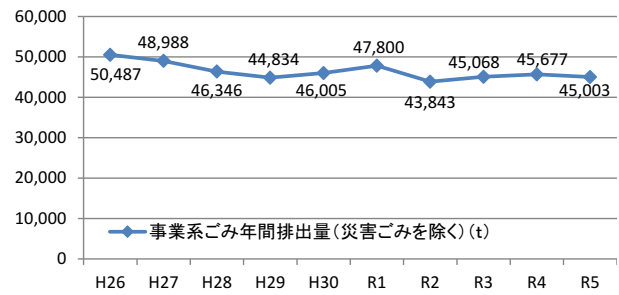


図2-14 事業系ごみ年間排出量

- 資源物回収量は、おおむね減少傾向にあります。減少要因は、書籍の電子化や新聞の発行部数の減少、紙の軽量化により新聞・雑誌が減少しているためです(図2-15、図2-16)。

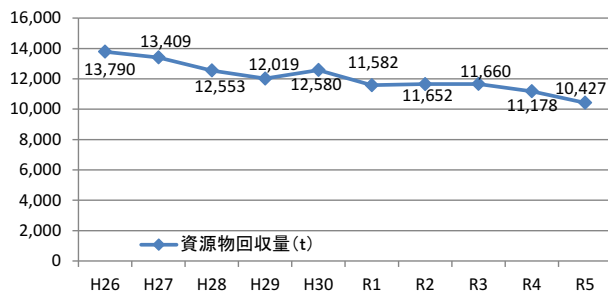


図2-15 資源物回収量

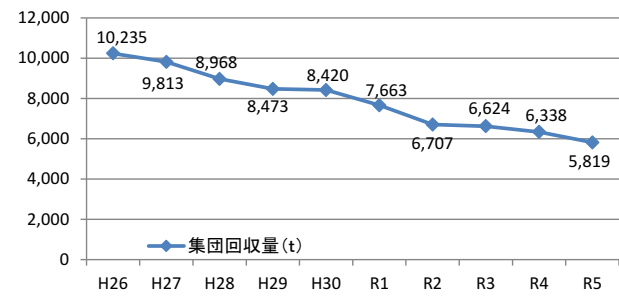


図2-16 集団回収量

- 市民1人あたりの収集経費は、令和5(2023)年度が5,110円で、基準年度の5,241円から減少しています(図2-17)。
- 市民1人あたりの処分経費は、令和5(2023)年度が8,371円で、基準年度の6,755円から増加しています。主な増加要因は、光熱水費の増加によるものです(図2-18)。

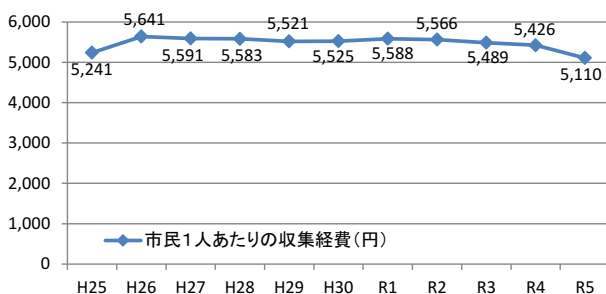


図2-17 市民1人あたりの収集経費

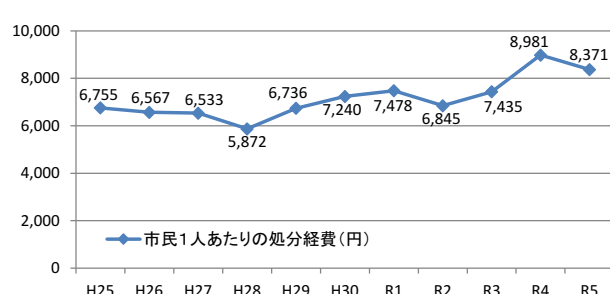


図2-18 市民1人あたりの処分経費

＜資源の循環の課題＞

ごみの減量が進んでいますが、一般廃棄物処理基本計画での目標（基準：平成26(2014)年度、目標：令和7(2025)年度）達成に向けて、さらなるごみ減量化・再資源化が求められています。

家庭系ごみについて、食品ロス削減やプラスチックごみ削減などへの取組を進めるとともに、令和7(2025)年度の次期一般廃棄物処理基本計画の策定に向け、新たな分別や再資源化の手法について検討する必要があります。

事業系ごみについて、適正な処理や再資源化促進の指導、啓発に引き続き取り組み、ごみの減量と再資源化を推進する必要があります。

市民1人あたりの収集経費及び処分経費の抑制が課題です。

ごみ処理に係る将来的な視点及び経費削減の観点から、施設の整備（長寿命化を含む。）、広域処理を令和2(2020)年に計画しました。そして、令和5(2023)年4月から茨木市環境衛生センターで摂津市の廃棄物も処理しています。ごみ処理を広域化することにより、効率的な運用・処理が実現しました。令和5(2023)年度は、前年比で市民1人あたりの処分経費が減少しており、次年度以降も減少することが期待されます。

第3章

環境に関する動向



第3章 環境に関連する動向

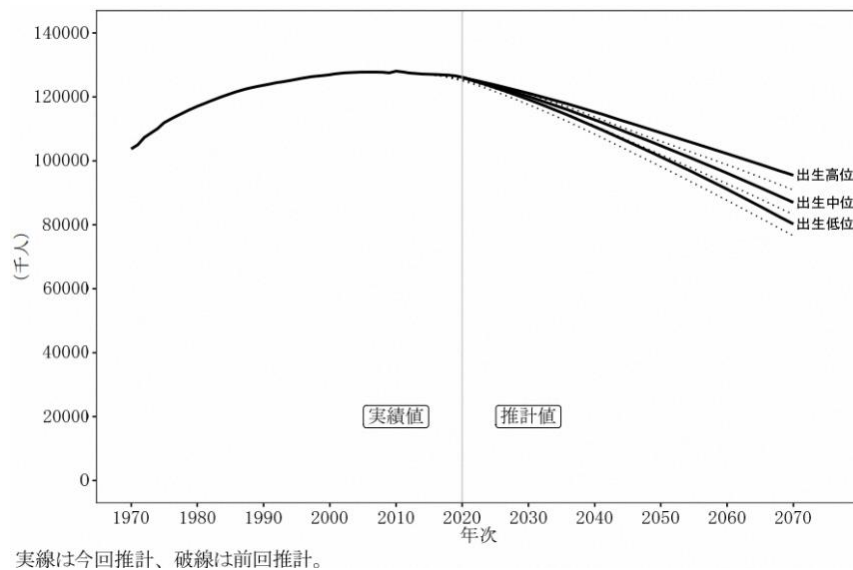
3.1 環境に関連する社会情勢

第3次茨木市環境基本計画の背景となる環境に関する社会情勢には主に以下があげられます。

(1) 人口減少・少子高齢社会の到来

日本の人口は、平成20(2008)年の約1億2,740万人がピークで、その後減少基調に転じました。日本の将来推計人口(令和5(2023)年)の出生中位・死亡中位は、令和27(2045)年の1億880万人を経て、令和38(2056)年には9,965万人となり、令和52(2070)年には8,700万人になるものと推計されます。

人口減少により、人の活動により保たれていた環境の変化や、環境保全の担い手不足が予想されます。



図の出典：「日本の将来推計人口（令和5年推計）」
（国立社会保障・人口問題研究所）

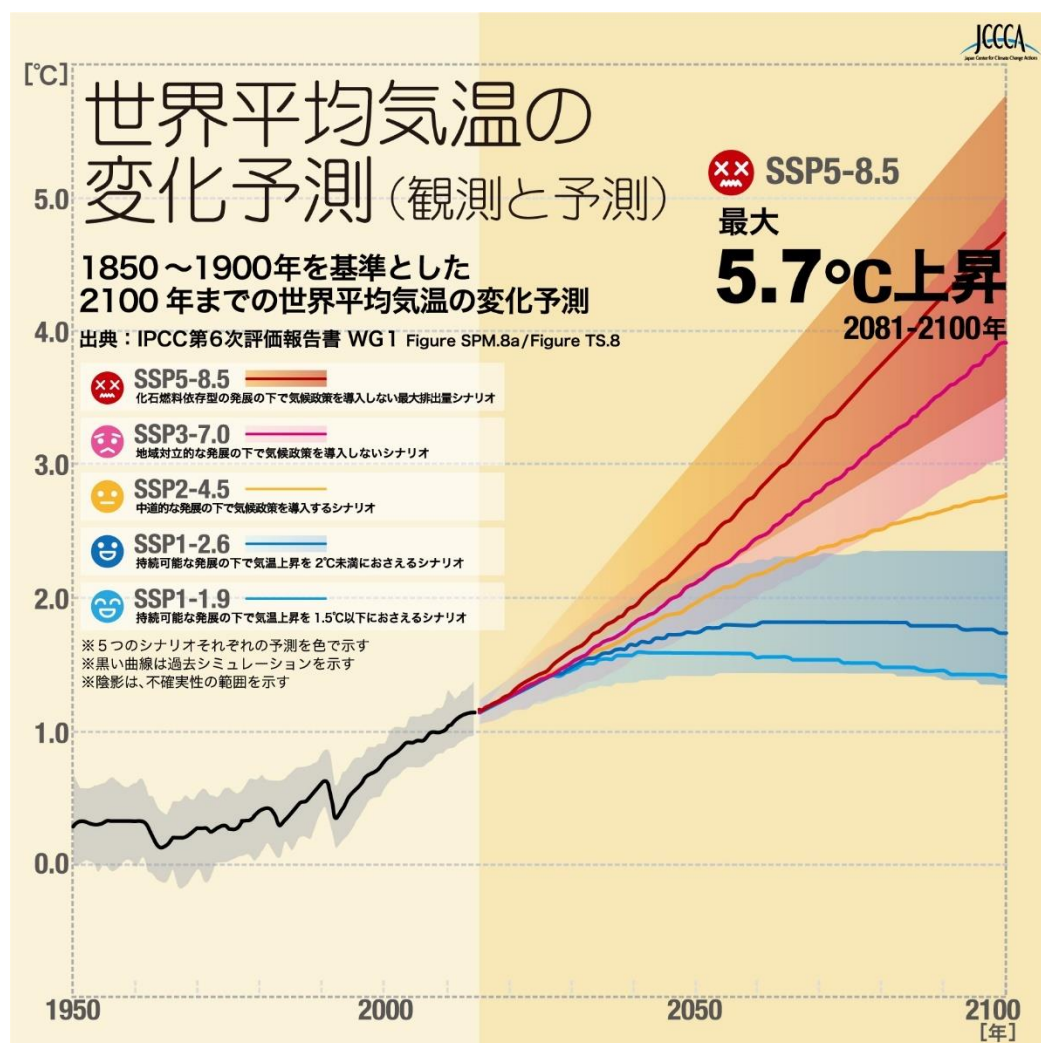
図3-1 総人口の推移-出生中位・高位・低位（死亡中位）推計-

(2) 気候変動の深刻化

令和5(2023)年の世界の年平均気温は観測史上最も高く、産業革命以前の平均と比較して1.45℃高くなり、世界で異常高温、気象災害が多発しました。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、「今後数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化が進み、産業革命以前に比べて気温上昇が1.5℃及び2℃を超える。」とされました。

日本では、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」の目標を踏まえ、令和3（2021）年に地球温暖化対策推進法が改正され、「2050年カーボンニュートラル」の実現が法で定められ、国として脱炭素社会に向かうことが示されました。



図の出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

図3-2 世界の平均気温の変化予測

気温の将来予測について、21世紀半ばに実質CO₂排出ゼロが実現する最善シナリオ（SSP1-1.9）では、令和3～22（2021～2040）年平均の気温上昇は1.5℃に達する可能性があると発表しています※。化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ（SSP5-8.5）では、今世紀末までに3.3～5.7℃の昇温を予測しています。

※ 1.5℃に抑えられる可能性がどちらかといえは高い（50%以上の可能性）

文典拠：JCCCA 全国地球温暖化防止活動推進センター

(3) 東日本大震災を踏まえた環境政策の見直し

日本では東日本大震災以降、エネルギー供給は安全性を大前提として取り組まれています。第6次エネルギー基本計画（令和3(2021)年）では、令和12(2030)年度の電源構成（エネルギーミックス）比率で再生可能エネルギーが36%~38%に大きく引き上げられました。

また、その後も我が国を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化しており、そうした変化を十分踏まえた上でエネルギー政策の検討を進めていく必要性から、令和7（2025）年2月に、第7次エネルギー基本計画が策定されました。

(4) 2030年にむけた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

国連生物多様性サミットの枠組みを受け、日本では令和5(2023)年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。令和12(2030)年までに生物多様性の損失を止めて反転させる「ネイチャーポジティブ」や、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30 目標）を国内目標として位置付け、令和32(2050)年までに自然共生社会の実現をめざしています。

また、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業が所有または管理する森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として国が認定する取組が令和5(2023)年度から開始されました。

こうした取組は、生物多様性国家戦略 2023-2030における5つの基本戦略（1 生態系の健全性の回復、2 自然を活用した社会課題の解決、3 ネイチャーポジティブ経済の実現、4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進）に沿って進められています。



図の出典：「昆明・モントリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標—」（環境省）

図3-3 ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた基本戦略

(5) 循環共生型社会の構築

日本では、平成12(2000)年に制定された法律「循環型社会形成推進基本法」に基づき、3R※により廃棄物の発生を抑制し、資源を循環させることで、環境への負荷を最小限に抑えた社会をめざしてきました。また、令和元(2019)年に策定された「プラスチック資源循環戦略」に基づき、3R+Renewable（リニューアブル）に変わり、プラスチックの使用は技術水準、安全性、機能性、経済的な状況などにも配慮しつつ、再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチックなど）への切替(Renewable)をめざしてきました。

※ 3R：リデュース（Reduce・発生抑制）、リユース（Reuse・再使用）、リサイクル（Recycle・再生利用）

「循環型社会」は、主に「資源を無駄なく使うこと」と「ゴミを減らすこと」に力を入れたものでした。しかし、今の地球では人類の活動が地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えた結果、気候変動や生物多様性の損失など、地球規模で大きな環境問題が起きています。これからは、資源を循環させるだけでなく、人間と自然と一緒に生きていける社会を作ることが大切です。このような社会を「循環共生型社会」と言い、自然と調和しながら発展していくことをめざします。

《循環型社会》

循環型社会形成基本法第2条において、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されています。

循環共生型社会に向け、今後は 1 資源の有限性・社会の持続可能性、2 環境保護といった観点に加え、3 経済的利点（コスト縮減、食品ロス低減、リサイクルやリユースを基盤とした新しいビジネスチャンス）、4 グローバルな課題（気候変動対策、海洋プラスチックごみ問題）の観点からも、一層の資源循環が必要とされます。

日本では「第5次循環型社会形成推進基本計画」が令和6(2024)年8月に閣議決定され、国として循環経済へ移行することが前面に打ち出されました。



<コラム③>循環経済（サーキュラーエコノミー）って？



大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食料需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行をめざすことが世界の潮流となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などをめざすものです。



（出典：令和3年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）

（6）生物多様性の危機と都市における「水と緑」の役割の多様化

生物多様性（生態系、種、遺伝子）の危機が続いており、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復する必要があります。

健全な生態系の確保には、「水と緑」の役割が重要であり、都市部においてはこれまでのレクリエーションと健康、社会的文化的価値に加え、生物多様性の保護や、ヒートアイランドの緩和も求められます。

水と緑を保全することで、生物の回廊ができ、生物多様性が一層回復することが見込めるほか、ヒートアイランド現象の緩和や大気や水質の改善など環境の改善も期待できます。

（7）環境問題解決に向けた市民や事業者の役割の変化

環境問題が多様化・複雑化する中、市だけでの問題解決はますます困難になってきています。市、市民、事業者が協力して環境を守り創る「共創」の考え方のもと、市、市民、事業者、NPOなど多様な主体が協働して問題解決にあたる必要があります。

市は、率先して環境問題に取り組むほか、環境問題に取り組む市民や事業者への支援、インフラの整備、啓発活動を行います。市民は、環境意識を高め、学び教え合い、個々の問題に参加・協力することが必要とされます。事業者や団体は、環境に配慮した持続可能な経営に転換し、地域に貢献する活動が必要とされます。

(8) 自然を活用した社会課題の解決（N b S）

「N b S」とは Nature-based Solutions（ネイチャーベースド・ソリューション）の略で、自然のプロセスや生態系を活用して、社会が直面するさまざまな課題（例えば、気候変動の影響、災害リスク、水資源の管理、生物多様性の保全など）に対処する手法のことを指します。

代表的な例として以下が挙げられます。

- ・ 森林の保全と再生は、森林が二酸化炭素を吸収することで気候変動の緩和に貢献します。
- ・ 都市部での屋上緑化や公園緑地の整備は、ヒートアイランド現象の緩和、空気の浄化、住民の健康促進などに貢献します。
- ・ 自然のプロセスを利用した水管理：雨水の地面への浸透は、洪水の緩和（災害リスク低減）、ヒートアイランド現象の緩和、水質浄化に貢献します。

N b Sは自然の力を活用するため以下の利点が期待できます。

- ・ 地球に優しい（コンクリートや石油など資源の節約）。
- ・ 持続可能性に優れている。
- ・ 自然環境の保全と人間社会への利益（災害リスクの低減、健康の向上、レクリエーション機会の提供など）を両立できる。
- ・ 経済効率（コンクリートなどによるインフラ整備と比べて、コストが低く抑えられる可能性がある）。

ネイチャーポジティブ（自然再興）や循環共生型社会の実現に向けて、N b Sの考え方に基づいた施策や取組が必要とされます。

(9) 地域資源を活用した自立・分散型社会の実現

国の第五次環境基本計画において、「地域循環共生圏」の考え方が提唱されました。第六次環境基本計画においても、地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵として、「地域循環共生圏」の創造をめざしています。地域循環共生圏は、地域の主体性を基本に地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」をつくるとともに、それぞれの地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現をめざすものであり、各地域において地域住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」に向けて実装を進めることとしています。



<コラム④>生物多様性って？



生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべてが直接的に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。



生物多様性の危機の原因は、大きく以下の4つに整理することができます。

- ① 開発や乱獲で種が減ったり絶滅の危機が迫ったりしていること
- ② 里地里山などの手入れが不足して自然の質が低下していること
- ③ 外来種などの持ち込みにより生態系が乱れていること
- ④ 気候変動など地球環境が変化していること



文典拠：環境省HP「みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性」

(10) SDGs の概念

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。2030 年を期限とする世界共通の 17 の目標を設定して、地球環境を壊さずに経済を持続可能な形で発展させ、人権が守られている世界を実現することをめざしています。

本書では 17 の国際目標のうち計画の項目と関連が強いものに表示しました。



図の出展：国際連合広報センター

図3-4 SDGs の17の目標

(11) 世界、国、大阪府、茨木市の環境に関する主な動向

第2次茨木市環境基本計画が策定された平成27(2015)年3月以降を中心に、変化があった国内外の条約、法、条例などを整理しました。

表 世界、国、大阪府、茨木市の環境に関する動向

年	月	動 向	主体
平成 27 (2015)	3 月	第5次茨木市総合計画 策定	茨木市
		第2次茨木市環境基本計画 策定	茨木市
		茨木市都市計画マスタープラン 策定	茨木市
	9 月	持続可能な開発目標 (SDGs) 採択	国連など
	12 月	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) パリ協定：世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とする。	国連など
平成 28 (2016)	3 月	茨木市緑の基本計画 策定	茨木市
		茨木市一般廃棄物処理基本計画 策定	茨木市
	5 月	地球温暖化対策推進法 改正	国
		地球温暖化対策計画 策定	国
平成 29 (2017)	3 月	茨木市雨水基本構想 策定	茨木市
平成 30 (2018)	3 月	茨木市公共工事に係る環境配慮指針 策定	茨木市
		エコオフィスパランいばらき (第5版) 策定	茨木市
	4 月	第五次環境基本計画 策定	国
	6 月	気候変動適応法 制定・公布	国
		第四次循環型社会形成推進基本計画 策定	国
	10 月	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 「1.5℃特別報告書」 公表 地球温暖化を1.5℃で止めるには、2030年までに世界全体のCO ₂ 排出量を2010年度比で約45%削減し、2050年前後には正味ゼロにする必要がある。	国連など
	11 月	気候変動適応計画 策定	国
令和元 (2019)	5 月	プラスチック資源循環戦略 策定	国
	5 月	食品ロス削減推進法 制定・公布	国
	6 月	G20大阪サミット：大阪ブルー・オーシャン・ビジョン 2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することをめざす。	国連など
	10 月	茨木市グリーン調達方針 改正	茨木市
令和2 (2020)	1 月	新型コロナウイルス感染症 国内で初確認	—
		第5次茨木市総合計画後期基本計画 策定	茨木市
	3 月	茨木市都市計画マスタープラン (中間見直し) 改定	茨木市
		食料・農業・農村基本計画 策定	国
		茨木市・摂津市地域循環型社会形成推進地域計画 策定	茨木市
	4 月	茨木市森林整備計画 策定	茨木市
	10 月	2050年カーボンニュートラル宣言	国

※ 法律の名称は、略称 (通称) で表記しているものもあります。

表 世界、国、大阪府、茨木市の環境に関する動向

年	月	動向	主体
令和2 (2020)	11月	茨木市災害廃棄物処理計画 策定	茨木市
令和3 (2021)	3月	茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 改定	茨木市
		2030 大阪府環境総合計画 策定	大阪府
		大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 策定	大阪府
		「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画 策定	大阪府
	6月	地球温暖化対策推進法 改正 令和2(2020)年秋に宣言された「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置づける	国
		プラスチック資源循環促進法 制定・公布	国
	8月	IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書 公表	国連など
	10月	国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）	国連など
		地球温暖化対策計画 改定 「2050年カーボンニュートラル」宣言、令和12(2030)年度46%削減目標などの実現に向け、計画を改定	国
		気候変動適応計画（変更） 防災、安全保障、農業、健康などの幅広い分野で適応策を拡充など	国
		第6次エネルギー基本計画 策定 発電に利用するエネルギー（再エネ・石油・LNGなど）の構成比についての令和12(2030)年に再エネ（太陽光、風力、バイオマスなど）は約36～38%程度をめざす。	国
令和4 (2022)	3月	大阪府生物多様性地域戦略 策定	大阪府
		茨木市一般廃棄物処理基本計画 改定	茨木市
		ゼロカーボンシティ表明	茨木市
		茨木市緑の基本計画(中間見直し)	茨木市
	4月	茨木市森林整備計画 改定	茨木市
	5月	地球温暖化対策推進法 改正	国
	12月	生物多様性条約第15回締約国会議（COP15） 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択	国連など
令和5 (2023)	2月	茨木市・摂津市 地域循環型社会形成推進地域計画 改定	茨木市
	3月	生物多様性国家戦略2023-2030 策定	国
		気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書（AR6）統合報告書 公表	国連など
		農林水産省生物多様性戦略 改定	国
	4月	気候変動適応法 改正 熱中症対策の追加	国
	5月	気候変動適応計画(一部変更) 熱中症対策の強化	国
	7月	脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）	国

※ 法律の名称は、略称（通称）で表記しているものもあります。

表 世界、国、大阪府、茨木市の環境に関する動向

年	月	動向	主体
令和6 (2024)	3月	茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定	茨木市
		茨木市再生可能エネルギー導入戦略 策定	茨木市
		エコオフィスプランいばらき（第6版） 策定	茨木市
	4月	生物多様性増進活動促進法 制定・公布	国
	5月	第六次環境基本計画 策定	国
	6月	地球温暖化対策推進法 改正	国
		食料・農業・農村基本法 改正	国
	8月	第五次循環型社会形成推進基本計画 策定 循環経済への移行を国家戦略として位置付け	国
令和7 (2025)	2月	地球温暖化対策計画 改定 次期削減目標については、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度からそれぞれ60%、73%削減することをめざす。	国
		第7次エネルギー基本計画 策定 再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、最大限の導入を促す。	国
		GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂	国
	3月	第6次茨木市総合計画 策定	茨木市
		第3次茨木市環境基本計画 策定	茨木市
		茨木市都市計画マスタープラン 改定	茨木市

※ 法律の名称は、略称（通称）で表記しているものもあります。

3.2 茨木市の概要

(1) 地勢

茨木市は、淀川の北、大阪府北部に位置し、丹波高原の一部をなす老の坂山地の麓にあります。東西に短く南北に長い地形をしており、北半分は老の坂山地、南半分は大阪平野の一部をなす三島平野にあります。

北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能町に接しています。

(2) 茨木市の魅力

本市は主に市域の北半分が山間部・丘陵地であり、市街地からも近く、山麓部の農地や里山など豊かな自然を有しています。美しい里山の景観、新鮮な農産物といった自然資源のほか、見山の郷、青少年野外活動センター、里山センター、竜王山荘、キリシタン遺物史料館といった特色ある地域資源を多数有しています。

令和6(2024)年以降には、安威川ダム周辺に日本一の歩行者専用つり橋や、多くの方々が憩い楽しむことができる広場などを有する「ダムパークいばきた」が順次整備されます。

また、市域の南半分は平野が広がり、交通利便性が高く、南北に通る元茨木川緑地や安威川などの自然環境も有しており、暮らしやすい市街地を形成しています。

中心部では、市民と共にプロセスを大切に創り上げてきた、文化・子育て複合施設「おにクル」が、令和5(2023)年に整備されるなど、「山」と「まち」が近いという特性を活かして、両方の居住者や観光目的で訪れる来訪者が、様々な活動を通じて交流できる拠点・空間づくりにより新たな魅力の創出を進めており、今後さらなる相乗効果が期待されます。



図3-5 茨木市の位置

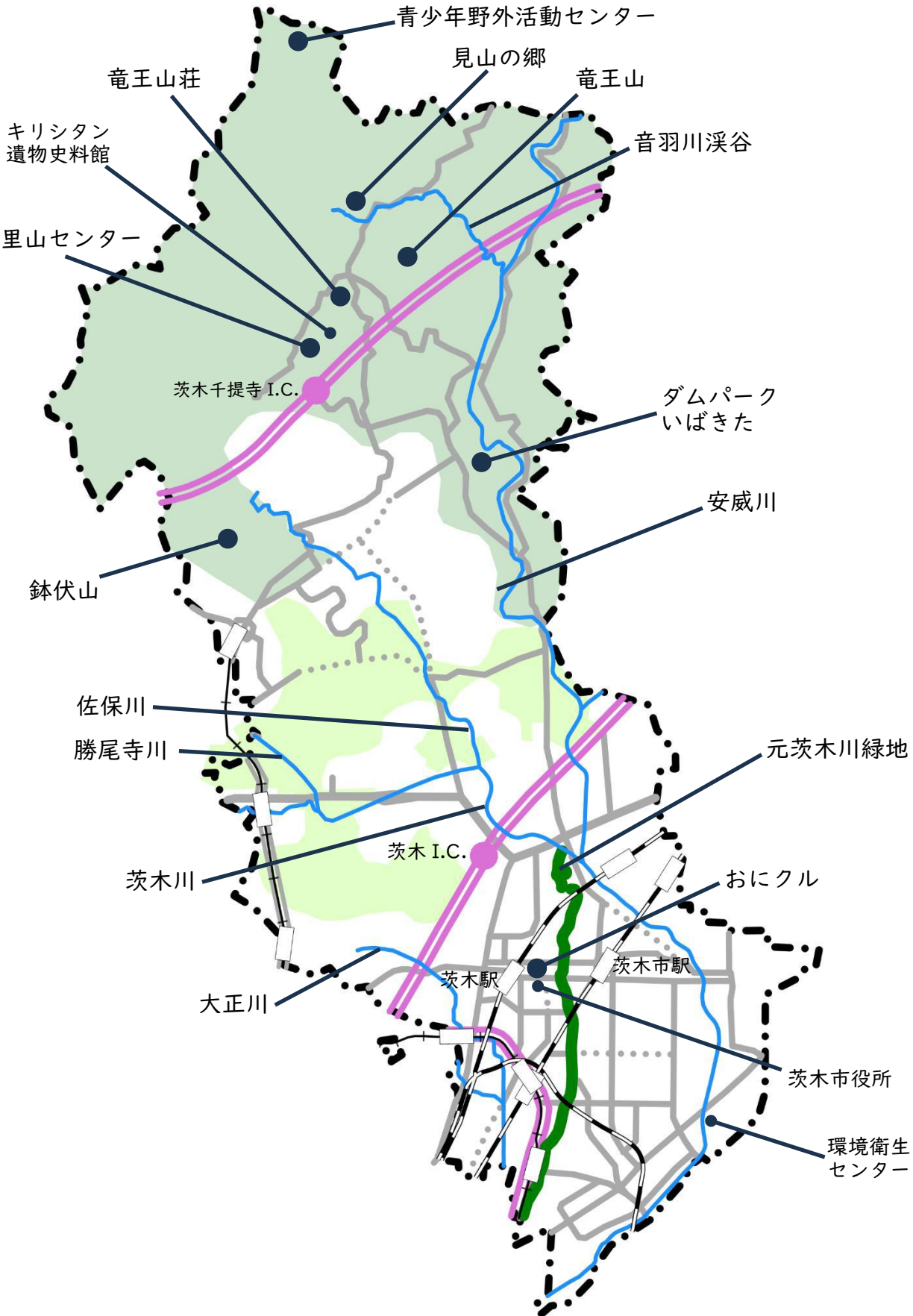
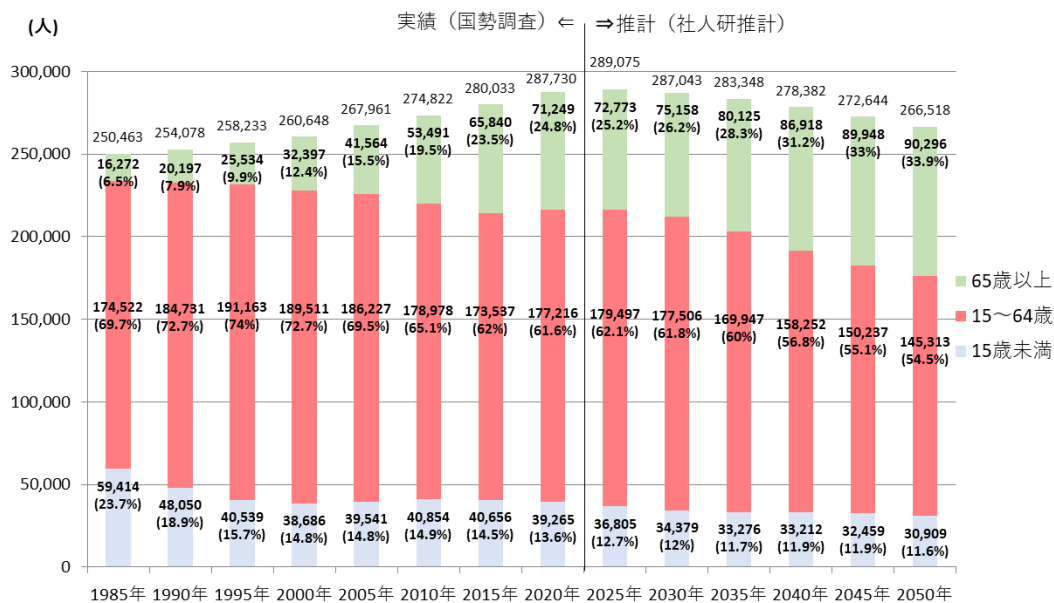


図3-6 茨木市の魅力的な地域資源

(3) 将来人口

推計による茨木市の人口のピークは、令和7(2025)年で約289,000人です。その後、少子化などの影響により人口は減少し続け、令和22(2040)年には約278,000人、令和32(2050)年には約266,000人まで減少する見込みです。また、令和2(2020)年から令和32(2050)年の間に、老年(65歳以上)人口割合は24.8%から33.9%に上昇し、生産年齢(15~64歳)人口割合は61.6%から54.5%に、年少(15歳未満)人口割合は13.6%から11.6%に低下する見込みです。年齢3区分別人口では、茨木市は15歳未満の割合が国や大阪府と比べて高く、65歳以上の割合が低く推移していますが、令和27(2045)年には概ね3人に1人が高齢者になることが見込まれ、人口構造の変化を注視する必要があります。



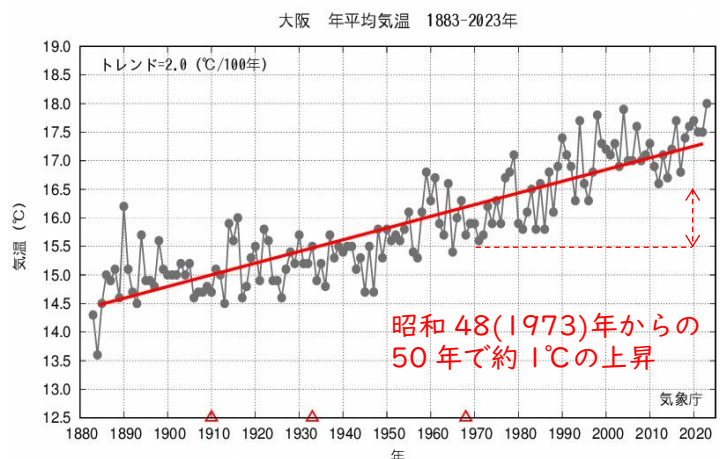
図の出典：国勢調査（令和2(2020)年まで）

国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和7(2025)年以降）

図3-7 茨木市の将来人口推計

(4) 気象

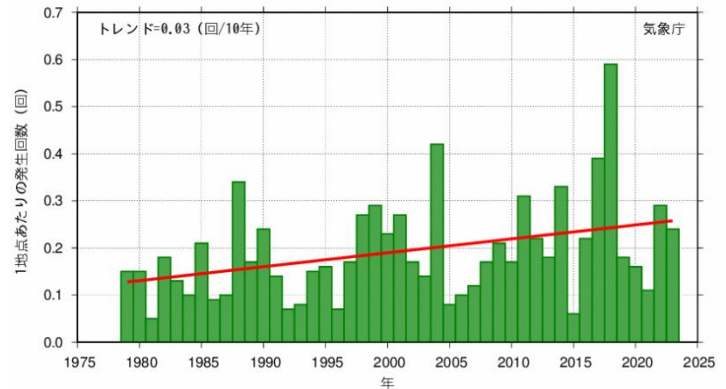
茨木市の気候は穏やかな瀬戸内気候区に属し、日照が多く比較的温暖です。令和5(2023)年の平均気温は18.1℃であり、1月の平均気温が最も低く、8月が最も高くなっています。気温は日平均、最高、最低とも近年上昇傾向にあります。平均気温は昭和48(1973)年から令和5(2023)年の約50年間で、約1℃上がっています。



図の出典：大阪管区气象台、気象庁ホームページ

図3-8 大阪の気温

降水量は、平年値に大きな増減傾向はないものの、短時間に大雨が降る回数は増えており、不安定な様相を呈しています。



図の出典：大阪管区气象台、気象庁ホームページ

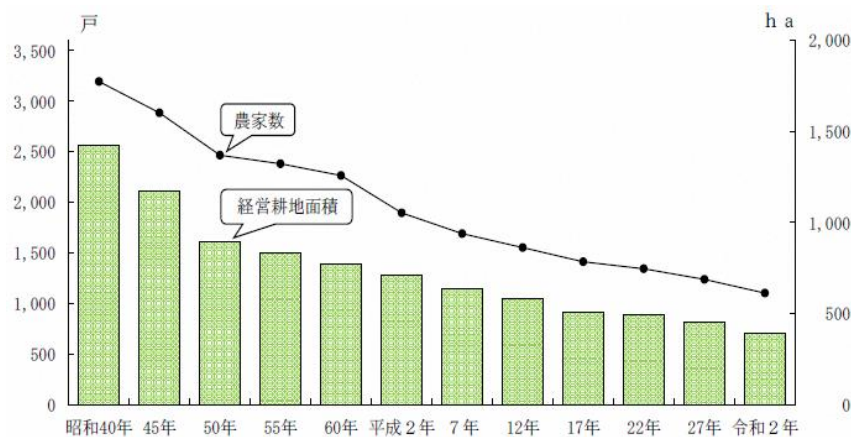
図3-9 1時間降水量 50mm以上の年間発生回数
(近畿地方)

(5) 産業構造

市内の製造業事業所※数は平成8(1996)年をピーク(約450事業所)として減少を続け、令和3(2021)年には半数以下(192事業所)となっています。

※ 従業者数4人以上の事業所

農業については、この50年間で経営耕地面積及び農家数は減り続けています。



図の出典：茨木市統計書令和5年版(2023年版)

図3-10 経営耕地面積と農家数の推移

(6) 土地利用

茨木市の土地利用状況は、森林と宅地の比率が高くなっています。地目別課税面積で過去10年の変化をみると、宅地が増加傾向にあり、田、畑、山林は減少傾向にあります。

茨木市では、市街化調整区域の面積が55.6%、市街化区域の面積が44.4%となっており、市街化調整区域の占める割合が多い状況です。

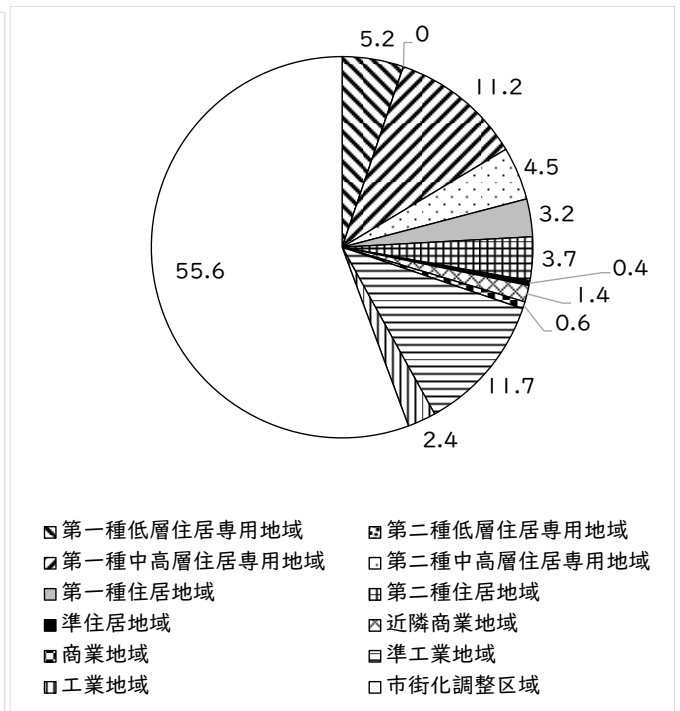
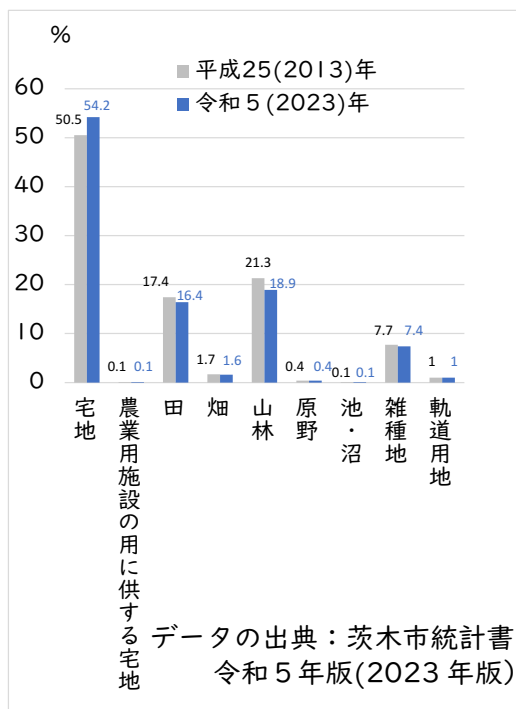


図3-11 地目別課税面積割合

図3-12 都市計画区域・用途地域の割合

茨木市都市計画マスタープランでは、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、用途地域などの土地利用ゾーニングに応じた適正な土地利用を誘導する方針を掲げています。

ここ10年の都市づくり・大きな土地利用の変化を伴うトピックは下表のとおりです。

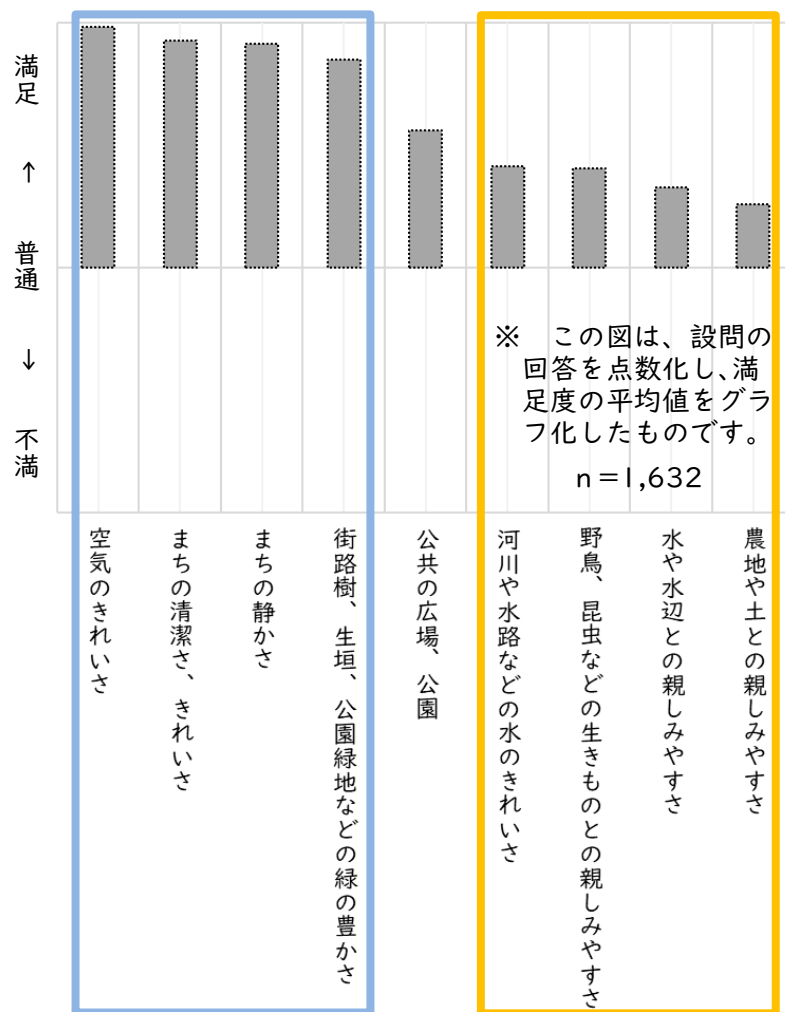
表 過去10年の都市づくり・大きな土地利用の変化

年号	内容
平成 27(2015)年	・第3次都市計画マスタープランの策定 ・サッポロビール工場跡地に立命館大学大阪いばらきキャンパスの開設、岩倉公園の供用開始 ・JR 茨木駅東口（いばらきスカイパレット）の完成 ・市民会館（ユアアイホール）の閉館
平成 28(2016)年	・新堂二丁目地区の市街化区域編入（第8次定期見直し） ・彩都中部地区（彩都あかね）の土地区画整理事業の完了 ・市民会館100人会議など市民会館跡地エリア活用の検討を開始
平成 29(2017)年	・生産緑地法の改正（特定生産緑地制度が創設される） ・新名神高速道路（茨木千提寺インターチェンジ・パーキングエリア）の開通 ・東芝工場跡地（太田東芝町・城の前町）における「スマートコミュニティ構想」に向けた都市計画の変更（用途地域・地区計画）
平成 30(2018)年	・大阪府北部を震源とする地震（大阪北部地震）の発生 ・フジテック工場跡地（庄一丁目）に JR 総持寺駅の開業 ・北部地域における地域課題の解決や魅力を発信する仕組みをデザインする「いばきたデザインプロジェクト」の始動 ・「茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針」の策定 ・北部地域の活性化に向けた「市街化調整区域（北部地域）における既存建築物の用途変更について」のガイドラインの策定
平成 31(2019)年 令和元(2019)年	・立地適正化計画の策定 ・南目垣・東野々宮地区の整備に向けた都市計画の変更（市街化区域編入・用途地域・地区計画・土地区画整理事業施行区域） ・東芝工場跡地（太田東芝町・城の前町）に追手門学院大学茨木総持寺キャンパスの開設 ・中心市街地活性化基本計画の策定及び次なる茨木グランドデザインの取組の開始（中心市街地の活性化に向けた取組を推進する） ・市民会館跡地エリアの活用に向けた都市計画の変更（公園）
令和 2 (2020)年	・IBALAB@広場の暫定供用開始 ・彩都東部先行地区（彩都はなだ・彩都もえぎ）の土地区画整理事業の完了 ・山手台地区（高齢化が進行する郊外部の一団の住宅地）における、産官学民連携による地域課題の解決に向けたプロジェクトの開始 ・阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画(案)の策定
令和 3 (2021)年	・JR 茨木駅西口駅前周辺まちづくりビジョンの策定
令和 4 (2022)年	・市の中心部の東西軸（中央通り・東西通り）における公共空間活用の社会実験「みちクル」の実施 ・誘致病院に係る基本整備構想の策定（病院誘致の検討を進める）
令和 5 (2023)年	・安威川ダムの供用開始 ・元茨木川緑地り・デザインのモデル地区のリニューアル ・市民会館跡地エリアに茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」の開設
令和 6 (2024)年	・「これからの茨木の都市づくりを考えるオープンハウス」を市内4ヶ所で開催 ・南目垣・東野々宮地区（イコクルいばらき）の土地区画整理事業の完了 ・茨木市景観計画の変更（中央通り・東西通りを景観重要公共施設に指定など）、茨木市屋外広告物条例の制定、中央通り・東西通りのストリートデザインガイドラインの策定 ・安威川ダム周辺に総合公園「ダムパークいばきた」の開業

3.3 市民意識

(1) 環境に関する満足度

令和5(2023)年度に実施した「茨木市のまちづくりに関するアンケート」の結果によると、住まいの周辺環境に関する満足度は、9項目とも平均が満足～普通であることが示されました。比較的満足度が高かった項目は、“空気のきれいさ”、“まちの清潔さ、きれいさ”、“まちの静かさ”、“緑の豊かさ”でした（水色枠内）。一方で、比較的満足度が低かったのは、“河川や水路などの水のきれいさ”、“水や水辺との親しみやすさ”、“農地や土との親しみやすさ”、“野鳥、昆虫などの生きものとの親しみやすさ”でした（黄色枠内）。比較的満足度が高かった4項目は生活環境項目が多く、比較的満足度が低かったのは自然環境項目となっており、自然環境項目が茨木市の課題と考えられます。



データの出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート（令和5(2023)年11月）

図3-13 住まいの周辺環境に関する満足度

(2) 環境に関する関心と取組状況

環境に配慮する行動について、「関心度」については、「こまめな節電行動」が「とても関心」「やや関心」の計81.1%と最も高く、次いで「ごみの減量」が78.7%、「省エネ家電の購入」「公共交通機関や自転車での移動」と続き、ごみや節電に関する関心が高いといえます。

また、「取組状況」については、「ごみの分別の徹底」の「既にやっている」が61.2%と最も高く、「公共交通機関や自転車での移動」が53.9%、「こまめな節電行動」「ごみの減量（食品ロスを含む）」と続いています。これらは、日常の行動として習慣化されているものと考えられます。

一方、関心（とても関心、やや関心）に比べて、行動（既にやっている）の割合が低い、「電動車（ハイブリッド車は除く）の購入」「太陽光発電、蓄電池などの設置」「いばらきエコポイント収集」については、普及・啓発また後押しする取組が必要な状況と言えます。

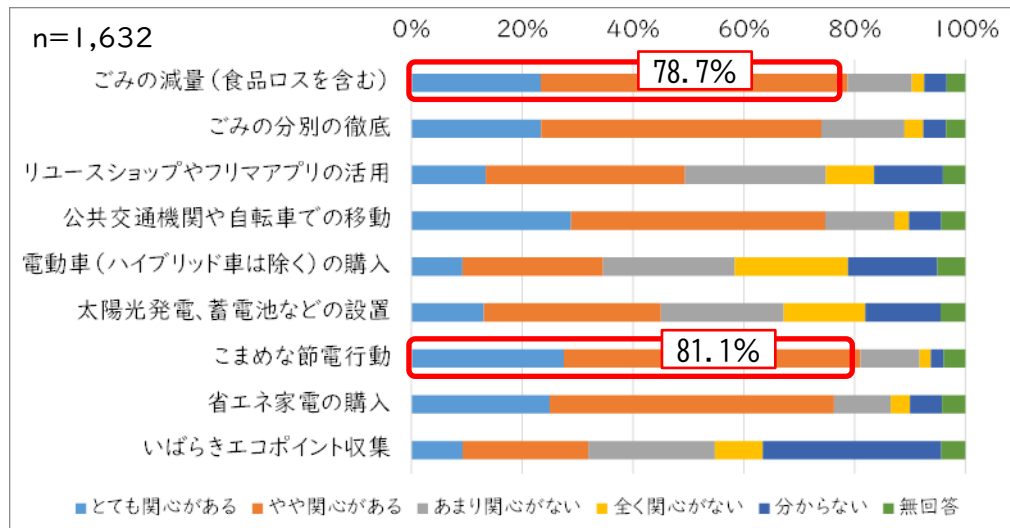


図3-14 環境配慮行動に対する関心

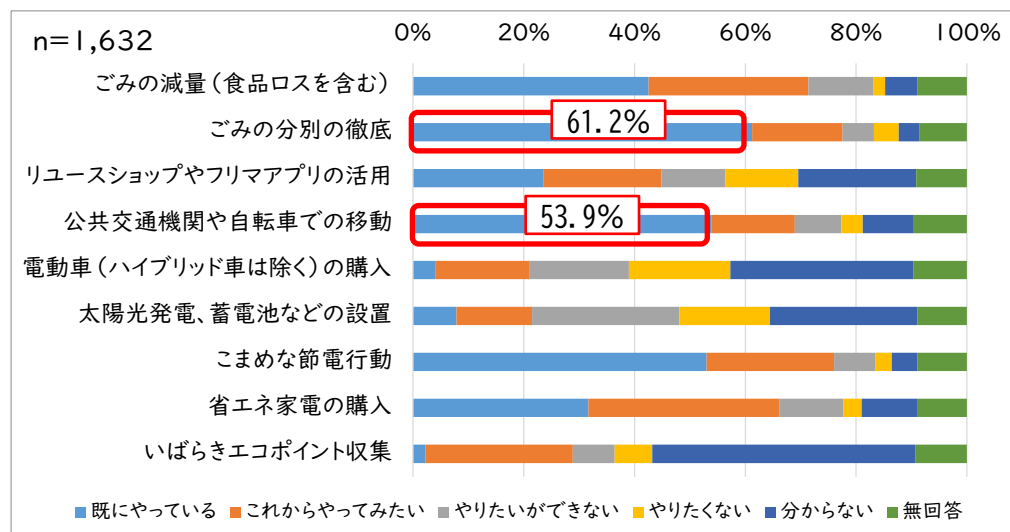
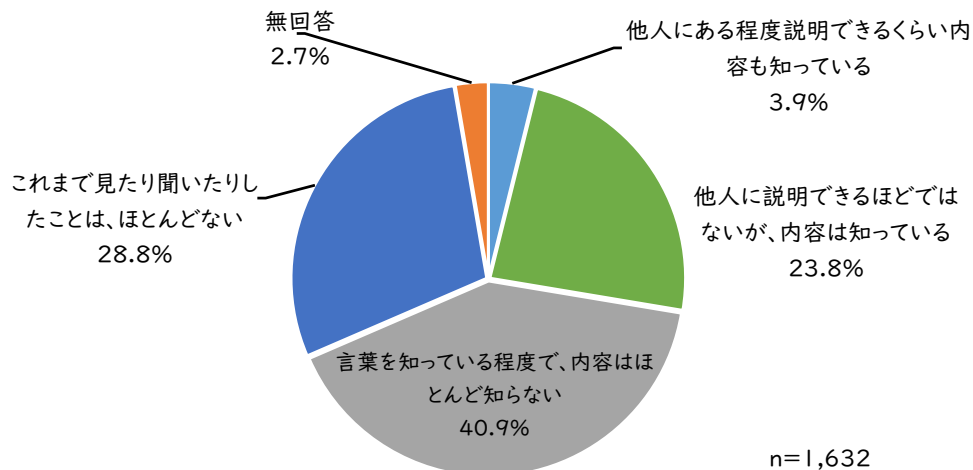


図3-15 環境配慮行動に対する実際の取組状況

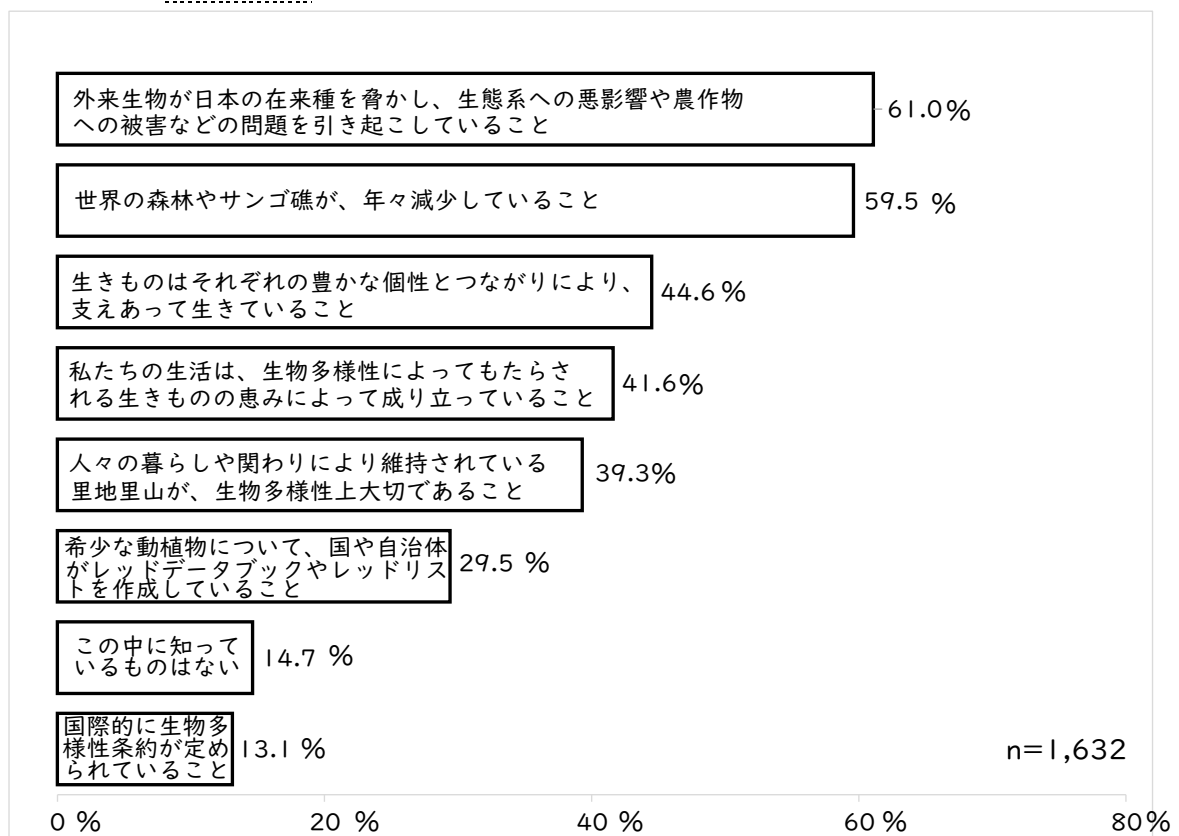
データの出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート（令和5（2023）年11月）

(3) 生物多様性についての認知度

生物多様性の認知度については、「言葉を知っている程度で、内容はほとんど知らない」が40.9%と最も多く、次いで「これまで見たり聞いたりしたことは、ほとんどない」が28.8%となっています。



また、生物多様性に関することで知っているものについては、「外来生物の影響」「森林やサンゴ礁の減少」など地球規模や広域での問題に対する認知度は高かった反面、「レッドリスト」、「里地里山の重要性」、「生態系サービス」など身近な内容の認知度が低かったことから、「生物多様性」の認知度向上が課題と考えられます。



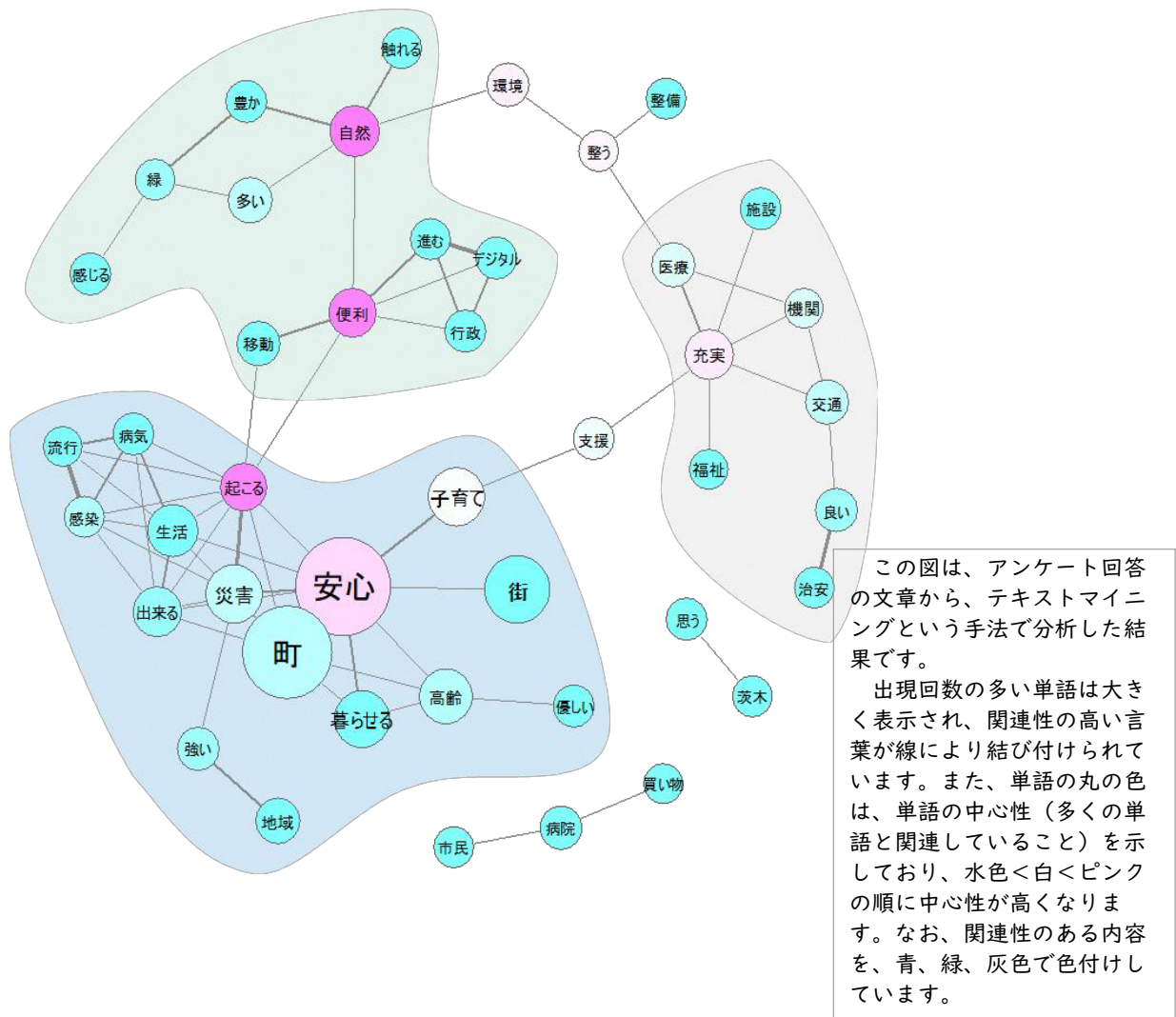
データの出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書（令和5（2023）年11月）

図3-16 生物多様性に関する事項の認知割合

(4) 茨木市民の考える暮らしたいまち、幸せを感じること

「茨木市のまちづくりに関するアンケート」（令和5(2023)年11月）の結果から、茨木市民が望む要素のうち、環境基本計画に関連する声を抽出しました。

暮らしたいまちとしては、安心で、自然と利便性が両立していて、交通・福祉の充実したまちを望む声が多く見られました。



図の出典：茨木市のまちづくりに関するアンケート報告書（令和5(2023)年11月）

図3-17 暮らしたいまちのイメージ

幸せを感じることで、家族と過ごすとき、公園や自然を感じる場所でくつろぐとき、まちへ出てアクティブに活動するときという声が多く見られました。

3.4 第3次茨木市環境基本計画策定にあたっての基本的な考え方

社会情勢の変化や市民意識、市の現状を踏まえ、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下のような視点が求められています。

(1) 市の特性・現状を踏まえた、長期的な視点

推計による本市の人口のピークは令和7(2025)年で、今後10年間では人口減少、高齢化を迎えます。環境に関する取組は、人口減少社会を念頭に、次世代に繋ぐ持続可能なものであることが求められます。人口減少や高齢化に起因する環境への影響、生活様式の変化、エネルギー消費や資源循環への影響を考慮する必要があります。

(2) 現計画の取組状況と課題を踏まえた対応

第2次茨木市環境基本計画のもと10年間環境に関する課題に取り組んできました。取組状況とその課題を整理し、本市の地域特性を踏まえ、課題への対応をめざした取組を検討します。

(3) 環境を取り巻く社会情勢を反映

第2次茨木市環境基本計画が策定された平成27(2015)年以降の10年間には、環境に関する様々な国際条約、法律、条例が制定され、関連する計画が策定されました。また、環境に関する技術は進歩しています。今回策定する計画ではそれらを踏まえて、取組内容を検討します。例えば、パリ協定や持続可能な開発目標(SDGs)などの国際的な枠組みを反映させるほか、最新の技術革新(再生可能エネルギー、エネルギー効率の向上、廃棄物管理の技術など)を取り込みながら施策を検討します。

(4) 市民参加による環境の共創

めざす環境像は、市のみで実現することはできません。市民・事業者など多様な主体とともに目標に向かって取り組むことではじめて実現します。本市の特徴である「共創のまちづくり」により、次世代につながる持続可能な循環共生社会の実現をめざします。

第4章

第3次茨木市環境基本計画 がめざすもの(目標)



第4章 第3次茨木市環境基本計画がめざすもの(目標)

4.1 環境像と基本施策

本計画は、次に掲げる環境像の実現をめざします。国が第六次環境基本計画で掲げた最上位の目的は「ウェルビーイング／高い生活の質」でした。これを踏まえ、茨木市が目標とする環境像は、茨木市に関わるみんなが環境を意識、配慮し、共に創ることで、茨木市の豊かな環境を持続可能なものとし、次世代へつなぐことをイメージしました。

その実現に向けて、4つの基本施策を設定しました。



図4-1 茨木市がめざす環境像(目標)と基本施策のイメージ

第4章 第3次茨木市環境基本計画がめざすもの(目標)

今回策定した4つの基本施策と前計画の違いは下表のとおりです。地球温暖化の進行、気候変動への対応が世界的な課題であることを踏まえ、低炭素を脱炭素とした他、熱中症対策をはじめとした適応策が加わりました。また、資源循環では再資源化製品の積極的選択が加わっています。

表 基本施策の前計画との対比

第2次茨木市環境基本計画	第3次茨木市環境基本計画
ライフスタイルの見直しで 低炭素なまちをめざす	脱炭素 : みんなでめざす カーボンニュートラル
バランスのとれた自然環境をつくる	自然環境 : 自然を身近に感じて暮らせるまち
きちんと分別で資源の循環をすすめる	資源循環 : みんなでごみを減量・分別し、 再資源化製品の積極的な選択を
いごちの良い生活環境をたもつ	生活環境 : 健康で安全な暮らしの場を

(1) 4つの基本施策の考え方

基本施策1 脱炭素：みんなでめざすカーボンニュートラル

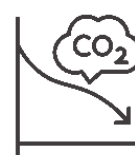
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和3（2021）年8月に公表した第6次評価報告書第1作業部会報告書において、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、また、気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大するとされました。地球温暖化緩和策を進めるとともに、現時点において、すでに現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応策の重要性が高まっています。

一人ひとりが脱炭素への意識を高め、実践するため、次の3つの取組方針に基づき、基本施策の推進を図ります。

1) 脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発

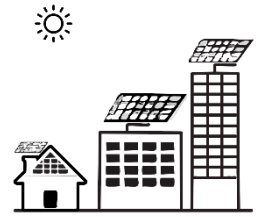
令和5（2023）年7月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」においては、徹底した省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの主力電源化を求めています。

本市は脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創造する国民運動「デコ活」に参画し、環境講座やイベントを通して普及啓発を図り、市内のすべての主体とともに脱炭素及び省エネルギーの実践及び普及啓発を行います。

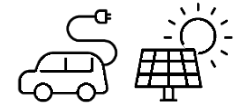


2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

本市は令和6(2024)年3月に「茨木市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に再生可能エネルギー導入に関する施策目標を追加する一部改定を行っており、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備導入を促進します。



また、これからは再生可能エネルギーを作るだけでなく、一人ひとりが再生可能エネルギー(再エネ電力)や環境負荷の低い電力を選択・使用し、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システム」をみんなで築くことも重要です。



公共施設への再生可能エネルギー設備導入や再エネ電力への切替など、市が率先して取り組を進めます。

3) 気候変動による影響への適応策の推進

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農作物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など気候変動及びその影響が全国各地で現れ、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われており、温室効果ガスの排出削減など対策である緩和策と両輪で適応策を推進する必要があります。令和5(2023)年4月に国の気候変動適応法が改正され、「熱中症特別警戒情報」や指定暑熱避難施設の指定などが追加されるなど、熱中症対策が喫緊の課題となっています。



令和5(2023)年5月に一部変更された国の気候変動適応計画においては、関連する分野として掲げられた分野は農業、自然生態系、健康、産業・経済活動などと多岐に渡っており、本市においても各分野の施策を適応策に結びつけて展開していく必要性が高まっています。

分野別計画(茨木市)

茨木市環境基本計画
茨木市地球温暖化対策実行計画
茨木市再生可能エネルギー導入戦略

主な関連法律

環境基本法
地球温暖化対策推進法
省エネ法
FIT 法
グリーン購入法
環境配慮契約法
気候変動適応法
エネルギー政策基本法

※ 法律の名称は、略称(通称)で表記しているものもあります。(以下同様)

基本施策2 自然環境：自然を身近に感じて暮らせるまち

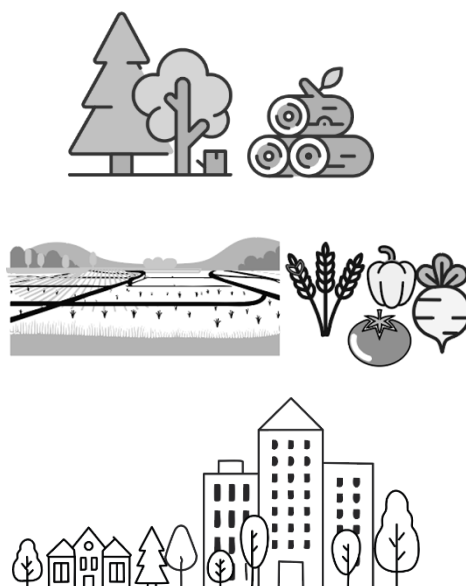
私たちの暮らしは生物多様性の恵みに支えられています。食べ物、衣類、大気や水、野外レクリエーション、生息・生育環境の提供などといった恩恵を、生態系サービスといいます。世界的な生物多様性と生態系サービスの劣化の状況をふまえ、私たちが生態系サービスを持続的に受け取るためには、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を視野に入れた取組が必要です。

ネイチャーポジティブは、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを目標に、2050年までに自然と共生する社会を実現するというものですが、本市では、生物多様性への理解と価値観の共有を継続的に促すとともに、生物多様性の保全に取り組むことで、人の生活と自然とのバランスのとれた自然環境をめざし、次の2つの取組方針に基づき、基本施策の推進を図ります。

1) 自然資源の利用の推進

里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなっており、多様な主体による保全活動が必要です。里地も人口減少や担い手不足から、農地などの多面的機能の維持が困難になってきています。豊かな里地・里山を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。

また、令和5(2023)年9月に国が公表した「グリーンインフラ推進戦略 2023」において、社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくりなどに自然を資本財（自然資本財）として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用する「グリーンインフラ」の考え方が示されています。自然を取り入れることで、自然が有する、心身両面での健康への効果、景観形成や文化醸成、地域活動や教育面での効果を引き出すことができ、ウェルビーイングの向上、地域の賑わいの創出、働く人々などの生産性の向上、コミュニティの再生、ひいてはSDGsや地方創生の実現、CO₂吸収源対策に資するとされており、都市空間でのみどりの導入や自然災害に対する弾力性の強化など、本市の施策においても積極的な導入の検討を図ります。



2) 生物多様性の保全

人間の社会・経済は自然資本を土台として成立しています。健全な自然環境は、生態系が有する多様な機能を十分に発揮し、気候変動対策を含む様々な社会課題の解決に貢献するとされています。



第4章 第3次茨木市環境基本計画がめざすもの(目標)

そうした土台となる、多様な動植物が生息・生育できる環境が保全・整備されており、生きもの同士のつながりが保たれている姿をめざして、生きものや自然とふれあい親しみを感じられる機会の確保や、生物多様性の保全の取組を進めます。

分野別計画（茨木市）

茨木市環境基本計画
茨木市里山保全構想・基本計画
茨木市鳥獣被害防止計画

主な関連法律

環境基本法
生物多様性基本法
外来生物法
鳥獣保護管理法

基本施策3 資源循環：みんなでごみを減量・分別し、再資源化製品の積極的な選択を

大量生産・大量消費型の経済社会活動から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑え、廃棄物の発生の最小化につながる循環経済（サーキュラーエコノミー）の取組が国際社会共通の課題となる中、3Rをはじめとする資源循環の取組が果たす役割は大きく、気候変動対策や生物多様性保全をはじめとする環境負荷削減策としても極めて重要です。資源循環を促進させることで、製品などのライフサイクル全体での温室効果ガスの低減やその先のネット・ゼロに資するだけでなく、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に資するとされています。

また、人口減少・少子高齢化社会において、地域の再生可能資源を継続的に地域で活用することや、地域のストックを適切に維持管理し、できるだけ長く賢く使っていくことなどにより、資源投入量や廃棄物発生量を抑えた持続可能で活気のあるまちづくりを進めていくことが求められています。

このような状況の中、市民、事業者など各主体間の連携・協働を促進し、市域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムの構築と廃棄物の適正処理を行うため、次の3つの取組方針に基づき、基本施策の推進を図ります。

1) ごみの減量化の推進

一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めます。また、地域の循環システムの構築に向け、各主体がごみを発生させないため3Rの取組の重要性を認識するとともに、食品ロスの削減に取り組めます。



2) ごみの再資源化の推進

食品ロス削減や食品リサイクルなどによる資源を最大限活用するための取組、使用済製品などのリユース、プラスチックや金属資源などの資源循環などを行うことにより、地域の循環システムづくりをめざします。



3) ごみの適正処理の推進

ごみの排出抑制におけた啓発・指導などにより減量化を図るとともに、市民や事業者と連携してごみが適正に分別収集され再資源化につながるよう取り組みます。また、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に実施するため、国や民間事業者など関連機関との連携を促進するなど廃棄物処理システムの強化を図ります。



分野別計画（茨木市）

茨木市環境基本計画
茨木市一般廃棄物処理基本計画
茨木市一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画
茨木市災害廃棄物処理計画

主な関連法律

環境基本法
循環基本法
廃棄物処理法
資源有効利用促進法（リサイクル法）
プラスチック資源循環促進法
容器包装リサイクル法
家電リサイクル法
小型家電リサイクル法
食品リサイクル法
食品ロス削減推進法

基本施策4 生活環境：健康で安全な暮らしの場を

事業活動に伴う大気・水環境への影響や生活排水、騒音、悪臭など身近な環境問題については、地域の安心・安全につながるため、「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）など関連法令に基づく対策を引き続き実施するとともに、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設の状況把握や指導など、地域の安全・安心の確保を図る施策を推進します。

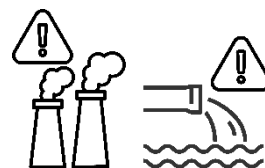
汚染、気候変動、生物多様性の損失という3つの危機は相互に密接に関連しており、統合的な方法で対処する必要があるという観点から、「プラネタリー・ヘルス」という概念が提唱されています。人間が健やかに過ごせる環境は地球の健康、自然資本の豊かさと生物多様性の保全にもつながります。この視点から「地球の健康」と「人の健康」を一体的に捉え、環境保全に取り組むことで「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現をめざします。

次の3つの取組方針に基づき、基本施策の推進を図ります。

1) 健康に過ごすことができる生活環境の保全

市民アンケートで比較的満足度の高い「空気や水がきれい」で「心安らぐ」まちを維持し次世代に引き継ぐためには、大気や水環境、騒音などの環境基準の達成とさらなる改善により生活環境を良好に維持する必要があります。

大気、水質、騒音に係る常時監視を行うとともに、事業活動に伴う公害については早期解決に努めます。



2) 化学物質等による環境リスクの低減

汚染への対応は、「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、化学物質やマイクロプラスチックなどによる水・大気・土壌などの環境汚染は、生物多様性など自然資本への大きなリスクであると同時に、人の健康、ウェルビーイングへのリスクとなります。

化学物質の取扱いや遺伝子組換え実験などを行う事業所への指導を適切に行い、周辺環境に影響が及ばないよう環境リスクの低減を図ります。



3) 快適環境の保全

私たち一人ひとりが地球環境の悪化を自らの健康と紐づけて考え、自主的、積極的に環境負荷の低減に資する行動をとることが必要です。

私たちのまちをつくる各主体がそれぞれにモラル・マナーを向上することで、安全で清潔なまちづくりをめざします。



第 4 章 第 3 次茨木市環境基本計画がめざすもの(目標)

分野別計画（茨木市）

茨木市環境基本計画
茨木市一般廃棄物処理基本計画

主な関連法律

環境基本法
水道法
下水道法
大気汚染防止法
騒音規制法
水質汚濁防止法
廃棄物処理法
悪臭防止法
瀬戸内海環境保全特別措置法
振動規制法
浄化槽法
ダイオキシン類対策特別措置法
P R T R 法
土壌汚染対策法

(2) 施策の体系

環境像を実現するための基本施策と取組方針は次のとおりとします。茨木市、市民、事業者の一人ひとりの取組により環境像（目標）を実現します。

環境像（目標）：

次世代（未来）へつなぐ・みんなで共創する環境のまち



図4-2 施策の体系

《環境意識・環境教育・環境行動》

「環境意識・環境教育・環境行動」については、人づくり・仕組づくりに関わる、各基本施策を貫く横断的要素として取組を進めます。（p.82 参照）

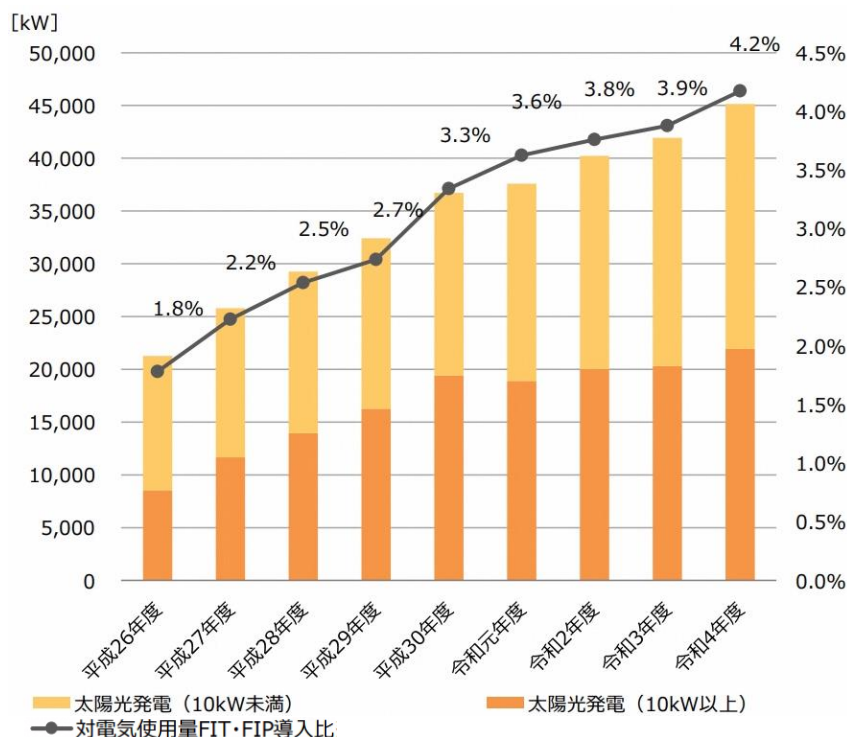
＜コラム⑤＞太陽光発電設備の導入、再エネ電力の購入による脱炭素

これまで気候変動に対応するため、茨木市でもエネルギーを節約する(省エネ)、太陽光発電など再生可能エネルギーを増やすことに努めてきました。日本の電力における再生可能エネルギー比率は、令和3(2021)年度で約20.3%まで増えました。再エネ発電設備容量は世界第6位で、太陽光発電は世界第3位です。国土面積あたりの日本の太陽光導入容量は主要国の中で最大級です(資源エネルギー庁)。

しかし、近年も猛暑日や豪雨が増え続けており、世界中のすべての人が温暖化物質の排出削減に一層取り組む必要に迫られています。

安心して生活できる地球環境を次世代(未来)へつなぐためには、これまでの“省エネルギーの実践”と“太陽光発電など再生可能エネルギー設備の導入”に加え、“一人ひとりがつくられた再生可能エネルギー(再エネ電力)や環境負荷の低い電力を選択・使用すること”が重要になります。これにより、化石燃料の使用量が減り、再生可能エネルギー市場が拡大し、技術革新が促進される「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システム」の実現が見えてきます。

公共施設への再生可能エネルギー設備の導入など、市が率先して取組を進めます。また、自治体排出量カルテ(環境省)では、茨木市の令和3(2021)年度のCO₂排出量の割合は、家庭からの排出が24%、自動車からの排出が約23%、事業者(産業部門・業務その他部門)からの排出が約44%を占めるという分析もあります。市民・事業者のみなさん一人ひとりが、環境負荷の低い電力の選択・使用を考えてみるのが大切です。



図の出典：自治体排出量カルテ 茨木市（環境省）

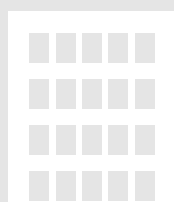
図4-3 茨木市の再生可能エネルギーの導入設備容量の推移(累積)

第5章

環境像の 実現に向けた取組

本計画の効果的な推進に向けて、それぞれの取組方針ごとにめざすまちのすがたを示すとともに現状と課題、取組内容と各主体の取組、環境指標を明記しています。

ここで示す環境指標とは、環境像の実現に向けて実施する基本施策や取組方針の進捗状況を把握するための目安となる数値です。



5.1 基本施策（1）脱炭素

① 施策の必要性

温室効果ガス排出量増加が原因とされる気候変動が地球規模の課題となっています。地球温暖化問題は、社会経済活動のみならず、人間の存続の基盤である環境・自然資本を劣化させ、将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、市民、国、地方公共団体、事業者などの全ての主体が参加・連携して取り組むことが求められています。令和32(2050)年ゼロカーボン達成に向け、気候変動緩和策として再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を防止・軽減する気候変動への適応に対する取組が必要です。

② 施策の方向性

市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めるとともに、気候変動による影響への適応策の取組の推進を図ります。また、情報交換の場を通じて様々な主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルを見直すことにより脱炭素をめざします。



<コラム⑥> 地球温暖化対策の緩和策と適応策



地球温暖化対策には、緩和策と適応策があります。基本施策(1)脱炭素では、両方の観点から取組方針を定めています。

《 緩和策 》

温暖化しないように温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことが「緩和」です。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの環境負荷の低いエネルギーの普及、植物によるCO₂の吸収源対策などが挙げられます。

取組方針（1-1）脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発

（1-2）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

《 適応策 》

既に温暖化してしまったことにより起こりつつある気候変動影響への防止・軽減を行うことを「適応」と言います。影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散をふまえた対策のことで、浸水対策や渇水対策、熱中症の早期警告、インフラ整備などが例として挙げられます。

取組方針（1-3）気候変動による影響への適応策の推進



5.1 基本施策（1）脱炭素

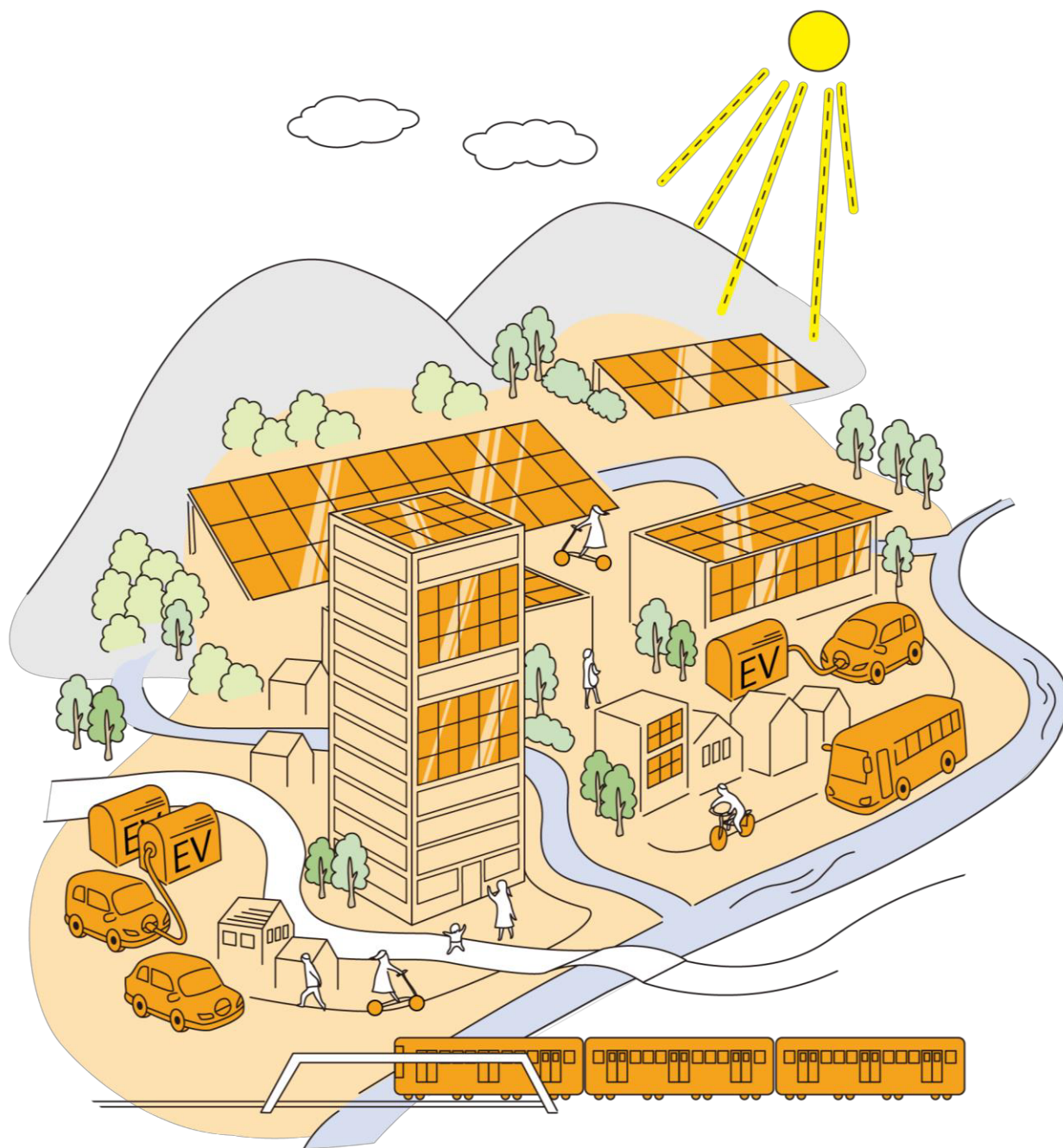


図5－1 脱炭素の取り組みのイメージ図

基本施策（1）脱炭素

③ 取組内容

取組方針（1-1）脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発

現状と課題	地球温暖化対策実行計画に基づき、市民などの環境に配慮した行動を促すため、市民団体などと連携し、意識啓発の取組を進めています。本市のエネルギー使用量は概ね減少傾向にありますが、令和32(2050)年ゼロカーボン達成に向けては、より一層の脱炭素と省エネルギーの取組が必要です。		
めざすべき姿	市民などの環境に関する意識が高まり、脱炭素と省エネ化の実践が進んでいます。		
取り組むこと	脱炭素・省エネルギーの実践	市	・エコオフィスプランいばらきに基づき、市自らが省エネルギーなど環境に配慮した事務事業に取り組みます。 ・公用車を調達する際は、可能な限り電動車を導入します。 ・市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの省エネ化を推進します。 ・環境負荷の低い電力の調達を実践します。
		市民	・脱炭素・省エネルギーを実践します（デコ活の実践、断熱住宅、省エネ・エコグッズの選択、食べ残しゼロ、テレワーク）。 ・環境負荷の低い電力を選択します。 ・クールビズ、ウォームビズを実践します。 ・できるだけ公共交通機関、自転車、徒歩で移動します。 ・宅配便は一度で受け取ります。
		事業者団体	・事業者は、省エネ型製品・サービスの普及・開発を進めます。 ・事業者は、新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。 ・環境負荷の低い電力の調達を実践します。
	普及啓発	市	・市民、事業者と連携した取組を推進するため、情報交換の場や環境講座を提供します。 ・地球温暖化対策実行計画に基づき、市民・事業者の環境に配慮した行動を促すため、市民団体などと連携し、脱炭素化・省エネ化の普及を促進します。 ・脱炭素プラットフォームの積極的な活用を図ります。
		市民	・環境問題に気づき、学び、正しい知識を身に付けます。
		事業者団体	・脱炭素プラットフォームに積極的に参加し、情報交換を行います。
環境指標	・市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量（t-CO₂） ・電力使用量（MWh/年） ・鉄道利用者数（人/日） ・バス利用者数（人/日） ・環境フェアの参加人数（人）		

基本施策（1）脱炭素

まずはここから！



デ 電気も省エネ 断熱住宅
コ こだわる楽しさ エコグッズ
カ 感謝の心 食べ残しゼロ
ツ つながるオフィス テレワーク

図5-2 デコ活のロゴマークとデコ活アクション

「デコ活」とは「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

「デコ活アクション」は、デコ活につながる具体的な取組方法を示したものです。

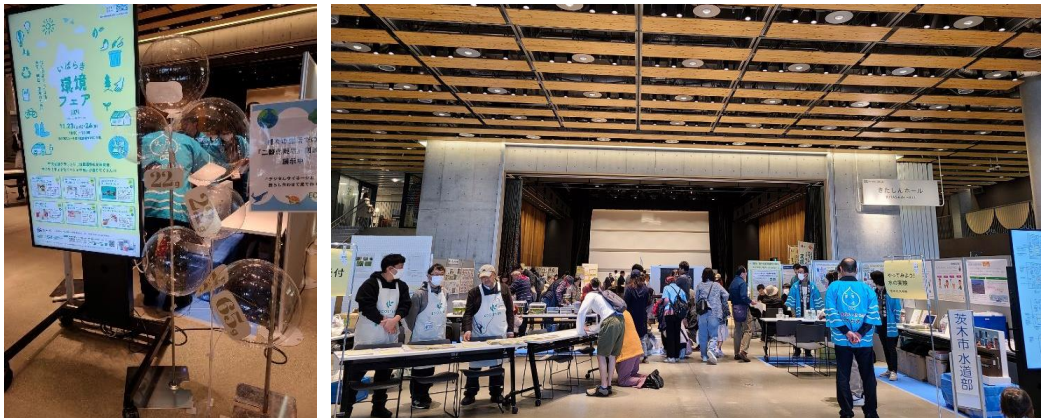


写真 いばらき環境フェアの様子

基本施策（1）脱炭素

取組方針（1-2）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

現状と課題	再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民などへ太陽光発電システムなどの補助制度を実施しています。将来世代のためにも、脱炭素の実現に向けた暮らしや事業活動が求められています。	
めざすべき姿	再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入により、脱炭素の実現に向けた取組が暮らしや事業活動の中で進んでいます。	
取り組むこと	公共施設では、再生可能エネルギーなどを率先導入するとともに、計画的に空調設備を省エネルギー設備に改修するほか、照明のLED化を推進します。再生可能エネルギーなどを導入する市民や事業者を支援します。	
	再生可能エネルギー設備導入	市 - 公共施設の新築・建替時には、再生可能エネルギー設備導入を進めるとともに、ZEB化をめざします。また、改修時には、再生可能エネルギー設備導入を進めるとともに、ZEB化を検討します。 - 市民や事業者による再生可能エネルギー設備などの導入促進のため、支援制度を整備します。 - 災害に備え、再生可能エネルギーや蓄電池などの活用を推進します。
		市民 - 住宅などの新築・建替時にZEH化を検討します。 - 戸建・集合住宅などに屋根置きなどの自家消費型の太陽光発電設備を設置します。 - 災害に備え、再生可能エネルギー設備や蓄電池を設置します。
		事業者団体 - 工場・事業所などに再生可能エネルギー設備を設置します。 - 工場・事業所などの新築・建替時にZEB化をめざし、改修時にはZEB化を検討します。 - 災害に備え、再生可能エネルギーや蓄電池などの活用を推進します。
	省エネルギー設備導入	市 - 公共施設の新築・建替時には、省エネルギー設備を導入し、ZEB化をめざします。また、改修時には、省エネルギー設備を導入し、ZEB化を検討します。 - 市民や事業者によるZEB化、ZEH化誘導のため、支援制度を整備します。
		市民 - 住宅や設備・家電製品、住まい方を見直し、脱炭素に向けた暮らしを選択します。 - 住宅などの新築・建替・改修時に建物のエネルギー効率向上（断熱性能の向上、ZEHや遮熱窓の導入などの推進）を検討します。 - 住宅の新築・建替・改修時には省エネ性能の高い設備や家電製品を選択します。
		事業者団体 - 事業活動に伴う設備の省エネ改修などを行い、低炭素な事業活動に努めます。 - 工場・事業所などの新築・建替時にZEB化をめざし、改修時にはZEB化を検討します。 - 設備改修時には、再生可能エネルギーや効果的にエネルギー使用量を削減できる設備を選びます。 - 災害に備えコージェネレーションシステムなどの自立・分散型エネルギーシステムを導入します。
環境指標	- 太陽光発電の設備容量（kW） - 再生可能エネルギー導入件数（累計）（件）	

基本施策（1）脱炭素

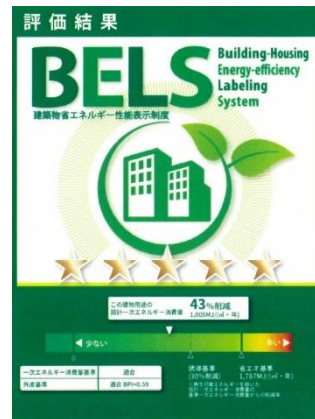
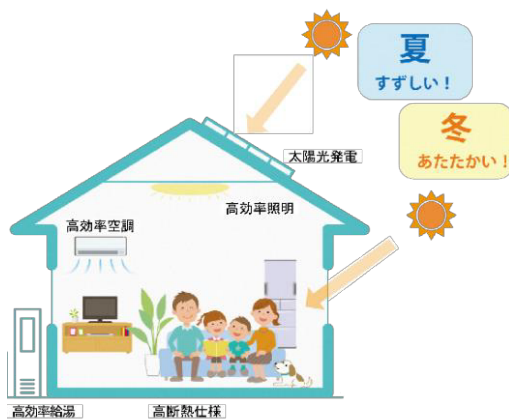


写真 茨木市文化・子育て複合施設おにクル(ZEB oriented)

住宅・建築物の省エネ性能の向上を伴うZEH・ZEB化の取組イメージ



ゼッチ ネット ゼロ エネルギー ハウス ZEH (net Zero Energy House)

外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量※の収支をゼロとすることをめざした住宅のことをいいます。

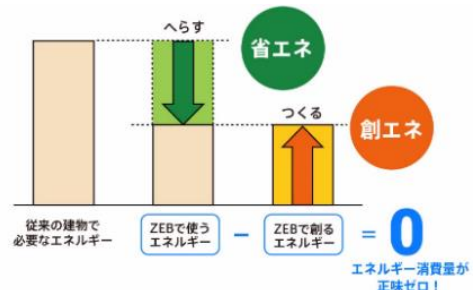
出典：茨木市再生可能エネルギー導入戦略



出典：省エネポータルサイト「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」（資源エネルギー庁）

ゼブ ネット ゼロ エネルギー ビルディング ZEB (net Zero Energy Building)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。



出典：ゼブ・ポータル（環境省）

※「一次エネルギー消費量」とは、建築物で使われている設備機器の消費エネルギーを熱量に換算した値のこと。冷暖房だけではなく、換気や給湯、照明なども含めた合計の値を、一次エネルギー消費量と呼びます。

用語解説 p.113 参照

基本施策（1）脱炭素

取組方針（1-3）気候変動による影響への適応策の推進

現状と課題	地球温暖化による影響は既に現れており、今後さらに増大するおそれがあります。気候変動の影響に対処するため、脱炭素化だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対処し、被害を防止・軽減する「適応」の取組を進める必要性が高まっています。 気候変動の影響により気温が上昇し、短時間強雨などによる大雨の増加や、熱中症の危険性が増しています。 都市部ではヒートアイランド現象により、一層の高温化が見込まれます。快適な環境を確保するため、気候変動による影響への適応策が必要です。						
めざすべき姿	気候変動による影響について、各主体が気候変動の影響を軽減する「適応策」に取り組んでいます。						
取り組むこと	気候変動の影響と適応策に関する普及啓発を行うほか、自然災害への備えやヒートアイランド対策・熱中症対策を行います。 <table> <tr> <td>市</td><td> ・ まちにみどりを増やし、木陰を創出します。 ・ 歩道部において透水性舗装を導入します。 ・ 気候変動の影響と適応策に関する情報を発信し、市民の意識向上を図ります。 ・ 公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、また既存の水路の適正な維持管理を行います。 ・ クーリングシェルターを整備します。 ・ 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート・暑さ指数（WBGT）を普及・啓発します。 ・ 熱中症患者の適切な救急搬送に努めます。 ・ 水害・土砂災害リスクを踏まえた災害予防対策を推進します。 ・ 気候変動の影響に関する情報の入手及び提供に努め、気象災害※への意識向上を図るなど、地域防災力の向上に努めます。 </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> ・ 住宅の接道部や壁面の緑化に取り組めます。 ・ 補助制度を利用した雨水貯留タンクの設置に努めます。 ・ 猛暑日の不要な外出を自粛します。 ・ 防災訓練組織活動に参加するなど、防災意識を高めます。 ・ 気候変動の影響に関する情報の入手に努め、気象災害への備えの充実を図ります。 </td></tr> <tr> <td>事業者団体</td><td> ・ 事業所の接道部や壁面の緑化に取り組めます。 ・ クールビズを推進・実践します。 ・ 防災訓練組織活動に参加するなど、防災意識を高めます。 ・ 気候変動の影響に関する情報の入手に努め、気象災害への備えの充実を図ります。 </td></tr> </table>	市	・ まちにみどりを増やし、木陰を創出します。 ・ 歩道部において透水性舗装を導入します。 ・ 気候変動の影響と適応策に関する情報を発信し、市民の意識向上を図ります。 ・ 公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、また既存の水路の適正な維持管理を行います。 ・ クーリングシェルターを整備します。 ・ 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート・暑さ指数（WBGT）を普及・啓発します。 ・ 熱中症患者の適切な救急搬送に努めます。 ・ 水害・土砂災害リスクを踏まえた災害予防対策を推進します。 ・ 気候変動の影響に関する情報の入手及び提供に努め、気象災害※への意識向上を図るなど、地域防災力の向上に努めます。	市民	・ 住宅の接道部や壁面の緑化に取り組めます。 ・ 補助制度を利用した雨水貯留タンクの設置に努めます。 ・ 猛暑日の不要な外出を自粛します。 ・ 防災訓練組織活動に参加するなど、防災意識を高めます。 ・ 気候変動の影響に関する情報の入手に努め、気象災害への備えの充実を図ります。	事業者団体	・ 事業所の接道部や壁面の緑化に取り組めます。 ・ クールビズを推進・実践します。 ・ 防災訓練組織活動に参加するなど、防災意識を高めます。 ・ 気候変動の影響に関する情報の入手に努め、気象災害への備えの充実を図ります。
市	・ まちにみどりを増やし、木陰を創出します。 ・ 歩道部において透水性舗装を導入します。 ・ 気候変動の影響と適応策に関する情報を発信し、市民の意識向上を図ります。 ・ 公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置、また既存の水路の適正な維持管理を行います。 ・ クーリングシェルターを整備します。 ・ 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラート・暑さ指数（WBGT）を普及・啓発します。 ・ 熱中症患者の適切な救急搬送に努めます。 ・ 水害・土砂災害リスクを踏まえた災害予防対策を推進します。 ・ 気候変動の影響に関する情報の入手及び提供に努め、気象災害※への意識向上を図るなど、地域防災力の向上に努めます。						
市民	・ 住宅の接道部や壁面の緑化に取り組めます。 ・ 補助制度を利用した雨水貯留タンクの設置に努めます。 ・ 猛暑日の不要な外出を自粛します。 ・ 防災訓練組織活動に参加するなど、防災意識を高めます。 ・ 気候変動の影響に関する情報の入手に努め、気象災害への備えの充実を図ります。						
事業者団体	・ 事業所の接道部や壁面の緑化に取り組めます。 ・ クールビズを推進・実践します。 ・ 防災訓練組織活動に参加するなど、防災意識を高めます。 ・ 気候変動の影響に関する情報の入手に努め、気象災害への備えの充実を図ります。						
環境指標	・ みどりのカーテン取組件数（件） ・ 透水性舗装の導入面積（㎡） ・ 熱中症搬送者数（人） ・ 水害・土砂災害ハザードマップの配布数（冊） ・ 自主防災組織主催の訓練等実施地区数（組織）						

※ 豪雨による洪水・浸水・土砂災害、暴風、渇水、高温などが考えられます。

基本施策（1）脱炭素



写真 みどりのカーテン



写真 自主防災組織訓練



写真 雨水貯留タンク

④ SDGs の位置付け



5.2 基本施策（2）自然環境

① 施策の必要性

生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ（自然再興）実現のため、多様な生きものがくらし、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近にみどりがあふれ、動植物とふれあえる取組が必要です。

② 施策の方向性

みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、自然とふれあう機会の創出に取り組み、生物多様性への理解と価値観の共有を継続的に促します。自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵み＝生態系サービスを維持し回復させるため、生物多様性の保全に努めます。



写真 里山の風景



写真 ダムパークいばきたでの活動



写真 森林環境サポーター養成講座

基本施策(2) 自然環境



図5-3 自然環境の取り組みのイメージ図

基本施策（2）自然環境

③ 取組内容

取組方針（2-1）自然資源の利用の推進

現状と課題	里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなってきたおり、多様な主体による保全活動が必要です。里地も人口減少や担い手不足から、農地などの多面的機能の維持が困難になってきています。 豊かな里地・里山を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。		
めざすべき姿	美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進みます。また、間伐材などの有効利用が進んでいます。 自然の機能の活用が気候変動対策となりネイチャーポジティブにもつながることが理解され実践されています。		
取り組むこと	農地・里山の活用	市	・化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の半分以下で栽培されたエコ農産物の認証制度を推進します。 ・森林環境譲与税を利用し、森林整備や地産材利用の促進などを進めます。 ・森林整備への支援、間伐材・^{せんていし}剪定枝の活用を推進します。 ・間伐材などを有効に活用します。 ・森林ボランティアや農業の担い手を確保・育成し、遊休農地や放置森林とのマッチングを推進します。 ・農地の集約化と集落営農組織化を推進します。 ・鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策を実施します。
		市民	・エコ農産物を積極的に購入します。 ・森林ボランティア活動や養成講座に参加します。 ・間伐材などを有効活用します。 ・地元産の旬の食材を積極的に選びます。
		事業者団体	・農協や販売事業者は、エコ農産物を積極的に取り扱います。 ・森林組合などは、間伐材などを有効に活用します。 ・事業者・団体は、アドプトフォレストなどの里地・里山の保全活動などに参加します。 ・事業者・団体は、積極的に自然資源を利活用します。
	自然資源の活用	市	・地域資源や自然資源に触れ、活用されるきっかけとなる場を官民連携により整備することで市民の行動を促し、地域資源・自然資源の活用を推進します。
		市民	・自然資源を活用した地域資源であるダムパークいばきた、見山の郷、野外活動センター、里山センターなど北部地域を利用します。
環境指標		事業者団体	・積極的に自然資源を利活用します。
			・森林ボランティア数（人） ・エコ農産物栽培面積（ha） ・農地のマッチング（ha）

基本施策（2）自然環境

取組方針（2-2）生物多様性の保全

現状と課題	放置森林の増加や外来生物の侵入、気候変動の影響など様々な理由により、動植物の生態系に変化が見られます。特定外来生物については、近年市内へ侵入した種や、全国的に被害を及ぼし近隣市町において被害が拡大している種が確認されています。生物多様性の保全・回復のため、生物多様性の重要性について、周知する必要があります。		
めざすべき姿	多様な動植物が生息・生育できる環境が保全・整備されており、生きもの同士のつながりが保たれています。 生きものや自然とふれあう機会が確保されており、自然に親しみを感じられます。 生物多様性の重要性が広く周知され、豊かな自然環境が保全されています。		
取り組むこと	里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整えます。 鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策を実施します。 事業者やボランティア団体などと連携し、市民が生きものとふれあえる機会を提供するとともに、生物多様性の重要性について、周知・啓発を行います。特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や各主体の役割を周知・啓発します。		
	生物多様性保全の取組	市	・これまでの“水と緑のネットワーク”の形成に、生物多様性の保全の視点を取り入れ、生態系の保全、回復に努めます。 ・環境資源調査・環境資源補完調査などを市民などと協働で行い、生物多様性の現況を把握します。 ・生物多様性に係る人材育成に努めます。 ・事業者や森林ボランティア団体などによる森林整備により、里地・里山の保全を図ります。 ・アドプトフォレストの取組や森林ボランティアによる森林保全活動を促進します。 ・多様な生態系の保全に努めます。 ・農地の集約化と集落営農組織化を推進します。 ・特定外来生物について普及・啓発に努めます。 ・特定外来生物対策を実施します。 ・鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策を実施します。
		市民	・地域に生息・生育する生きものを大切にします。 ・生きものや自然とふれあう機会を増やします。 ・緑のまちづくり活動に積極的に参加します。 ・森林ボランティア活動に参加し、里地・里山を保全します。 ・外来生物を持ち込まない、移動しない、放たないなど、適正管理に努めます。
		事業者団体	・管理地の生態系の保全に努めるとともに、地域の生態系の保全、回復に協力します。 ・開発などを行う場合は、周辺の環境や景観などに配慮した計画とします。 ・事業者・団体は、外来生物を放たないなど、適正管理に努めます。 ・緑化活動などに参加・協力します。

基本施策（2）自然環境

取り組むこと	普及啓発	市	・市域の<u>自然資源</u>を活用し、市民が生きもの・自然と触れ合える機会を提供します。 ・<u>生物多様性</u>の重要性について周知・啓発を行います。 ・家庭で飼われるペットや育てている植物について、むやみに自然に放たないように啓発を行います。 ・<u>特定外来生物</u>をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や各主体の役割を周知・啓発します。
		市民	・生きものや自然と触れ合う機会を増やします。 ・<u>生物多様性</u>について学びます。 ・<u>外来生物法</u>や<u>外来生物</u>が生態系に与える影響について知るとともに、生息・生育情報・状況を共有します。
		事業者団体	・事業者・団体は、市域の<u>自然資源</u>を活用し、生きものと触れ合える機会を提供します。 ・事業者は、動植物の販売時にペットや<u>外来生物</u>の取り扱いについて周知します。 ・団体は、<u>外来生物</u>の生息・生育状況についての周知・啓発を行います。
環境指標			・<u>生物多様性</u>に関するイベントの参加者数（人） ・環境資源補完調査対象種の確認種数（種）



写真 生きものの博の講座風景



写真 環境資源補完調査の様子

④ SDGs の位置付け



5.3 基本施策（3）資源循環

① 施策の必要性

環境への負荷が低減された循環型社会の構築、気候変動問題への解決に向けた脱炭素社会の実現及び生態系・海洋環境に影響を与えている海洋プラスチックごみ問題などに取り組むためには、ごみの減量化及び再資源化の推進が不可欠です。また、ごみ処理施設の整備計画作成などの取組とともに、さらなる分別の徹底と資源の循環を図るため、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の推進が求められています。

② 施策の方向性

プラスチック製品や容器包装など、新たな分別品目の追加を検討し、市民などへの意識啓発に努めるほか、ごみが適正に分別収集されることで資源の循環を進めます。また、ごみ処理施設の効率的な運転を進めて経費の抑制を図ります。

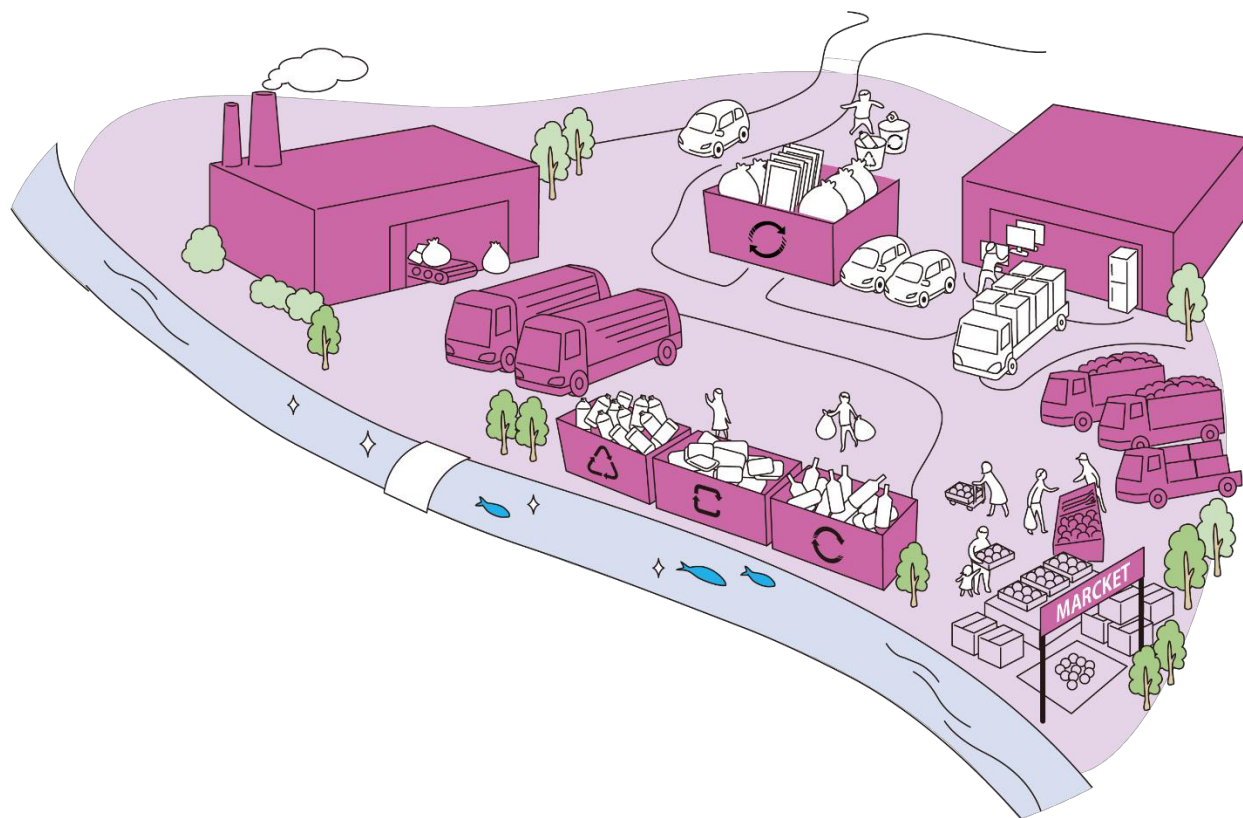


図5-4 資源循環の取り組みのイメージ図

基本施策 (3) 資源循環

③ 取組内容

取組方針 (3-1) ごみの減量化の推進

現状と課題	家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めています。 一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、重点施策である <u>食品ロス削減</u> や <u>プラスチックごみ削減</u> などについて、さらなる取組が必要です。		
めざすべき姿	家庭系ごみや事業系ごみが減少し、また、不適正ごみの搬入防止が図られています。		
取り組むこと	家庭系ごみの減量	市	・<u>コンポスト</u>の普及を推進します（生ごみ処理容器等設置補助金など）。 ・<u>マイバッグ</u>の普及啓発を行います。 ・<u>リーフレット</u>やごみ分別アプリで市民に向けて情報提供を行います。 ・出前講座を実施します。 ・<u>フードドライブ</u>を推進します。 ・賞味期限と消費期限に関する正しい知識を普及啓発します。
		市民	・<u>3 R</u>に取り組みます。 ・<u>マイバッグ</u>を持参します。 ・<u>3 きり運動</u>に取り組みます（食品の無駄をなくす「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを捨てる前に水を切る「水きり」）。 ・<u>エコクッキング</u>に取り組みます。 ・少量や小分け、量り売りの食品を購入します。 ・冷蔵庫の中身を把握して買い物メモをとるなどしてから必要な物だけを買います。 ・<u>再使用及び再生利用</u>を心がけ、フリーマーケットや<u>リサイクルショップ</u>を活用します。 ・家庭系ごみ組成の約4分の1を占める厨芥類のうち、特に<u>食品ロス</u>の削減に努めます。 ・<u>エコプラスチック</u>、<u>バイオマスプラスチック</u>、簡易包装の商品を選びます。
		事業者団体	・レジ袋の削減や過剰包装の自粛など、ごみの発生を抑制し、<u>再使用及び再生利用</u>を推進します。 ・<u>エコプラスチック</u>、<u>バイオマスプラスチック</u>の使用を推進します。
		事業系ごみの減量	市
	市民		・食品を購入する際は、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選びます。 ・<u>エコショップ認定店</u>を利用します。

基本施策 (3) 資源循環

取り組むこと	事業系ごみの減量	事業者団体 ・ 3 Rに取り組みます。 ・ 「てまえどり」を推進します。 ・ 「ばら売り、量り売り、割引による販売」を推進します。 ・ フードシェアリングサービスを導入します。 ・ エコショップ認定制度を活用します。 ・ 分別を行い、適正に排出します。 ・ 食品廃棄物を排出する個々の事業者に対し、目標年度である令和7(2025)年度までに、家庭系食品ロス量の削減目標と同様の削減割合を努力目標とします。
環境指標		・ 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）（g） ・ 事業系ごみ年間排出量（t） ・ 1人1日当たり家庭系食品ロス量（g）



写真 ダンボールコンポスト講習会

基本施策（3）資源循環

取組方針（3-2）ごみの再資源化の推進

現状と課題	市の分別収集や<u>拠点回収</u>、地域住民による<u>集団回収</u>、事業者による店頭回収により、<u>再資源化</u>を推進しています。 ・小型家電を<u>拠点回収</u>に持ち込むと回答した人は24%、電器店などで引き取ってもらうと回答した人は31%と低迷しています。 ・資源物の回収では、回収量は増加傾向にありますが、<u>集団回収</u>の回収量は減少しています。<u>集団回収</u>量の減少要因は、書籍の電子化や新聞の発行部数の減少、紙の軽量化によるものと考えられます。 さらなる資源循環を進めるため、さらなる分別と再資源化への取組が必要です。また、資源循環の市場・経済を促進するため、<u>再資源化</u>製品を積極的に選択することが必要です。		
めざすべき姿	家庭や事業所のごみが適正に分別され、ごみの資源化率が上昇しています。		
取り組むこと	家庭系ごみの再資源化	市	・家庭系ごみは、<u>集団回収</u>、<u>拠点回収</u>、<u>店頭回収</u>の促進により<u>再資源化</u>を促進します。 ・プラスチックごみの分別を検討します。 ・雑がみの周知を強化します。 ・ごみ分別アプリの普及啓発に努めます。 ・ごみ収集袋への<u>バイオマスプラスチック</u>の採用を供給力・性能・コストなど多面的に検討します。
		市民	・資源物は分別し、地域の<u>集団回収</u>に協力します。 ・<u>拠点回収</u>や店頭回収を積極的に活用します。 ・雑がみを分別し、回収に協力します。 ・小型家電の<u>拠点回収</u>、店頭回収で回収に協力します。 ・ごみ分別アプリなどを活用して<u>再資源化</u>に協力します。
		事業者団体	・スーパー・小売店舗などは、<u>店頭回収</u>や消費者へリサイクルを呼びかけるなど、<u>再資源化</u>の推進に取り組めます。
	事業系ごみの再資源化	市	・事業系ごみは、啓発や事業所訪問により、<u>再資源化</u>を促進します。 ・雑がみの周知を強化します。
		市民	—
		事業者団体	・紙類・食品廃棄物などの<u>再資源化</u>を進めます。 ・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、<u>再資源化</u>にも努めます。
環境指標	・<u>ごみ処理残渣再資源化物回収率</u>（%） ・ごみ分別アプリのダウンロード数（累計）（件） ・スポット収集及び<u>拠点回収</u>量（t）		



図5-5 ごみ分別アプリのアイコン

基本施策 (3) 資源循環

取組方針 (3-3) ごみの適正処理の推進

現状と課題	ごみ処理に係る将来的な視点及び経費削減の観点から、施設の整備（長寿命化を含む。）、広域処理を計画しました。令和5(2023)年4月から茨木市環境衛生センターで摂津市の廃棄物も処理しています。ごみ処理施設の集約により、効率的な運用・処理が実現しました。また、平成27(2015)年7月に「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」を締結しました。これにより、災害発生時に施設の処理能力の低下などにより処理が困難になった場合、近隣自治体に収集運搬及び処理の支援を要請できるようになりました。 ごみの収集から処分に至るまでの適正処理に努めています。また、広域処理を行っており、ごみ処理施設の安全で効率的な運転及び経費の抑制に努めています。						
めざすべき姿	ごみを適正に分別収集し、資源の循環が進んでいます。また、効率的かつ安定的なごみ処理運転を実現し、ランニングコストなどの抑制を図られています。						
取り組むこと	ごみが適正に分別収集されるように市民・事業者などとの連携を図ります。また、ごみの収集から処分に至るまでの方法や経費負担のあり方について検討するとともに、ごみ処理施設の計画的な整備と効率的な運転に努めます。そして、安定的で円滑な広域処理に努めます。 <table border="1"> <tr> <td>市</td><td> ・適正な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。 ・令和23(2041)年度の稼働開始を予定している次期ごみ処理施設について、<u>地球温暖化対策</u>、<u>災害対策</u>などを考慮して、あり方や仕様を検討します。 ・大規模災害に備え、茨木市災害廃棄物処理計画の周知に努めます。 ・事業者やボランティアとの連携を進めます。 ・市が行う工事の施工は、民間の土木・建築などの事業者との委託・請負契約によって行われます。市は、施工による環境への影響を最小限に抑えるために、業者などの適切な選定及び監督・指導を行います。 </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> ・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 ・3R、<u>食品ロス削減</u>によりごみの発生抑制に努めます。 ・<u>災害廃棄物ハンドブック</u>の理解に努めるとともに、災害時は市からの案内などを確認し、生活ごみと災害ごみは分けて出します。 </td></tr> <tr> <td>事業者団体</td><td> ・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、<u>再資源化</u>にも努めます。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分けて適正に処理します。 </td></tr> </table>	市	・適正な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。 ・令和23(2041)年度の稼働開始を予定している次期ごみ処理施設について、<u>地球温暖化対策</u>、<u>災害対策</u>などを考慮して、あり方や仕様を検討します。 ・大規模災害に備え、茨木市災害廃棄物処理計画の周知に努めます。 ・事業者やボランティアとの連携を進めます。 ・市が行う工事の施工は、民間の土木・建築などの事業者との委託・請負契約によって行われます。市は、施工による環境への影響を最小限に抑えるために、業者などの適切な選定及び監督・指導を行います。	市民	・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 ・3R、<u>食品ロス削減</u>によりごみの発生抑制に努めます。 ・<u>災害廃棄物ハンドブック</u>の理解に努めるとともに、災害時は市からの案内などを確認し、生活ごみと災害ごみは分けて出します。	事業者団体	・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、<u>再資源化</u>にも努めます。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分けて適正に処理します。
市	・適正な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。 ・令和23(2041)年度の稼働開始を予定している次期ごみ処理施設について、<u>地球温暖化対策</u>、<u>災害対策</u>などを考慮して、あり方や仕様を検討します。 ・大規模災害に備え、茨木市災害廃棄物処理計画の周知に努めます。 ・事業者やボランティアとの連携を進めます。 ・市が行う工事の施工は、民間の土木・建築などの事業者との委託・請負契約によって行われます。市は、施工による環境への影響を最小限に抑えるために、業者などの適切な選定及び監督・指導を行います。						
市民	・ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。 ・3R、<u>食品ロス削減</u>によりごみの発生抑制に努めます。 ・<u>災害廃棄物ハンドブック</u>の理解に努めるとともに、災害時は市からの案内などを確認し、生活ごみと災害ごみは分けて出します。						
事業者団体	・事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、<u>再資源化</u>にも努めます。 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分けて適正に処理します。						
環境指標	市民1人当たりの収集経費（円） 市民1人当たりの処分経費（円）						

④ SDGs の位置付け



基本施策(3) 資源循環



写真 環境衛生センター

5.4 基本施策（4）生活環境

① 施策の必要性

事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令などの整備により改善が進んでいますが、良好な生活環境を維持するため、引き続き対応を図る必要があります。また、生活排水への対策や事業活動に伴う騒音、悪臭などの環境問題の改善や、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設設置による周辺環境への影響などの環境問題についても、引き続き対応を図る必要があります。

また、標準耐用年数を超える老朽化した下水道施設が増加しており、改築などにより機能を保全する必要があります。

さらに、快適な生活環境を確保するため、引き続き、市民マナー意識の向上を図る必要があります。

② 施策の方向性

大気・水環境などの環境監視による環境の把握と事業者に対する指導に努めるとともに、下水道や公設浄化槽の整備により生活環境の保全の推進に努めます。

また、老朽化した下水道施設の改築を計画的かつ効率的に実施し、施設の機能確保を図ります。

さらに、意識啓発により市民一人ひとりのマナーが向上し、いごこちの良い生活環境を保ちます。

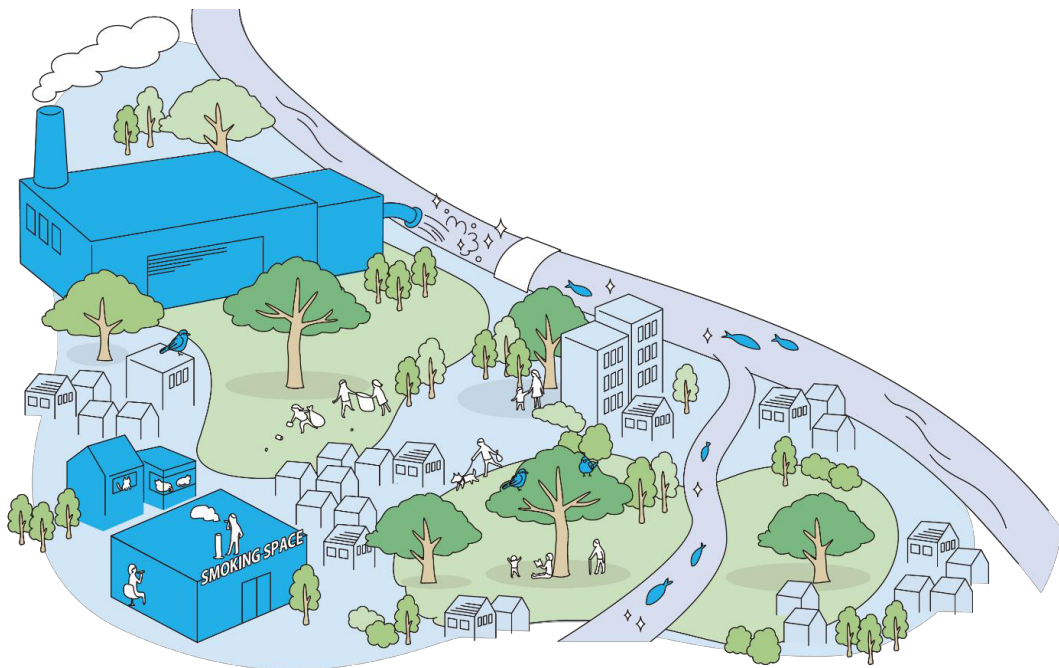


図5-6 生活環境の取り組みのイメージ図

③ 取組内容

取組方針（4-1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

現状と課題	大気質、河川水質などの生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、水などの排出規制を継続する必要があります。 標準耐用年数を超える老朽化した下水道施設が増加しており、改築などにより機能を保全する必要があります。 また、公共下水道や公設浄化槽の整備が進んでいますが、接続促進及び水洗化促進による生活排水対策を進める必要があります。	
めざすべき姿	大気、水などの環境が良好な状態で維持されています。また、事業活動に伴う排水や生活排水が適正に処理されています。	
取り組むこと	市	- 生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づき、大気、水などの環境が良好な状態になるよう努めます。大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。 - 老朽化した下水道施設の改築を計画的かつ効率的に実施し、施設の機能確保を図ります。また、生活排水対策が必要な箇所については、公共下水道や公設浄化槽の整備を行うとともに、接続促進及び水洗化促進により生活環境の改善を図ります。 - 生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づく事業所指導を行うとともに、公共下水道などの施設整備により、生活排水対策を進めます。 - 大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。 - 道路騒音の環境基準達成率が低い路線は、管理者に改善を働きかけます。 - 環境基準の超過が続いている光化学オキシダントは、対策として、法令に基づく規制、府によるNO_x、VOCの排出抑制に係るガイドラインの推奨を継続実施します。 - 老朽化した下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築、更新を実施します。また、下水道未整備箇所については、公共下水道や公設浄化槽の整備を進めます。 - 市民と事業者・団体と行政が一体となって環境美化活動（水路・河川の清掃など）を推進します。
	市民	- 公共下水道による供用開始区域では下水道に、公設浄化槽区域では浄化槽排水設備に、それぞれ早期に接続します。 - 公共交通機関や自転車などの利用に努めます。
	事業者団体	規制の対象となる事業所は、法令などを守り、大気、水などの環境が良好な状態になるよう努めます。
環境指標	- 一般環境における騒音の環境基準達成率（％） - 道路騒音の環境基準達成率（％）（対策は国・府が行うため参考値） 一般国道171号、大阪中央環状線、茨木・摂津線 - 公害苦情の件数（件） - 公共下水道の人口普及率（％） - 公設浄化槽の整備基数（基）	

基本施策（4）生活環境

取組方針（4-2）化学物質等による環境リスクの低減

現状と課題	事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないよう、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。大規模災害に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。		
めざすべき姿	化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。		
取り組むこと	化学物質による環境リスクへの対応	市	- 化学物質の環境への排出量の把握と事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進により、環境保全上の支障を未然に防止できるよう、P R T R制度の適正な運用を進めます。 - 大規模災害発生時の環境保全上の支障を未然に防止するため、事業所における化学物質管理計画書の作成を促進します。
		市民	—
		事業者団体	- 事業者は、P R T R法に基づく届出を行うとともに、化学物質の自主的な適正管理に努めます。 - 化学物質を取り扱う事業所は、環境保全上の支障を未然に防止するため、化学物質管理計画書を作成します。
	遺伝子組換え実験等による環境リスクへの対応	市	ライフサイエンス系施設の設置に際し、遺伝子組換え実験などが環境に影響を及ぼすことがないよう、生活環境の保全に関する条例に基づき指導を行います。
		市民	—
		事業者団体	ライフサイエンス系施設の設置者は、周辺の環境に影響を及ぼさないよう市と環境保全協定を締結し、これを順守します。
環境指標	- 事業所における化学物質排出量（t） - 環境保全協定の締結率（%）		



写真 ライフサイエンスパーク

基本施策（4）生活環境

取組方針（4-3）快適環境の保全

現状と課題	生活環境を損ねる路上喫煙やごみのポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが発生しており対策が必要です。 ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。						
めざすべき姿	モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。						
取り組むこと	モラル・マナーの向上のため、路上喫煙やごみのポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。また、ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。 <table border="1"> <tr> <td>市</td><td> - 路上喫煙防止の周知・巡回・啓発活動を行い、路上喫煙者の減少に努めます。 - 不法屋外広告物の撤去、空き地の管理指導、野焼行為の指導、市内一斉清掃などを継続して実施します。 - 不法投棄のパトロール・看板設置、不法投棄者への指導、廃棄物の適正な取り扱いを示すことで、不法投棄防止に取り組みます。 - ペットの適正飼養を普及啓発します。 - 所有者不明猫などの避妊・去勢手術の補助を行います。 - 飼養者不明の動物やハトなど野生動物へのみだりな餌やりをしないよう普及啓発します。 </td></tr> <tr> <td>市民</td><td> - 市内一斉清掃に参加するなど、快適な生活環境の保全に努めます。 - 飼い犬登録、狂犬病予防注射接種を行います。 - 犬糞は飼い主が持ち帰ります。 - 飼い猫の室内飼育に努めます。 - ペットの適正飼養に努めます。 </td></tr> <tr> <td>事業者団体</td><td> - 市と協力して飼い犬登録、狂犬病予防注射接種率の向上、適正飼養の普及啓発に努めます。 </td></tr> </table>	市	- 路上喫煙防止の周知・巡回・啓発活動を行い、路上喫煙者の減少に努めます。 - 不法屋外広告物の撤去、空き地の管理指導、野焼行為の指導、市内一斉清掃などを継続して実施します。 - 不法投棄のパトロール・看板設置、不法投棄者への指導、廃棄物の適正な取り扱いを示すことで、不法投棄防止に取り組みます。 - ペットの適正飼養を普及啓発します。 - 所有者不明猫などの避妊・去勢手術の補助を行います。 - 飼養者不明の動物やハトなど野生動物へのみだりな餌やりをしないよう普及啓発します。	市民	- 市内一斉清掃に参加するなど、快適な生活環境の保全に努めます。 - 飼い犬登録、狂犬病予防注射接種を行います。 - 犬糞は飼い主が持ち帰ります。 - 飼い猫の室内飼育に努めます。 - ペットの適正飼養に努めます。	事業者団体	市と協力して飼い犬登録、狂犬病予防注射接種率の向上、適正飼養の普及啓発に努めます。
市	- 路上喫煙防止の周知・巡回・啓発活動を行い、路上喫煙者の減少に努めます。 - 不法屋外広告物の撤去、空き地の管理指導、野焼行為の指導、市内一斉清掃などを継続して実施します。 - 不法投棄のパトロール・看板設置、不法投棄者への指導、廃棄物の適正な取り扱いを示すことで、不法投棄防止に取り組みます。 - ペットの適正飼養を普及啓発します。 - 所有者不明猫などの避妊・去勢手術の補助を行います。 - 飼養者不明の動物やハトなど野生動物へのみだりな餌やりをしないよう普及啓発します。						
市民	- 市内一斉清掃に参加するなど、快適な生活環境の保全に努めます。 - 飼い犬登録、狂犬病予防注射接種を行います。 - 犬糞は飼い主が持ち帰ります。 - 飼い猫の室内飼育に努めます。 - ペットの適正飼養に努めます。						
事業者団体	市と協力して飼い犬登録、狂犬病予防注射接種率の向上、適正飼養の普及啓発に努めます。						
環境指標	- 不法投棄収集量（kg） - 年末市内一斉清掃参加者数（人）						

④ SDGs の位置付け



5.5 環境意識・環境教育・環境行動

環境に対する人々の見方、考え方、感じ方であり、人々の生活の指針となりながら、行動様式につながると考えられる「環境意識」は、「環境教育」により醸成され、「環境行動」へとつながり、個人の変化から、社会の変化、新たな成長へとつながる、大切な3つの要素です。

よって、「環境意識」「環境教育」「環境行動」については、人づくり・仕組みづくりに関わる、各基本施策を貫く横断的要素として取組を進めます。

<取組の例>

環境意識



環境教育



環境行動



5.6 環境指標一覧

基準年度は令和5(2023)年度、目標年度は令和16(2034)年度とします。

ただし、分野別に定めた目標があるなど、基準年度が異なるものは、表内に年度を記載しています。

1 環境像「次世代(未来)へつなぐ・みんなで共創する環境のまち」の指標及び目標

分野を横断する、総合的な視点での目標です。

環境指標	基準値 (令和5(2023)年度)	目標 (令和16(2034)年度)	備考
茨木市の環境についての現状に対する満足度(%)	56.5%	76.5%	「茨木市のまちづくりに関するアンケート」により脱炭素・自然環境・資源循環・生活環境全分野で満足・やや満足を選んだ人数の割合

※ 茨木市総合計画策定、中間見直しの際の「茨木市まちづくりに関するアンケート」により把握します。

2 分野別指標及び目標

4つの施策分野ごとに指標及び目標値を設定しました。

環境指標（単位）	基準値 （令和5(2023)年度）	目標 （令和16(2034)年度）	めざす 方向性	備考
脱炭素				
取組方針1－1 脱炭素・省エネルギーの実践及び普及啓発				
市民1人あたりの温室効果ガス 年間排出量（t-CO ₂ ）	4.89 t-CO ₂ 令和3(2021)年度	減少	↘	目標値は「茨木市 地球温暖化対策実 行計画（区域施策 編）」で設定
電力使用量（MWh/年）	1,666千MWh/年 令和4(2022)年度	減少	↘	－
鉄道利用者数 （人/日）	280,945人 令和4(2022)年度	増加	↗	－
バス利用者数 （人/日）	20,051人 令和4(2022)年度	増加	↗	
環境フェアの参加人数（人）	5,200人	7,000人	↗	－
取組方針1－2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進				
太陽光発電の設備容量（kW）	45千kW 令和4(2022)年度	増加	↗	－
再生可能エネルギー導入件数 （累計）（件）	7,800件	増加	↗	－
取組方針1－3 気候変動による影響への適応策の推進				
みどりのカーテン取組件数（件）	55件	65件	↗	－
透水性舗装の導入面積（㎡）	1,259㎡	増加	↗	－
熱中症搬送者数（人）	145人	減少	↘	－
水害・土砂災害ハザードマップ の配布数（冊）	8,000冊	増加	↗	－
自主防災組織主催の訓練等実施 地区数（組織）	26組織	増加	↗	－

第5章 環境像の実現に向けた取組

環境指標（単位）	基準値 （令和5(2023)年度）	目標 （令和16(2034)年度）	めざす 方向性	備考
自然環境				
取組方針2-1 自然資源の利用の推進				
森林ボランティア数（人）	217人	300人	↗	－
エコ農産物栽培面積（ha）	15.5ha	18.3ha	↗	－
農地のマッチング（ha）	27ha	48ha	↗	－
取組方針2-2 生物多様性の保全				
生物多様性に関するイベントの参加者数（人）	4,168人	5,000人	↗	－
環境資源補完調査対象種の確認種数（種）	15種	増加	↗	－
資源循環				
取組方針3-1 ごみの減量化の推進				
市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）（g）	406.2g	減少	↘	目標値は「茨木市一般廃棄物処理基本計画」で設定
事業系ごみ年間排出量（t）	45,003t	減少	↘	目標値は「茨木市一般廃棄物処理基本計画」で設定
1人1日あたり家庭系食品ロス量（g）	47g 令和2(2020)年度	減少	↘	基準年度値・目標値は「食品ロス削減推進計画」で設定
取組方針3-2 ごみの再資源化の推進				
ごみ処理残渣再資源化物回収率（%）	11.54%	増加	↗	－
ごみ分別アプリのダウンロード数(累計)（件）	62,353件	150,000件	↗	－
スポット収集及び拠点回収量（t）	20.4t	25.0t	↗	－
取組方針3-3 ごみの適正処理の推進				
市民1人あたりの収集経費（円）	5,110円	5,000円	↘	－
市民1人あたりの処分経費（円）	8,371円	6,500円	↘	－

第5章 環境像の実現に向けた取組

環境指標（単位）		基準値 （令和 5 (2023)年度）	目標 （令和 16(2034)年度）	めざす 方向性	備考
生活環境					
取組方針 4－1 健康に過ごすことができる生活環境の保全					
一般環境における騒音の環境基準達成率（％）		94.4％ 令和 4 (2022)年度	97.2％	↗	－
※ 参考指標 道路騒音の環境基準達成率（％）	一般国道 171 号	91.2％	94％	↗	※ 対策は国・府が行うため参考指標とする。
	大阪中央環状線	73.9％	80％	↗	
	茨木・摂津線	99.6％	99.8％	↗	
公害苦情の件数（件）		42 件	36 件	↘	－
公共下水道の人口普及率（％）		99.5％	99.7％	↗	－
公設浄化槽の整備基数（基）		147 基	増加	↗	－
取組方針 4－2 化学物質等による環境リスクの低減					
事業所における化学物質排出量（t）		50 t 令和 3 (2021)年度	42 t	↘	－
環境保全協定の締結率（％）		100％	100％	→	－
取組方針 4－3 快適環境の保全					
不法投棄収集量（kg）		129,530kg	120,000kg	↘	－
年末市内一斉清掃参加者数（人）		20,590 人	増加	↗	－

第6章 計画の着実な推進

6.1 計画推進の仕組み

(1) 庁内体制

市は、環境基本計画に記載した施策を総合的に推進するため、庁内体制を構築し、具体的な方策を検討します。

(2) 環境審議会

環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査・審議するために設置されています。学識経験者や市民・事業者の代表で構成されており、環境基本計画の進捗状況について報告をうけ、助言などを行います。

(3) 市民・事業者・市の協力

- ・各主体が役割に応じて主体的に取り組を進めます。
- ・市は、市民や事業者による取組と積極的に連携を図ります。
- ・市は、市民や事業者と大学・教育機関が連携した取組を支援します。
- ・市民・事業者・市が情報共有しながら計画を推進する場として、プラットフォームなどの仕組みの活用を検討します。



図6-1 推進体制

(4) 広域的な連携体制

市域を超えた広域的な課題に取り組むため、環境づくりに関する国、府、関係市町などとの連携を進めます。

6.2 計画の進行管理

本計画の推進状況について、環境基本条例第10条に基づく年次報告書によって公表します。また、環境審議会では、その評価を行い、次の取組につなげていくための助言を行います。

(1) 年次単位の進行管理と年次報告書の公表

- ・各施策の取組状況を把握し、環境指標などにより評価することで進捗管理を行います。
- ・各施策の取組状況については、年次報告書において公表・周知を図ります。

(2) PDCA サイクルによる継続的改善

PDCAサイクル（Plan(計画)-Do(実施)-Check(点検・評価)-Action(改善)）による進行管理を行うとともに、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。

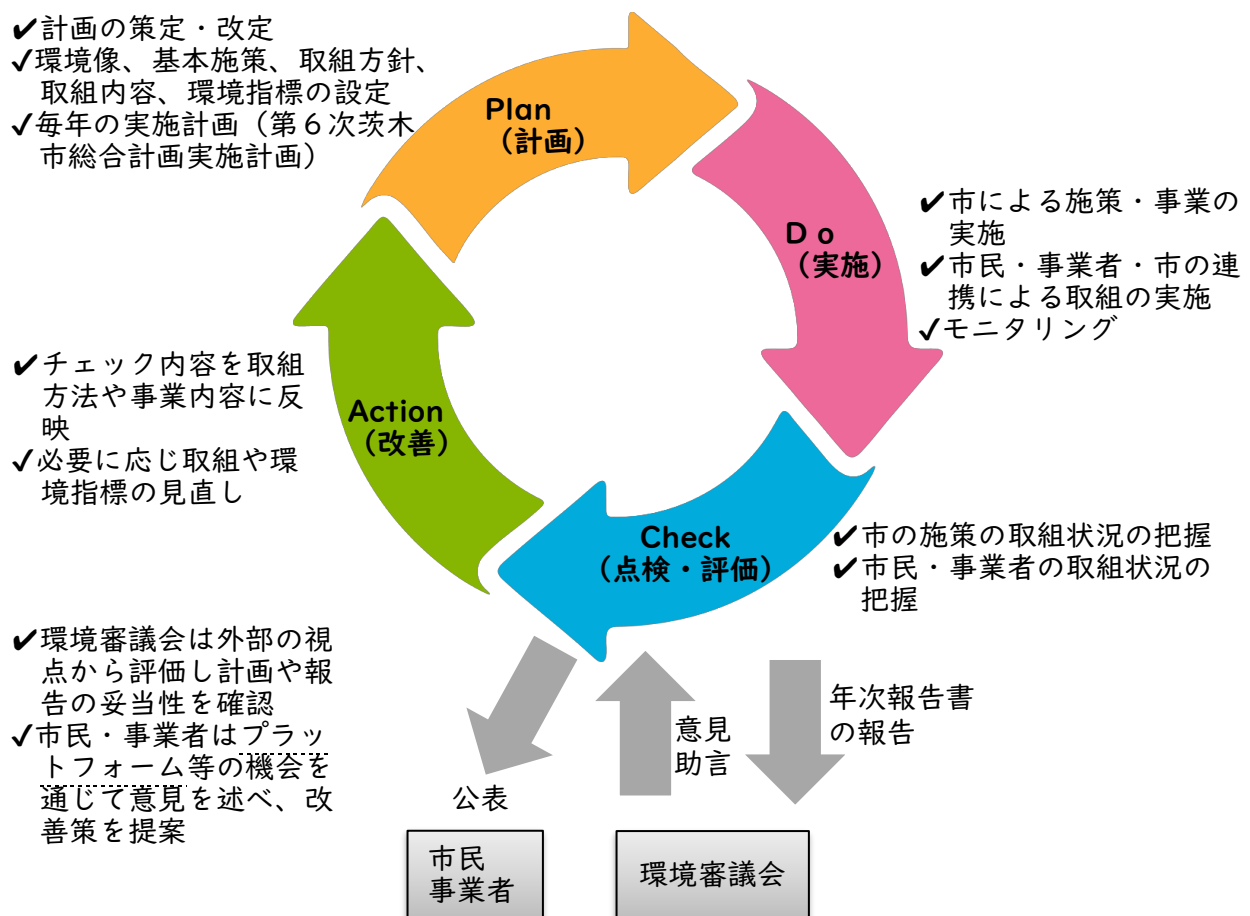


図6-2 PDCAサイクルのイメージ

資料 編

資料 1	茨木市環境基本条例	90
資料 2	茨木市環境審議会規則	96
資料 3	茨木市環境審議会委員名簿	98
資料 4	茨木市環境審議会の開催状況	99
資料 5	茨木市環境審議会の答申	100
資料 6	用語解説	101

資料 1 茨木市環境基本条例

平成15年3月31日

茨木市条例第27号

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密

接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。
- (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- (4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（年次報告）

第10条 市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（環境影響評価）

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

（規制の措置）

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

（資源の循環的利用等の促進）

第13条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

（公共施設の整備等）

第14条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（監視体制の整備）

第15条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

（自主的活動の支援）

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境教育、環境学習の推進)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境の保全等)

第23条 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 （抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（茨木市の環境保全に関する条例の廃止）

2 茨木市の環境保全に関する条例（昭和47年茨木市条例第28号）は、廃止する。

資料２ 茨木市環境審議会規則

平成15年3月31日

茨木市規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市環境基本条例（平成15年茨木市条例第27号）第24条第8項の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 部会長は、部会における審議の経過及び決定事項を会長に報告しなければならない。

7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

8 前各号に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会長又は部会の部会長が必要と認めたときは、委員以外の者をそれぞれの会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会及び部会の庶務は、産業環境部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第36号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

資料3 茨木市環境審議会委員名簿

(委員12名)

令和6年4月1日現在

氏名	備考
泉本 幸男	市民委員
岩渕 善美	平安女学院大学教授
大岩 賢悟	市民ボランティア
金谷 健	滋賀県立大学名誉教授
狩野 尚美	大阪友の会 北摂方面
久米 辰雄	元 京都工芸繊維大学特任教授
小林 春菜	株式会社フォーシーカンパニー
諏訪 亜紀	京都女子大学教授
田中 耕司	兵庫県立大学大学院客員教授
野田 宏明	東洋製罐株式会社 茨木工場
前迫 ゆり	奈良佐保短期大学副学長
山田 俊一	市民委員

資料4 茨木市環境審議会の開催状況

資料5 茨木市環境審議会の答申

資料6 用語解説

用語解説では、本文中の下線.....がある用語を解説しています。

<あ行>

■愛知目標 (p.6)

平成22(2010)年に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」で採択された生物多様性の国際目標。令和4(2022)年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に引き継がれました。

アイピーシーシー

■I P C C (気候変動に関する政府間パネル) (p.26、33 ほか)

地球温暖化(気候変動)の影響や対策について、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うために、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設置された政府間組織のことで、

あくしゅう

■悪臭防止法 (p.55)

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

都道府県知事(市の区域内の地域については、市長)が定める特定悪臭物質(現在22物質が指定)または臭気指数(人間の嗅覚によっておのの程度を数値化したもの)の規制基準があり、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、改善勧告などの行政措置の対象となります。

ダブルユービージーティー

■暑さ指数(WBGT) (p.65)

暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度): Wet Bulb Globe Temperature)とは、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、熱中症の予防を目的としたものです。

■アドプトフォレスト (p.69、70)

大阪府内の森林で、森づくり活動への参画を希望する企業・団体と森林所有者を府がマッチングする大阪府の制度のことで、

はいきぶつ

■一般廃棄物 (p.53、76)

一般家庭の日常生活に伴って出る廃棄物(家庭系一般廃棄物)や、事業活動に伴って出る廃棄物のうち、法律で定められた20種類(産業廃棄物)以外の廃棄物(事業系一般廃棄物)のことです。

はいきぶつ

■一般廃棄物処理基本計画 (p.7、21 ほか)

市区町村がごみ処理やリサイクルを効率的に行うために、地域ごとに定める計画のこと。計画には、ごみの減量、再利用やリサイクルの促進のための具体的な目標や方法が書かれています。

■^{くみか}遺伝子組換え実験 (p.54、80)

ある生物の細胞から遺伝子（DNA：デオキシリボ核酸）の一部を取り出し、他の生物の細胞の遺伝子に組み込んで新しい性質を持たせるなど、人為的に遺伝子を組み換える実験を遺伝子組換え実験といいます。

■茨木市環境基本計画 (p.2、3 ほか)

茨木市環境基本条例第8条の規定に基づき、市域の環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画です。

■茨木市グリーン調達方針 (p.33)

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第10条の規定に基づき、市が環境物品など及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針です。

■茨木市都市計画マスタープラン (p.3、33 ほか)

都市計画法の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、市町村が市民の意見を反映して策定する都市づくりの計画です。本市の最上位計画である「第6次茨木市総合計画」で示されるまちの将来像や方向性、施策展開などに対して、都市づくりの面から計画を具体化していく役割を担っています。

■ウェルビーイング (p.2、3 ほか)

ウェルビーイング（Well-being）は、well（よい）とbeing（状態）からなる言葉です。心身ともに健康で、生活の質や満足感が高い状態を指します。世界保健機関（WHO）では、ウェルビーイングのことを「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される」と紹介しています。

P.5 コラム①参照

■エコオフィスプランいばらき (p.33、35 ほか)

茨木市も市内における事業者として、市自らが環境に配慮した事務事業に取り組み、地球温暖化対策の推進に資することを目的として策定しました。「地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」に位置づけられています。

■エコクッキング (p.73)

環境のことを考えて、「買い物」「料理」「片付け」を行うことです。食材を無駄なく使い切り、地元の食材を活用することで輸送によるCO₂排出を減らすほか、調理中は最小限の水やエネルギーで効率よく加熱・調理すること、また、調理後の生ごみを堆肥化するなどが行動の例に挙げられます。

■エコショップ認定制度 (p.73、74)

廃棄物の発生抑制、減量化または再資源化を図るため、「プラスチックの削減」、「食品ロスの削減」、「再使用・再資源化」、「環境にやさしい取組」、「マイボトル・マイカップの取組」のいずれかを実施し、環境にやさしい店づくりに取り組んでいる市内の店舗を、茨木市エコショップとして認定しています。

■エコ農産物 (p.15、16 ほか)

化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の半分以下で栽培された農産物のことです。

■エコプラスチック (p.73)

環境負荷を軽減することを目的としたプラスチックの一種で、通常のプラスチックよりも持続可能性や環境保全に優れています。トウモロコシやサトウキビなど生物由来の材料で作られたバイオマスプラスチックや、自然に分解される性質を持つ生分解性プラスチック、使用済みプラスチックから作られたリサイクルプラスチックがあります。

■エコポイント (p.43)

「いばらき環境（エコ）ポイント」といい、市民の方を対象として、市が指定する環境配慮した行動をするともらえるポイントです。ためたポイント数に応じて景品が当たる抽選に応募できます。

■SDGs (SDG) (p.3、6 ほか)

平成27(2015)年9月、国連の「持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。2016年～2030年の15年間の達成をめざした国際的な目標で、「貧困」「健康・福祉」「教育」「気候変動」など、17の国際目標が設定されています。2000年の国連サミットで採択されたMDGを発展させたものです。

■NbS (p.30)

「ネイチャーベースド・ソリューション（NbS）」を参照。

■NPO (p.9、29)

「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

■エネルギー政策基本法 (p.50)

省エネ・再生可能エネルギーの導入促進、技術革新支援を実施することで、持続可能なエネルギーの供給体制の確立を図ることを目的とする法律です。

■エネルギーミックス (p.27)

国や地域が電力を得るために使うエネルギー源の組み合わせのことです。石炭、天然ガス、原子力、水力、再生可能エネルギーなどがあり、安定した電力供給のために、それぞれの割合を調整して利用しています。

■MDG (p.6)

ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals）。平成12(2000)年の国連サミットで採択された、環境の持続可能性確保など8つの国際社会の共通目標。

■LED照明 (p.63)

発光ダイオード（LED）を使用した照明器具のことで、白熱電灯や蛍光灯に比べ、省エネルギーかつ長寿命という特徴を持ちます。

■屋上緑化 (p.30)

建築物の屋上に植物を植えて緑化することです。スペースの限られた都市部における緑化手法であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和策の一つとしても注目されています。また、癒しの空間、コミュニケーションの場としても活用されています。建築物の耐荷重に配慮した軽量土壌などの資材や植栽、防水、防根、排水といった様々な工法や技術が開発されています。

■オゾン層 (p.8)

オゾンは酸素原子3個からなる気体で、大気中のオゾンの大部分は地上から約10km～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

■温室効果ガス (p.18、20 ほか)

地表から放射された赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスと呼びます。温室効果ガスには、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンなどがあります。

<か行>

■カーボンニュートラル（炭素中立） (p.26、33 ほか)

温室効果ガスの「排出量」から植林などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を合計で実質ゼロにすることです。

■海洋プラスチックごみ (p.28、33 ほか)

ポイ捨てや放置により、河川などを通じて海へ流出したプラスチックごみのことです。5mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」と呼ばれています。

■外来生物（外来種） (p.44、70 ほか)

人間の活動によって、本来の生息地域から、元々は生息していない地域に入り込んだ生物のことです。外来生物は、新しい環境に適応できず、繁殖することは少ないと考えられています。しかし、新しい環境に適応した外来生物が、在来の生物の脅威となるなど、地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）第2条第1項に規定するものを特定外来生物といいます。

■外来生物法 (p.52、71)

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」と呼ばれます。特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や取扱いを規制し、防除などを行うことを定めた法律です。

■家電リサイクル法 (p.53)

正式には「特定家庭用機器再商品化法」と呼ばれます。一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶式、有機EL式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

■環境基準 (p.12、13 ほか)

人の健康の保護や生活環境を保全するために、大気、水、土壌、騒音などの項目について、維持されることが望ましい基準として法律などで定められたものです。国や地方公共団体などが環境保全のための施策を行う際の目標として設定され、環境基準を達成するために施策を実施します。

■環境基本法 (p.2、5 ほか)

日本の環境保全についての基本理念を示した法律です。国や地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めています。

■環境教育 (p.8、16 ほか)

環境保全について理解を深めるために行われる教育・学習のことです。環境を軸とした持続可能な成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体などの協働の重要性の高まり、国連「E S D（イーエスディー）（持続可能な開発のための教育）（Education for Sustainable Development）」の動きから環境教育推進法が抜本改正され、「環境教育等促進法」が平成24（2012）年に完全施行されています。

■環境資源調査 (p.6、17 ほか)

茨木市内に生息・生育する動植物の把握を目的として、平成27～28（2015～2016）年度に行った調査。哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、魚類、水生生物、昆虫類、植物を対象として現地調査と既存文献調査が行いました。

■環境収容力（プラネタリー・バウンダリー） (p.2、28)

地球が安定した環境を維持できる、人間の活動や汚染の限界値のことです。気候変動、生物多様性の損失、化学物質による汚染などについて設定されています。

■環境配慮契約法 はいりょけいやく (p.50)

温室効果ガスの削減やリサイクルの促進を目的とし、国や自治体が物品を購入したり、工事を依頼したりする際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービスなどを提供する者と契約する仕組みを作るための法律です。

■環境負荷 (p.6、50 ほか)

人間の活動によって環境に加えられる影響であって、環境保全上支障の原因となる可能性のあるものを指します。例えば、材料やエネルギー、化学物質、水資源などの大量使用や消費などが様々な地球環境問題の発生につながる可能性があり、環境に大きなマイナスの影響を与えることとなります。

■環境保全協定 (p.12、13 ほか)

「茨木市生活環境の保全に関する条例」に基づき、ライフサイエンス系施設の設置を動機に市と事業者の間で締結し、地域住民の健康を守り、良好な生活環境を保全するために、安全管理組織の整備、事故などの未然防止などについて定められています。

■環境リスク (p.54、80 ほか)

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のことです。化学物質を指すことが多いですが、その他に自

然環境の改変行為、温室効果ガスの排出による大気中濃度の増加などが挙げられます。なお、化学物質の環境リスクの大きさは、有害性の程度と暴露量（体に取り込む量）によって決まります。これは、たとえ有害性が高くても暴露しなければ安全であり、また、有害性が低くても長時間の暴露や高濃度であれば危険であるためです。

かんばつざい
■間伐材 (p.18、19 ほか)

森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、過密となった林内密度を調整する作業（間伐）によって伐採された木材のことです。

かんわさく
■緩和策 (p.49、50、59)

緩和策とは地球温暖化による悪影響を緩和するための対策で、温室効果ガスの排出削減や吸収を促進します。再生可能エネルギーの推進、エネルギー効率の向上（省エネ）、森林・湿地・藻場など炭素吸収源の保全と拡大があげられます。

■気候危機 (p.2、50)

地球温暖化による気候変動が急激に進み、自然環境や人々の暮らしに大きな影響や被害をもたらすことを指す言葉です。気候変動よりも緊急性を上げて使われる言葉で、悪影響として台風や洪水、干ばつ、森林火災などの気象災害の頻発、海面上昇、水不足、食料不足、生態系の変化、海洋生態系の変化などがあります。

■気候変動 (p.2、6 ほか)

気温及び気象パターンの長期的な変化のことをいいます。太陽周期の変化など自然現象による気候変動もありますが、近年は人間活動による急激な気候変動が問題となっています。

■気候変動適応法 (p.33、34 ほか)

地球温暖化（気候変動）により生活や社会、経済、自然環境への影響が長期的に拡大するおそれがあることから、これらに対する適応（影響への備え）を推進することを目的に制定された法律です。

わくぐみ
■気候変動枠組条約 (p.33、34)

国際連合における、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、正式には「気候変動に関する国際連合枠組条約」と呼ばれます。大気中の温室効果ガス濃度の安定化を目的としており、1994年の発効以降、毎年、締約国会議（COP）が開催されています。

第3回締約国会議（平成9(1997)年）では、先進国の削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、第21回締約国会議（平成27(2015)年）では、全ての国が参加する、令和2(2020)年以降の温暖化対策の枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

■気象災害 (p.25、65)

気象条件の変化や極端な気象現象により起きる災害です。気象災害は昔から存在しますが、気候変動により増加しています。気候変動では、豪雨による洪水・浸水・土砂災害、暴風、渇水、高温などが増えることが考えられます。

■拠点回収 (p.75、85)

市区町村が役所などの施設内に回収ボックスを設置し、市民が持ち込んだ資源を回収するシステムです。回収品目は市区町村によって異なりますが、茨木市では小型家電・パソコン・携帯電話・古紙などを回収しています。

拠点回収の目的は、ごみの減量化やリサイクル、収集車両や処理施設での火災などの防止、そのままごみに出すと危険な物の回収などです。

■クーリングシェルター (p.65)

熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、気候変動適応法第21条に規定された指定暑熱避難施設のこと。茨木市では「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、暑さをしのげる場所として一般に開放するほか、熱中症特別警戒アラート発表の有無にかかわらず、一時的に暑さを避けるための場所としても開放しています。

■クールビズ (p.61、65)

夏の暑い日でも、軽装や適正な室温で快適に過ごすライフスタイルのことです。軽装以外の取り組みとしては、省エネ型エアコンへの買換え、西側の日よけのブラインド、日射の熱エネルギーを遮蔽する効果がある緑のカーテンなどが推奨されています。

■グリーンインフラ (p.4、51)

グリーンインフラストラクチャーの略語。自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のことです。

例えば、“森林の保全と再生”は、森林が二酸化炭素を吸収することで気候変動の緩和に貢献します。また、“都市部での屋上緑化や公園緑地の整備”は、ヒートアイランド現象の緩和、空気の浄化、住民の健康促進などに貢献します。“透水性舗装など雨水が地中にしみ込むまちづくり”は、洪水の緩和（災害リスク低減）、ヒートアイランド現象の緩和、水質浄化に貢献します。

■グリーンインフラ推進戦略 2023 (p.51)

ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX（化石エネルギー中心の産業・社会構造を、再生可能エネルギー中心の構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取組）などの考え方を踏まえ、前戦略を全面改定し策定されました。新たにグリーンインフラのめざす姿（自然と共生する社会）や取組にあたっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野、場面でグリーンインフラを普及・ビルトインする（組み込む）ことをめざし、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけました。

■グリーン購入法 (p.50)

正式には「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」と呼ばれます。国などの公的機関が率先して、環境負荷が少ない製品やサービスの購入を推進するための法律です。対象となる製品やサービスを「特定調達品目」として定めています。

■下水道法 (p.55)

公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることを目的として、公共下水道や都市下水路などの整備と管理に関する基準を定める法律です。下水道の計画・設計・施工・維持管理に関する規定や、排水の水質基準、浄化施設の管理基準、下水の放流先や使用方法について規制しており、地域住民や環境への影響を極力抑えることを義務づけています。

■光化学オキシダント (p.13、14 ほか)

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される物質です。これらの酸化力の強い物質を総称して、オキシダントあるいは光化学オキシダントと呼ばれます。

■公共下水道 (p.12、13 ほか)

公共下水道とは、家庭や工場などの下水を排除・処理する下水道で、地方公共団体が管理する施設です。

■コージェネレーションシステム (p.63)

ガスなどを駆動源にした発電機によって電力を生み出すとともに、その際の排熱を給湯や冷暖房などに利用するシステムのことです。

■小型家電リサイクル法 (p.53)

正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」と呼ばれます。デジタルカメラやゲーム機などの小型家電に含まれている鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルと言われる有用な金属の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図ることを目的とした法律です。

■^{コッブ}COP (p.6、33 ほか)

国際条約で加盟国の最高決定期間として設置される会議（Conference of the Parties）の略です。環境基本計画に関連する COP は主に 2 つあります。

- ①気候変動枠組条約の締約国会議：大気中の温室効果ガス濃度を一定に保つことをめざし、温室効果ガス削減対策などの国際共通ルールを協議する会議として、1995 年から毎年開催されており、令和 6 (2024) 年 12 月現在で第 29 回（COP29）まで開催されています。
- ②生物多様性条約の締約国会議：地球上の生物多様性の保全、持続可能な利用及び遺伝資源から得られる利益の公正な配分をめざすものです。1994 年に始まり、現在では概ね 2 年に 1 回開催し、令和 6 (2024) 年 12 月現在で第 16 回（CDB-COP16）まで開催されています。

■^{ざんさ}ごみ処理残渣再資源化物回収率 (p.75、85)

廃棄物を処理する際に、リサイクルできる資源（鉄分やスラグ）をどれだけ効率よく回収できたかを示す割合のことです。

■コンポスト (p.73、74)

コンポストとは「堆肥（compost）」を意味し、家庭から出る生ごみや落ち葉を、土の中で微生物の力を借りて分解して作った堆肥のことです。

<さ行>

■再エネ電力 (p.50、57)

太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー（再エネ）で発電された電気を指します。再エネは、化石燃料とは異なり資源が枯渇せず、繰り返し利用できるエネルギーです。また、発電時に地球温暖化の原因となる CO₂ を排出しないため、環境にやさしいエネ

ルギー源として注目されています。再エネ電力を利用するには、小売電気事業者が提供する再エネ電気プランに切り替える方法があります。再生可能エネルギーの割合が高いプランを利用することで、再生可能エネルギーの普及につながります。

■^{はいきぶつ}災害廃棄物 (p.34、53 ほか)

災害廃棄物とは、地震や台風などの自然災害によって発生する廃棄物のことを指します。壊れた家財や畳、家屋が浸水・倒壊した木材やがれき類、避難所ごみ、仮設トイレのし尿など、さまざまな廃棄物が含まれます。災害廃棄物は一般廃棄物に区分され、処理責任は市町村にあります。廃棄物処理法では「事業活動によって生じた廃棄物を産業廃棄物」と定められており、災害は事業活動に該当しないためです。

■再資源化 (p.21、23 ほか)

「再生利用（リサイクル）」を参照。

■再使用（リユース） (p.28、72 ほか)

いったん使用された製品や部品、容器などを再使用することです。具体的には、①ある使用者から回収された使用済み機器などをそのまま、または修理などした上で再び別の使用者が利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器などを繰り返し使用する「リターナブル」、③使用者から回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、または修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

■再生可能エネルギー (p.6、18 ほか)

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。エネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負荷が少ないことが特徴です。

■再生利用（リサイクル） (p.28、72 ほか)

廃棄物などを原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材料のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められています。なお、再生利用のうち、廃棄物などを製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造するなど）、化学的に処理して再利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解し再度ペットボトルにする）、焼却熱を利用することをサーマルリサイクルと言います（例：ごみ発電）。

■里地・里山 (p.17、27 ほか)

集落の近隣にあり、人の管理・活用により生かされる自然環境（田んぼ、丘陵地、あぜ道、水路、裏山など）のことです。

■3きり運動 (p.73)

「食材の使いきり」「料理の食べきり」「生ごみの水きり」の3つの「きり」により、生ごみの減量に取り組むことです。

■^{はいきぶつ}産業廃棄物 (p.76)

事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類に分類される廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要

するものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき排出者責任の適正な処理が必要です。

ジーエックス

■ G X (グリーントランスフォーメーション) (p.35)

グリーントランスフォーメーション (GX: Green Transformation) とは、化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造を、脱炭素社会に向けて再生可能エネルギー中心へ転換するとともに、その活動を経済成長の機会とする取組・変革のことです。

ジーディーピー

■ G D P (p.5)

「Gross Domestic Product (グロス・ドメスティック・プロダクト)」の略称で、「国内総生産」を意味します。国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額です。

“国内”のため、日本企業が海外支店などで生産したモノやサービスの付加価値は含みません。付加価値とは、モノやサービスを販売したときの価値から、原材料やその他費用を差し引いた価値のことです。

■ 市街化調整区域 (p.40、41)

都市計画法で定められている都市計画区域における区域区分の一つで、市街化を抑制すべき区域です。市街化調整区域では原則として、市街化を促進するような開発行為などは厳しく制限され、都市施設の整備も行われません。

そくしん

■ 資源有効利用促進法 (p.53)

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」と呼ばれます。製品の設計・製造・流通・廃棄の各段階で、資源の効率的利用やリサイクルを義務付けています。廃棄の削減や再利用を促進することを目的とした法律です。

■ 自然資源 (p.15、36 ほか)

人間が自然環境から得ることができる資源で、生活や経済活動に利用されるすべてのものを指します。大気、土壌、太陽光、鉱物資源、生物資源、河川・海などの水、気候、気象、景観などが含まれます。

■ 自然資本 (p.2、51 ほか)

自然が提供する資源やサービスの価値を、資本として捉えた考え方です。森林や水、大気、土壌、鉱物、エネルギーなどの「資源」及び生態系が提供する「サービス」（例：水の浄化、気候の調整、食料や薬の供給、生物多様性）は人間社会や経済活動にとって重要なものですが、伝統的な経済指標では価値として正確に評価されにくいため、自然資本として概念化し、その価値を理解しやすくした言葉です。

■ 集団回収 (p.21、75)

自治会やこども会、老人会など地域団体が定期的に古紙・空き缶・古布などの資源物を回収し、資源回収業者に引き渡し、再生利用を図る事業のことです。

じゅんかんがた

■ 循環型社会 (p.7、28 ほか)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。資源の採取や廃棄が最小で、かつ環境への影響が少ない形で行われ、一度利用したものが繰り返し使用されるなど、環境への負荷を最小限に抑える社会のことです。

■循環型社会形成推進基本法^{じゅんかんがた} (p.28)

廃棄物の抑制、リサイクルの促進を実施し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するために制定された法律です。循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律であり、循環型社会の形成に向け実効ある取組（法律の制定・改正など）の推進を図るものです。

■循環共生型社会^{じゅんかん} (p.2、28 ほか)

資源を繰り返し利用し、廃棄物を極力抑えながら自然環境と調和して持続可能な発展をめざす社会のことです。

■循環経済（サーキュラーエコノミー）^{じゅんかん} (p.2、6、29 ほか)

大量生産・大量廃棄型の線形経済（リニアエコノミー）から脱却し、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、これまで廃棄物とされていた製品や原材料などを新たな「資源」と捉え、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組みです。

※P.29 コラム③参照

■省エネ法 (p.50)

正式には「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」と呼ばれます。エネルギーの効率化や非化石エネルギーへの転換を推進することで、エネルギーの安定供給と環境負荷の軽減を図ることを目的としています。

■浄化槽^{じょうかそう} (p.78、79 ほか)

個々の家の敷地に設置して汚水を浄化処理する設備です。このうち、し尿だけを処理するものを単独処理浄化槽といい、し尿と生活雑排水（台所、風呂などの排水）を併せて処理するものを合併処理浄化槽といいます。また、公共下水道に代わる施設として合併処理浄化槽を市で設置し、維持管理するものを公設浄化槽といいます。

■浄化槽法^{じょうかそう} (p.55)

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、生活排水や汚水を浄化する浄化槽の設置・維持管理を規定した法律のことです。

■食品リサイクル法 (p.53)

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」と呼ばれます。事業者（飲食店、小売業者、食品メーカーなど）に対して、食品廃棄物の発生の抑制及び減量に関する基本的な事項を定めるとともに、再生利用することなどが定められています。

■食品ロス (p.6、23 ほか)

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品は472万トン（令和4(2022)年）と推計されており、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

■食品ロス削減推進法^{さくげん} (p.33、53 ほか)

正式には「食品ロスの削減の推進に関する法律」と呼ばれます。社会全体として食品ロスを総合的に削減することを目的として、消費者や事業者に対して食品ロス削減に関する知識の普及や啓発などを行うことなどが明示された法律です。目標は、食品ロス量を平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減することです。

■自立・分散型エネルギーシステム (p.63)

電力をその場で作って使う、地産地消型の小規模発電システムのことです。

■振動規制法 (p.55)

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置などを定めた法律です。

■森林環境譲与税^{じょうよ} (p.69)

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、都道府県・市区町村に譲与される税のことです。間伐などの森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発を実施するための財源となります。

■森林サポーター (p.15、16)

茨木市の森林・里山を将来にわたって保全するため、平成17(2005)年度から森林サポーター養成講座を開講しています。森林整備に必要な講義や現地における実習を約半年間行い、修了生の多くは森林ボランティアとして里山保全団体で森林保全活動をしています。

■水質汚濁防止法 (p.54、55)

国民の健康保護と生活環境の保全を図ることを目的に、工場や事業場から出る水や生活排水が河川や地下水を汚染しないよう、規制や対策の推進などを定めた法律です。

■水道法 (p.55)

清浄な水の安定した供給による公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、給水装置の構造基準や水質基準などについて定めた法律です。

■スリーアール^{スリーアール} 3 R (p.28、29 ほか)

ごみを減らすための3つの行動である「リデュース、リユース、リサイクル」の頭文字をとって作られた言葉です。リデュース(Reduce)は廃棄物などの発生抑制(ごみの発生を減らすこと)、リユース(Reuse)は再使用(くり返し使うこと)、リサイクル(Recycle)は再生利用(資源として再生利用すること)を表します。

■スリーアールプラスリニューワブル^{スリーアールプラスリニューワブル} 3 R + Renewable (p.28)

上記の3 Rに Renewable を追加した言葉です。リニューワブル(Renewable)は再生可能資源への置き換えを表します。

■生態系サービス (p.44、51 ほか)

人の暮らしは生物多様性を基盤とし、生態系から得られる自然の恵みによって支えられています。これらの自然の恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。「生態系と生物多様性の経済学」(TEEB)では、生態系サービスを供給サービス、調整サービス、生息・生育地サービス、文化的サービスの4つのサービスに分類して整理しています。

■生物多様性 (p.2、6、31 ほか)

生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。多様な環境の中で生物がつながりあって生きている「生態系の多様性」、多くの種類の生物がいる「種の多様性」、同じ種類の生物でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性があります。

■生物多様性基本法 (p.52)

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、自然と共生する社会を実現することを目的とする法律です。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、国・地方自治体・事業者・国民などの責務、国が講ずべき13の基本的施策などが示されています。

■生物多様性国家戦略 2023－2030 (p.2、6ほか)

生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた、新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画です。2030年までにネイチャーポジティブを実現するという目標が掲げられています。

■瀬戸内海環境保全特別措置法 (p.55)

閉鎖性水域である瀬戸内海の豊かな自然環境の保全や生物多様性・生産性の確保などを目的とした法律です。

■ZEH (p.63、64)

ZEHは「Net Zero Energy House」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称です。外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システム導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量[※]の収支をゼロとすることをめざした住宅です。

※ 「一次エネルギー消費量」とは、建築物で使われている設備機器の消費エネルギーを熱量に換算した値のこと。冷暖房だけではなく、換気や給湯、照明なども含めた合計の値を、一次エネルギー消費量と呼びます。

■ZEB (p.63、64)

ZEBは「Net Zero Energy Building」(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称です。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量[※]の収支をゼロとすることをめざした建築物です。現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階のZEB(ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented)を定性的及び定量的に定義しています。

※ ZEHの注釈を参照。

■ゼロカーボンシティ表明 (p.34)

脱炭素社会に向けて、令和32(2050)年までにCO₂(二酸化炭素)の排出実質ゼロにすることをめざす地方自治体の表明のことです。

■剪定枝 (p.69)

公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくずのことです。

■騒音規制法 (p.55)

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度などを定めた法律です。

<た行>

■ダイオキシン類対策特別措置法^{そち} (p.55)

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去などをするため、必要な規制、汚染土壌に係る措置などを定める法律です。ダイオキシン類は、廃棄物の焼却などにより生成され、土壌や水環境中に長期間残留し、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすと言われていいます。

■大気汚染防止法 (p.54、55)

工場や自動車などからの大気汚染物質の排出を規制し、健康や生活環境への悪影響を防ぐことを目的に制定された法律です。二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）などの排出基準を設定しています。

■第五次循環型社会形成推進基本計画^{じゅんかんがた} (p.2、35)

循環型社会形成推進基本計画とは、ごみや廃棄物を減らしながらリサイクルや再利用（3R）を進めることで資源が循環できる仕組みを作り、環境への負荷を最小限に抑えた社会をめざすための計画です。改定した第五次計画では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進、ウェルビーイング（高い生活の質）の実現などが新たに盛り込まれています。

■脱炭素 (p.8、49 ほか)

地球温暖化の原因となっている、二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量を森林などでの吸収量と均衡させて、実質ゼロにする取組のことです。

■脱炭素社会 (p.3、26 ほか)

温室効果ガスの排出抑制や吸収・回収を推進することで、全体として、温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとする社会を言います。

■脱炭素成長型経済構造移行推進戦略^{ジーエックス}（GX推進戦略） (p.34、35 ほか)

気候変動対策についての国際公約（2030 年度に温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けるとともに、2050 年カーボンニュートラルの実現をめざす。）及び日本の産業競争力強化・経済成長の実現に向けた取組などをまとめたものです。

■地域循環共生圏^{じゅんかん} (p.30)

地域ごとに自然環境や資源の特徴を踏まえ、エネルギーや食料などを地元で循環させる仕組みのことです。地域内で資源循環を進めることで、地域課題を解決し、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

■地球温暖化 (p.2、8 ほか)

産業革命以降、人類の産業・経済活動が活発化し、石油・石炭などの化石燃料が大量に使用されることで「温室効果ガス」が大量に放出されるようになり、一方、森林開発により二酸化炭素を吸収している森林や緑地が減少しています。このように、人類の活動により大気中の「温室効果ガス」の濃度が上昇し、地球全体の気温が急激に上昇している現象を「地球温暖化」と呼びます。「地球温暖化」の進行は気温の上昇のみならず、異常高温や大雨・干ばつの増加など、様々な気候変化を伴うと考えられており、生物の活動や水資源、農作物への影響など、生態系や人の生活・健康に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

■地球温暖化対策実行計画 (p.7、34 ほか)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、区域の社会的・自然的条件に応じ温室効果ガスの排出の抑制などを行うための施策について定めた計画です。「茨木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、中期目標（令和12(2030)年度）及び長期目標（令和32(2050)年度）を設定し、目標達成に向けて市民・事業者・市が実践する取組などを定めています。

■地球温暖化対策推進法 (p.26、33 ほか)

正式には「地球温暖化対策の推進に関する法律」と呼ばれます。地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす、人類共通の課題であることから、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に策定された法律です。京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置などの国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務づけ、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」などについて定めたものです。

■鳥獣保護管理法 (p.52)

正式には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と呼ばれます。鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施や、猟具の使用に係る危険の予防に関する規定などが定められています。

■低炭素 (p.11、18 ほか)

二酸化炭素の排出量を低く抑えることです。

■適応策 (p.34、49、59 ほか)

既に進行している気候変動の影響に対して、社会や自然環境が適応できるようにするための対策です。適応策は、温暖化に伴うリスクを軽減し、人々の生活や生態系が持続可能に存続できるようにすることをめざしています。洪水や渇水への備え、ヒートアイランド対策、熱中症対策、生態系の保全、災害対策などがあげられます。

■デコ活 (p.49、61 ほか)

デコ活とは「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

■てまえどり (p.74)

購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動のことです。

■ 電動車 (p.43、61)

電動車とは、電気を動力源として走行する自動車の総称で、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド車（HV）があります。電動車は、ガソリン車と比較して二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ないため、環境負荷が低いとされています。

■ 特定外来生物 (p.6、17ほか)

本来日本には生息・生育しておらず、生物本来の移動能力を超えて国内に持ち込まれた海外起源の外来種を、外来生物と言います。外来生物の中でも特に生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすと考えられ、外来生物法により指定された生物が特定外来生物です。

■ 土壌汚染対策法 (p.54、55)

土壌の有害物質による健康被害を防ぐために制定された法律です。主に特定有害物質を含む土地の調査・浄化を義務付け、環境保全と安全な土地利用を目的としています。

■ 土地利用ゾーニング (p.40)

土地利用ゾーニングは、都市や地域を「住宅地」「商業地」「工業地」などの目的ごとに区別し、土地の使い方を計画的に整理する方法です。

<な行>

■ ネイチャーベースド・ソリューション (NbS) (p.4、30)

「NbS (Nature-based Solutions)」とは「自然を活用した解決策」を意味しており、健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組です。

■ ネイチャーポジティブ (自然再興) (p.2、6ほか)

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」を指し、これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済、社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促すことで、自然が豊かになっていく状態にしていこうという取組です。

※P.6 コラム②参照

■ NO_x (窒素酸化物) (p.79)

高温で物が燃えるときに発生する窒素の酸化物の総称で、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）などをまとめて指す用語です。

<は行>

■ バイオエタノールプラント (p.18、19ほか)

バイオエタノールとは、サトウキビやトウモロコシなどの生物資源（バイオマス）を発酵させて製造したエタノールのことで、その製造施設（プラント）を指します。バイオマスを原料として生産されたバイオエタノールは、CO₂排出量が少ないという特徴があります。

■ バイオマス (p.34)

植物など、再生可能な生物由来の有機性資源をバイオマスと呼びます。バイオマスを燃焼させた際に放出される二酸化炭素は、もともと植物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であるため、石油などの化石燃料とは異なり、大気中の二酸化炭素濃度を増加させません。このため、「カーボンニュートラル」な資源とされています。

■ バイオマスプラスチック (p.28、73 ほか)

植物などの生物資源（バイオマス）から作られた生物由来のプラスチックのことです。

■ はいきぶつ 廃棄物処理法 (p.53、55)

正式には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と呼ばれます。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分などの処理を実施することで、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の処理に関するルールや、罰則などが細かく規定されています。

■ よくせい 発生抑制（リデュース） (p.28、72 ほか)

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先されます。事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売などの自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取り組みが必要です。消費者は、使い捨て製品や不用品を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しをしないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

■ パリ協定 (p.26、33 ほか)

2020 年以降の温暖化対策の枠組みとして、平成 27(2015)年の「気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）」で採択された協定です。産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑えることを世界共通の長期目標としており、各国は、削減目標を作成、提出、維持し、削減目標を達成するための国内対策を実施することとしています。

■ ヒートアイランド現象 (p.29、30 ほか)

都心の気温が周囲よりも高くなる現象です。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからヒートアイランド（熱の島）といわれています。都市において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化したことが原因といわれています。

■ ピーディーシーエー P D C A サイクル (p.88)

①業務の計画（Plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（Do）し、③実行した業務を評価（Check）し、④改善（Action）する、この4段階を繰り返すことにより、継続的に業務を改善していく仕組みです。

■ ピーアールティーアール P R T R 制度 (p.80)

「Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）」の略称です。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれだけ環境中に排出されたか、または廃棄物などとして事業所外に出たかを、国が集計し公表する仕組みです。

ピーアールティーアール

■ P R T R 法 (p.55、80)

PRTR 法は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」の略称であり、環境への排出量の把握などを行う PRTR 制度と、事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報（SDS）を提供する SDS 制度が定められています。事業者は、自社の施設から排出された特定の化学物質の量を毎年政府へ報告し、政府はその化学物質の排出量や移動量を公開することが義務付けられており、報告内容は PRTR データとして公開され、一般の人々も自由に見ることができます。

バイオシー

■ V O C (p.79)

「Volatile Organic Compounds（揮発性有機化合物）」の略称で、空气中に揮発しやすい有機化学物質の総称です。代表的な物質としてトルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあり、塗料やインク、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれています。

フィット

■ F I T 法 (p.50)

「Feed-in Tariff（フィード・イン・タリフ）」の略称で、「固定価格買取制度」を意味します。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、平成 24(2012)年に施行され、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としています。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できます。平成 29(2017)年に改正され、令和 4(2022)年度から市場連動型の FIP 制度が導入されました。

■ フードシェアリングサービス (p.74)

フードシェアリングとは、何もしなければ廃棄されてしまう食品を、消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や無駄を減らす仕組みです。賞味期限が近いものや規格外の食品を割引販売などで提供するサービスのことです。

■ フードドライブ (p.73)

家庭や事業所で余った食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンクなどの生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設などに寄付する活動です。

じゅんかんそくしん

■ プラスチック資源循環促進法 (p.34、53)

正式には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」と呼ばれます。プラスチック製品を設計段階から資源の節約や有効利用を促進して、ごみの削減をめざす法律です。3R+Renewable を基本原則としており、地方自治体や消費者だけでなく、事業者も含めた取り組みが求められています。なお、3R+Renewable は、Reduce、Reuse、Recycle に Renewable（プラスチック製容器包装・製品の原料を、再生木材や再生可能資源に切り替える）を加えたものです。

■ プラットフォーム (p.18、19ほか)

様々な主体の方が集まり連携し、地域社会の課題などについて共有・理解を図り、お互いの立場を越えて対話する場を言います。

■ プラネタリー・ヘルス (p.54)

人間の健康と地球の環境が相互に影響し合うという考え方のことです。人間が健やかに過ごせる環境は、地球の健康、自然資本の豊かさと生物多様性の保全にも繋がります。

<ま行>

■マイクロプラスチック (p.54)

5 mm以下の微細なプラスチックごみのこと。ペットボトルやレジ袋などのプラスチック製品が、太陽光や波の力、風雨などの影響で小片化や細分化されることで発生します。また、一部の洗顔料や歯磨き粉のスクラブ材にもマイクロプラスチック（マイクロビーズ）が使用されており、排水溝などから流出することもあります。

■マイバッグ (p.73)

スーパーマーケットなどで買物の際に受け取る袋（レジ袋）の削減のために持参する袋です。

■“緑”と“みどり” (p.15、16 ほか)

本計画では、“緑”と“みどり”を次のように使い分けています。

“緑”：人工林、雑木林や市街地の緑地など、個々の“緑”のことです。

“みどり”：個々の“緑”や河川・水路などの水辺を総称して表現しています。

■みどりのカーテン (p.65、84 ほか)

ゴーヤやアサガオなどつる性の植物でつくる自然のカーテンです。壁面緑化の一種で、蒸散作用により周りの気温が下がり、空調機の使用抑制などにより省エネルギーやヒートアイランド対策につながります。

<や行>

■遊休農地 (p.69)

農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と定義されており、現に耕作は行われていないが、草刈が行われ、いつでも耕作できる状態に管理されている場合は含まれません。

■容器包装リサイクル法 (p.53)

一般の家庭でごみとなって排出される商品の容器や包装（びん、PET ボトル、お菓子の紙箱やフィルム袋、レジ袋など）を再商品化（リサイクル）する目的で作られた法律です。消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化（リサイクル）するという役割分担を定めています。

<ら行>

■ライフサイエンス系施設^{しせつ} (p.54、78 ほか)

遺伝子組換え実験など及び遺伝子組換え生物の保管、運搬を行うための施設です。

■リサイクル (R e c y c l e) (p.28、53 ほか)

「再生利用」を参照。

■リサイクル法 (p.53)

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3(1991)年制定）」と呼ばれます。リサイクルの推進を目的に、各製品の設計・製造段階においての環境への配慮、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築のためなどの規定が定められた法律です。個別のリサイクル法として、「容器包装リサイクル法（平成7(1995)年制定）」、「家電リサイクル法（平成10(1998)年制定）」、「食品リサイクル法（平成12(2000)年制定）」、「建設リサイクル法（平成12(2000)年制定）」、「自動車リサイクル法（平成14(2002)年制定）」、「小型家電リサイクル法（平成24(2012)年制定）」、「プラスチック資源循環促進法（令和3(2021)年制定）」が制定されています。

■リデュース (Reduce) (p.28)

「発生抑制」を参照。

■リユース (Reuse) (p.28、53)

「再使用」を参照。



第3次 茨木市環境基本計画

令和7(2025)年3月 発行

発行 茨木市

編集 茨木市産業環境部環境政策課

(茨木市役所本館8階)

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話 (072)620-1644

この冊子は、環境に配慮した植物油インキを起用しています。
200部作成し、1部あたりの単価は〇,〇〇〇円です。

(仮)
再生紙マーク
など

(仮)
インクマーク
など